

予算審査特別委員会

平成18年3月 9日

午前9時00分 開会

於 斑鳩町第一会議室

議 長

中西和夫

委員 長

小野隆雄

副委員 長

里川宜志子

出席委員

嶋田善行

松田正

飯高昭二

三木誓士

理事者出席

町 長	小城利重	助 長	役 芳村 是
収 入 役	中野秀樹	教 育 長	栗本裕美
総務部長	植村哲男	総務課長	西本喜一
総務課参事	吉田昌敬	企画財政課長	藤原伸宏
企画財政課参事	野口英治	税務課長	植嶋滋継
住民生活部長	中井克己	福祉課長	西川 肇
健康推進課長	清水孝悦	環境対策課長	清水健也
住民課長補佐	清水昭雄	都市建設部長	藤本宗司
建設課長	堤 和雄	観光産業課長	今西弘至
都市整備課長	藤川岳志	都市整備課参事	西田哲也
教委総務課長	野崎一也	生涯学習課長	阪野輝男
上下水道部長	池田善紀	上水道課長	水田美文
下水道課長	谷口裕司	会計室長	御宮知恒夫
監査委員書記	佐藤滋生		

議会事務局職員

議会事務局長 浦口 隆 係 長 猪川 恭 弘

(午前9時00分 開会)

○中西議長 おはようございます。本予算審査特別委員会の開催をお願いいたしましたところ委員の皆様には早朝からご出席をいただきまして、本当にありがとうございます。

嶋田委員には所用のため少しおくれるとの連絡を受けています。

ただいまから本会議から付託をされました平成18年度斑鳩町一般会計、各特別会計及び水道事業会計予算についての審査を行っていただきますが、会議に先立ちまして正副委員長を互選いただきますため暫時休憩をいたします。

(午前9時00分 休憩)

(午前9時01分 再開)

○中西議長 再開いたします。

休憩中に互選をいただきました結果、委員長に小野委員長、副委員長に里川委員を互選されましたので、お二人にはよろしく願いをいたします。

ここで委員長と交代のため暫時休憩をいたします。

(午前9時01分 休憩)

(午前9時02分 再開)

○小野委員長 再開いたします。

皆様のご推挙によりまして予算審査特別委員会委員長を務めさせていただきます。里川副委員長とともに委員会の運営に当たらせていただきますので、皆様のご協力方よろしくお願い申し上げます。

理事者各位におかれましても的確な説明、答弁をされるよう努められ、スムーズな審査ができますようお願いしておきます。

それでは、ここで署名委員を委員長において指名いたします。

里川委員、松田委員の両委員を指名いたします。両委員にはよろしくお願いいたします。

初めに、町長のあいさつをお受けいたします。小城町長。

○小城町長 おはようございます。議案の第22号の平成18年度斑鳩町一般会計予算について、特に今回は86億という予算を組んでおります。今、委員長おっしゃったように、慎重審議を得まして、また理事者側としても誠意ある回答をさせていただいて、できるだけまた皆様のご審議をお願いしておきます。

それでは、最終的に原案どおりご承認いただくことをよろしく願いしまして、あいさつとします。ありがとうございました。

○小野委員長 それでは、本会議から付託を受けました議案第22号、平成18年度斑鳩町一般会計予算について、議案第23号、平成18年度斑鳩町国民健康保険事業特別会計予算について、議案第24号、平成18年度斑鳩町老人保健特別会計予算について、議案第25号、平成18年度斑鳩町大字龍田財産区特別会計予算について、議案第26号、平成18年度斑鳩町公共下水道事業特別会計予算について、議案第27号、平成18年度斑鳩町介護保険事業特別会計予算について、議案第28号、平成18年度斑鳩町水道事業会計予算について、以上7議案を一括上程し、議題といたします。

初めに、審査の方法についてお諮りいたします。最初に一般会計について審査することとし、理事者から一般会計の総括説明と歳入全般についての説明を受けた後これに対する質疑を行い、次に歳出については第1款から各款ごとに説明、質疑を順次行うこととして一般会計の審査を行い、次に各特別会計の審査については会計ごとに全体の説明を受けた後それぞれ質疑を行うことで審査を進めたいと思います。このような順序で行っていきたいと思いますが、ご異議ございませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○小野委員長 それでは、そのように進めてまいります。

初めに、議案第22号、平成18年度斑鳩町一般会計予算についての審査に入ります。

総括説明と歳入全般についての説明を求めますが、本会議初日に町長から施政方針について詳細な内容の説明を受けておりますので、この説明を受けていることを前提にこれと重複しない内容での説明を求めます。植村総務部長。

○植村総務部長 それでは、議案第22号、斑鳩町一般会計予算の総括説明をさせていただきます。

まず、議案書を朗読させていただきます。

議案第22号 平成18年度斑鳩町一般会計予算について

標記について、地方自治法第211条第1項の規定により、別紙のとおり提出し、議会の議決を求めます。

平成18年3月2日提出

斑鳩町長 小 城 利 重

それでは、一般会計予算書に基づきましてご説明をさせていただきたいと思います。

初めに、本町の財政環境につきましてご説明を申し上げます。

本町の財政環境は、歳入面につきましては、町民税において日本経済が民間需要中心に緩やかな改善を示し、景気回復による雇用・所得環境の改善が見込まれていることや配偶者特別控除上乘せ分の廃止、生計同一の妻への本則課税、老年者控除の廃止などの税制改正により増収が見込まれる回復の兆しが見えております。

しかしながら、基幹的な一般財源であります地方交付税や固定資産税が、地方交付税では地方交付税改革に伴う交付税総額の抑制、固定資産税にありましては18年度評価替えにより在来分の家屋が減価することや土地についても本町の地価が平均4.7%下落したことが影響したことから引き続き減収しており、さらには地方交付税の振り替えである臨時財政対策債も大幅に減額されるなど主要一般財源収入の減少傾向に歯止めがかからない状況にあります。

一方、歳出面におきましては、少子・高齢社会の進展に対応した社会保障関連経費の増加や障害者自立支援法の施行に伴う新たな取り組み、本町の課題でありますJR法隆寺駅周辺整備をはじめとする都市基盤整備への対応、本町の責務である史跡藤ノ木古墳や史跡中宮寺跡の整備など文化財の保存・継承への取組みなど、各分野において相当額の財政需要が生じております。さらには、安全・安心の町づくりなど時代の変化に即した新たな施策の展開も求められております。

そうしたことから平成18年度におきましても引き続き大幅な財源不足が生ずる厳しい状況となっております。このため職員総数の抑制、町三役・教育長の給料の抑制、部課長及び課長補佐の管理職手当の抑制などによる人件費の抑制や内部管理経費を中心とした事務事業経費の縮減、さらには団体運営補助金等の補助金の見直しを行うとともに臨時財政対策債、減税補てん債などの特例的な町債を発行するなどして収支の均衡に努めておるところでございます。

しかしながら、これら対応だけでは収支の均衡を図ることは難しく、なお不足する財源につきましてはやむを得ず公共施設整備基金や都市計画事業整備基金、藤ノ木古墳整備基金などの目的基金の活用に加え財政調整基金の取崩しを行い、収支の均衡を図ったところでございます。

このように基金の取崩しによって対応する厳しい財政環境ではありますが、「第3次斑鳩町総合計画」に掲げた主要施策の着実な推進と、今求められている行政課題に果敢に取り組むため、限られた財源を真に必要な優先度の高い施策・事業に優先的に配分し、

予算を編成したところでございます。

以上、簡単でございますが、本町の財政環境についての説明とさせていただきます。

それでは、お配りいたしております一般会計予算書の1ページをお開きいただきたいと思います。

初めに、予算総則につきまして朗読をさせていただきます。

平成18年度斑鳩町一般会計予算

平成18年度斑鳩町一般会計の予算は、次に定めるところによる。

(歳入歳出予算)

第1条 歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ86億円とする。

2 歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額は、「第1表 歳入歳出予算」による。

(債務負担行為)

第2条 地方自治法第214条の規定により債務を負担する行為をすることができる事項、期間及び限度額は、「第2表 債務負担行為」による。

(地方債)

第3条 地方自治法第230条第1項の規定により起こすことができる地方債の起債の目的、限度額、起債の方法、利率及び償還の方法は、「第3表 地方債」による。

(一時借入金)

第4条 地方自治法第235条の3第2項の規定による一時借入金の借入れの最高額は、15億円と定める。

(歳出予算の流用)

第5条 地方自治法第220条第2項ただし書の規定により歳出予算の各項の経費の金額を流用することができる場合は、次のとおりと定める。

(1) 各項に計上した給料、職員手当及び共済費(賃金に係る共済費を除く。)に係る予算額に過不足を生じた場合における同一款内でのこれらの経費の各項の間の流用

平成18年3月2日提出

斑鳩町長 小 城 利 重

次に、予算総則に定めました「債務負担行為」と「地方債」の内容につきましてご説明を申し上げます。9ページをお開きいただきたいと思います。

はじめに、債務負担行為についてでございますが、第2表、債務負担行為として、債

債務負担行為にかかります事項、期間及び限度額について定めております。

債務保証では、斑鳩町土地開発公社が資金調達として金融機関から借り入れます資金の債務保証額を定めております。その期間につきましては平成18年4月1日から平成19年3月31日とし、限度額は30億円と定めてございます。

次に、債務負担行為であります。平成19年度から導入を予定しております「学校給食調理・洗浄業務委託契約」にかかります債務負担行為、そして斑鳩町土地開発公社に依頼しております都市計画道路事業用地取得等に係る事業の債務負担行為を定めております。

「学校給食調理・洗浄業務委託契約」では、債務負担行為の期間を平成19年1月1日から平成22年3月31日とし、限度額は3,150万円と定めております。

本ページの「都市計画道路事業用地取得」から次のページ、「(仮称)文化財活用センター事業用地取得」までは斑鳩町土地開発公社に依頼しております用地取得にかかる債務負担行為を定めてございます。その期間につきましてはそれぞれにおきまして、平成18年4月1日から平成19年3月31日とし、限度額は都市計画道路事業用地取得では4億400万円、都市計画道路代替用地取得では6億4,800万円、道路新設改良事業用地取得では2億4,400万円と定めております。それでは10ページに移りまして、法隆寺駅周辺整備事業用地取得では6億5,700万円、(仮称)総合福祉会館事業用地取得では1億9,700万円、町単独土地改良事業用地取得では1,000万円、(仮称)文化財活用センター事業用地取得で3,900万円とそれぞれ定めてございます。

それでは、11ページにお移りいただきたいと思っております。地方債についてでございます。第3表、地方債として、起債の目的、限度額、起債の方法、利率及び償還の方法について定めてございます。その内容についてご説明をさせていただきます。

恐れ入りますが、予算書の40ページから41ページをお開きいただきたいと思っております。初めに、第1目の民生債でございます。総合福祉会館建設事業債といたしまして、(仮称)総合福祉会館の建設にかかります町債2,970万円を計上いたしております。これについては起債充当率75%、交付税の措置率は52.3%を見込んでございます。

次に、第2目の農林水産業債であります。土地改良事業債として農道整備等にかかります町債2,310万円を計上いたしております。これについては資金手当として借

入れるものでございまして、起債充当率は75%となっております。

次に、第3目の土木債であります。地方特定道路整備事業債といたしまして法隆寺線整備事業にかかります町債8,700万円を計上いたしております。これにつきましては起債充当率100%、交付税の措置率は一部資金手当として借り入れる分を除きまして30%を見込んでございます。また、まちづくり事業債として、(仮称)文化財活用センター整備、JR法隆寺駅周辺整備事業等にかかります町債5,820万円を計上いたしております。これらについては起債充当率は75%、交付税の措置率は7.5%を見込んでございます。JR法隆寺駅周辺整備事業債といたしましては、JR法隆寺駅の駅舎橋上化等にかかります町債4億3,910万円を計上いたしております。これらについては起債充当率は75%または100%でございます。交付税措置率につきましては一部資金手当として借り入れますものを除きまして22.5%を見込んでございます。

次に、第4目の臨時財政対策債であります。引き続き地方負担分の地方一般財源の不足に対処するため、地方財政法第5条の特例といたしまして発行される臨時財政対策債3億3,170万円を計上してございます。この臨時財政対策債の元利償還相当額については、その全額が後年度地方交付税の基準財政需要額に算入されることとなっております。

最後に、第5目の減税補てん債でございますが、恒久的減税の実施に伴う減収の一部に対処するため地方財政法第5条特例といたしまして発行するものでございまして、4,010万円を計上いたしております。

これらの町債を合わせました合計額は10億890万円となり、前年度の予算額と比較いたしまして1億7,950万円、15.1%の減となっております。

予算書の169ページをお開きいただきたいと思います。地方債残高の見込みについてでございますが、平成18年度末の一般会計における地方債残高見込み額につきましては、一番右上であります。87億1,707万8,000円となる見込みでございます。上水道事業、公共下水道事業合わせました残高合計につきましては一番右下の170億267万9,000円となる見込みとなっております。

続きまして、一般会計歳出予算にかかります総括説明をさせていただきます。歳出予算の各費目の詳細につきましては後ほど各担当部長から説明をさせていただくこととなります。私の方からは簡単に予算の目的別に沿って前年度の予算額との比較、予

算の財源内訳及びその主な取り組み、そして性質別の主な増減についてご説明を申し上げます。

それでは、予算書の15ページをお開きいただきたいと思います。はじめに、第2款の総務費につきましては8億8,272万4,000円を計上いたしております。前年度と比較いたしまして451万5,000円、0.5%の増額となっております。予算の財源内訳につきましては、国・県支出金で4,965万5,000円、その他で4,446万3,000円、一般財源で7億8,860万6,000円となっております。

その主な取り組みにつきましては、地域集会所施設整備の支援で1,038万9,000円、職員研修の実施で101万3,000円、文化振興財団への支援で1,279万6,000円、男女共同参画社会づくりの推進で112万6,000円、女性総合相談の実施で50万円、宝くじまちの音楽会の開催で70万円、町制60周年記念式典の開催で400万円、地域防犯の推進で89万3,000円、青少年健全育成の推進で218万6,000円をそれぞれ計上いたしております。

次に、第3款の民生費につきましてでございますが、17億9,314万7,000円を計上いたしております。前年度と比較いたしまして8,605万2,000円、5%の増額となっております。予算の財源の内訳につきましては、国県支出金で4億3,502万1,000円、地方債で2,970万円、その他で1億2,831万6,000円、一般財源で12億11万円となっております。

その主な取り組みにつきましては、社会福祉協議会との連携で3,950万円、高齢者優待券交付事業など高齢者福祉の推進で2億4,645万5,000円、医療費の助成で1億2,297万4,000円、人権問題の啓発で133万7,000円、障害者自立支援事業など障害者福祉の推進で2億5,339万2,000円、介護保険事業への支援で2億2,641万円、(仮称)総合福祉会館の建設では4,000万円、児童手当の給付で1億5,782万9,000円、保育体制の充実など児童保育の推進で3億2,302万4,000円をそれぞれ計上いたしております。

次に、第4款の衛生費でございます。8億2,161万6,000円を計上いたしております。前年度と比較いたしまして1億170万7,000円、11%の減額となっております。予算の財源内訳は、国・県支出金で2,320万3,000円、その他で7,405万9,000円、一般財源で7億2,435万4,000円となっ

ております。

その主な取り組みでございますが、愛と輝き夢フェスタの開催で126万円、高齢者インフルエンザ予防接種などの感染症予防の対策では3,486万4,000円、乳児健診など母子保健の推進で663万3,000円、基本健康診査などの健康づくりの推進で5,646万5,000円、ISO14001の推進・啓発などの環境対策で240万4,000円、ごみ処理・し尿処理で5億1,388万円などをそれぞれ計上いたしております。

次に、第5款の農林水産業費につきましては1億2,635万8,000円を計上いたしております。前年度と比較いたしまして1,008万4,000円、7.4%の減額となっております。その予算の財源内訳でございますが、国・県支出金で873万8,000円、地方債で2,310万円、その他で2,169万3,000円、一般財源で7,282万7,000円となっております。

その主な取り組みでございますが、産業フェスティバルの開催など農業振興で378万3,000円、農道等の土地改良事業への対応で6,444万3,000円、生産調整推進対策の推進で545万5,000円、遊休農地解消総合対策の推進で77万5,000円、里山林機能回復の推進で51万6,000円などを計上いたしております。

次に、第6款の商工費についてでございます。1億513万7,000円を計上いたしております。前年度と比較いたしまして63万2,000円、0.6%の減額となっております。予算の財源内訳につきましては、国・県支出金で283万円、地方債で290万円、その他で1,065万円、一般財源で8,875万7,000円となっております。

その主な取り組みでございますが、シルバー人材センターの充実で1,043万円、商工会に対する支援で1,200万円、債務保証による支援体制の整備で300万円、観光協会に対する支援で855万円、木造世界遺産の活用で150万円、斑鳩の里ふるさと秋祭りの開催や観光ルートサインの設置などの歴史街道ネットワーク事業への取組みで860万7,000円、観光自動車駐車場内のトイレ改修で512万5,000円などを計上いたしております。

次に、第7款の土木費でございます。20億847万1,000円を計上いたしております。前年度と比較いたしまして1億4,228万2,000円、7.6%の増額

となっております。予算の財源内訳は、国・県支出金で1億1,805万3,000円、地方債で5億4,710万円、その他で3億4,492万1,000円、一般財源で9億9,839万7,000円となっております。

その主な取り組みについてでございますが、道路環境の整備で4,584万2,000円、道路の新設改良で2億6,168万円、水路等の河川改修で3,820万円、法隆寺線の整備で1億3,200万円、公共下水道事業への支援で3億3,182万1,000円、景観形成作物の栽培で311万5,000円、JR法隆寺駅周辺整備の推進で9億9,617万5,000円などをそれぞれ計上いたしております。

次に、第8款の消防費でございます。3億3,107万8,000円を計上いたしております。前年度と比較いたしまして348万8,000円、1.1%の増額となっております。予算財源の内訳につきましては、その他で12万円、一般財源で3億3,095万8,000円となっております。

その主な取り組みでございますが、西和消防組合との連携で2億9,043万4,000円、消防団の運営で1,930万3,000円、災害物資の備蓄で280万円、避難所施設の充実で310万円、防災ハザードマップの作成で90万円などをそれぞれ計上いたしました。

次に、第9款教育費についてでございます。9億8,750万8,000円を計上いたしております。前年度と比較いたしまして1億6,018万3,000円、14%の減額となっております。予算の財源内訳につきましては、国・県支出金で1億4,196万3,000円、地方債では3,430万円、その他で6,012万4,000円、一般財源で7億5,112万1,000円となっております。

その主な取り組みでございますが、小・中学校講師の配置で1,892万9,000円、小・中連携教育の調査研究で70万円、「子ども安全安全メール」の配信で64万円、学校校舎の耐震補強で1,100万円、新規格机・いすの導入で621万円、学校図書の本の整備で428万8,000円、総合的な学習の推進で150万円、日本伝統文化の学習で64万円、斑鳩の里文化芸術祭の開催で157万4,000円、(仮称)文化財活用センターの整備で8,085万円、町内遺跡の発掘調査・保存で390万2,000円、史跡藤ノ木古墳整備で6,150万1,000円、史跡中宮寺跡の整備で6,615万8,000円、法隆寺若草伽藍跡歴史講演会の開催で20万円、図書館サービスの充実で1,156万3,000円、町立図書館蔵書の充実で1,9

00万円、小・中学校、町民プール、スポーツセンターへの自動体外式除細動器の導入で57万4,000円などをそれぞれ計上いたしております。

最後に、第11款の公債費についてでございます。13億9,882万円を計上いたしております。前年度と比較いたしまして1,968万7,000円、1.4%の増額となっております。予算の財源内訳につきましては、国・県支出金で2,450万9,000円、その他で1,887万7,000円、一般財源で13億5,543万4,000円となっております。平成14年度及び15年度に発行いたしました臨時財政対策債、平成15年度に発行いたしました中宮寺跡史跡用地購入事業債にかかります元金償還が始まったことから増額となっております。

続きまして、歳出予算の性質別の状況につきましてご説明申し上げます。恐れ入りますが、平成18年度予算関係参考資料の13ページ、一般会計性質別明細書により大きく増減のありましたものを中心に前年度との比較でご説明をさせていただきたいと思っております。

はじめに、義務的経費であります。35億5,370万円となっております。前年度と比較いたしまして2,337万円、0.7%の減となっております。人件費につきましては、職員総数の抑制、町三役、教育長の給料の抑制、部課長及び課長補佐の管理職手当の抑制などにより前年度と比較いたしまして1億20万4,000円、5.8%の減となっておりますが、扶助費が児童手当の拡充や高齢社会の進展により、また公債費では平成14年度及び15年度に発行した臨時財政対策債、平成15年度に発行いたしました中宮寺跡史跡用地購入事業債にかかります元金償還がはじまったことからそれぞれ増となっております。

次に、経常的経費でございます。31億9,846万円となっております。前年度と比較いたしまして7,622万9,000円、2.3%の減となっております。経常的経費のうち物件費につきましては内部事務経費の見直しやごみ処理業務等委託料の縮減が図れたことなどによりまして前年度と比較いたしまして1億9万6,000円、6.4%の減となっております。また、補助費等では団体運営補助金等の補助金の見直しなどにより、552万5,000円、0.8%の減となっております。

一方、繰出金につきましては、公共下水道事業特別会計繰出金では事業加入負担金や使用料収入の増加が引き続き見込めることから前年度と比較いたしまして839万1,000円、2.5%の減、また国民健康保険事業特別会計繰出金が県補てん制度の廃

止等により前年度と比較して1,314万2,000円、6.9%の減となったものの介護保険事業、老人保健などの社会保障関係への繰出金が増加したことから2,741万6,000円、3.1%の増となっております。

最後に、投資的経費につきましては17億8,371万6,000円となっております。前年度と比較いたしまして4,572万6,000円、2.6%の増となっております。これにつきましては中宮寺跡史跡用地購入事業にかかります事業費は減となったものの、JR法隆寺駅周辺整備事業費の増や史跡藤ノ木古墳整備事業、(仮称)文化財活用センター整備事業への取り組みによるものでございます。

以上、簡単ではありますが、歳出予算にかかります総括説明とさせていただきます。

続きまして、歳入予算の内容についてご説明を申し上げます。一般会計予算書の16ページをお開きいただきたいと思っております。あわせてまして予算関係資料の4ページから10ページにかけて税目ごとの積算の内容を添付しておりますので、あわせてごらんいただきたいと思っております。

はじめに、第1款の町税についてでございます。町税全体につきましては28億6,750万円を計上いたしております。前年度の予算額と比較いたしまして1億1,990万円、4.4%の増となっております。引き続き課税客体、課税標準等の的確な把握、着実な滞納整理を図り、その確保を図ってまいりたいと考えております。

それでは税目ごとに説明させていただきますと、第1項の町民税については景気回復による雇用・所得環境の改善が見込まれていることや、配偶者特別控除の上乗せ分の廃止、生計同一の妻への本則課税、老年者控除の廃止などの税政改正により増収が見込まれることから、前年度の予算額と比較し1億7,280万円、14%の増を見込んでおりまして、14億670万円を計上いたしております。

次に、第2項固定資産税については、18年度評価替えにより在来分家屋が減価することや本町の地価が引き続き下落していることが影響して減収となっておりますことから前年度の予算額と比較いたしまして5,240万円、4.5%減の11億870万円を計上いたしております。

次に、17ページでございます。第3項の軽自動車税につきましては課税台数の増加によりまして増収が見込まれることから前年度予算額と比較いたしまして120万円、3.8%増の3,280万円を計上いたしております。

次に、18ページ、第4項のたばこ税についてでございます。税制改正により増収が

見込まれることから前年度の予算額と比較し500万円、2.6%増の1億9,900万円を計上いたしております。

第5項の都市計画税につきましては、固定資産税と同様の理由により減収となりますことから前年度の予算額と比較いたしまして670万円、5.3%減の1億2,030万円を計上いたしております。

次に、19ページの第2款の地方譲与税についてでございます。地方譲与税全体では2億7,410万円を計上いたしております。前年度の予算額と比較いたしまして9,610万円、54%の増となっております。

第1項の所得譲与税につきましては、国庫補助負担金改革に伴いまして所得税から個人住民税の分割的な税源移譲を実施するまでの間の暫定措置といたしまして所得譲与税による税源移譲が実施されますことから前年度と比較いたしまして9,540万円、95.1%増の1億9,570万円を計上いたしております。

第2項の自動車重量譲与税におきましては5,800万円、第3項の地方道路譲与税では2,040万円をそれぞれ計上いたしております。これらにつきましては平成17年度の譲与見込額をもとに地方財政計画等に基づいて算定したものでございます。

続きまして、20ページでございます。第3款の利子割交付金でございます。預金利子の低迷等により前年度の予算額と比較いたしまして1,000万円、30.3%減の2,300万円を計上いたしております。

次に、第4款の配当割交付金につきましては1,400万円を計上いたしております。前年度の予算額と比較いたしまして60万円、4.1%の減となっております。これにつきましては平成17年度の交付見込額をもとに地方財政計画等に基づいて算定したものでございます。

次に、第5款株式等譲渡所得割交付金については1,100万円を計上いたしております。前年度の予算額と比較いたしまして760万円、223.5%の増となっております。これにつきましても平成17年度の交付見込額をもとに地方財政計画等に基づいて算定したものでございます。

次に、21ページでございます。第6款の地方消費税交付金についてでございます。景気回復により個人消費等の改善が見込まれることから前年度の予算額と比較いたしまして630万円、3.3%増の1億9,630万円を計上させていただいております。

次に、第7款のゴルフ場利用税交付金についてでございますが、等級の引下げがございましたこと等によりまして前年度の予算額と比較いたしまして800万円、20%減の3,200万円を計上いたしております。

次に、22ページにお移りいただきたいと思っております。第8款の自動車取得税交付金でございます。4,680万円を計上いたしております。前年度の予算額と比較いたしまして190万円、4.2%の増となっております。これにつきましては平成17年度の交付見込額をもとに地方財政計画等に基づいて算定いたしております。

次に、第9款の地方特例交付金についてでございます。地方特例交付金につきましては恒久的な減税の実施による地方税の減収の一部を補てんするために交付されるものでありまして、前年度の予算額と比較いたしまして2,060万円、18.1%減の9,320万円を計上いたしております。

続きまして、第10款地方交付税についてでございます。新年度につきましては21億3,100万円を計上いたしております。前年度の予算額と比較し1億2,700万円、5.6%の減となっております。普通交付税につきましては交付税総額の抑制や基準財政需要額に算入される事業費補正分等の減によりまして前年度と比較いたしまして1億2,700万円、6.4%減の18億5,100万円、また特別交付税にあっては本町の特殊事情でございますJR法隆寺駅駅舎橋上化事業や文化財の保全・継承にかかります財政需要を勘案いたしまして昨年度と同額の2億8,000円を計上いたしております。

恐れ入りますが、予算関係参考資料の11ページをお開きいただきたいと思っております。この表につきましては、平成18年度地方交付税交付見込額算出表といたしまして平成17年度交付決定額との状況を比較したものでございます。普通交付税については平成17年度交付決定額との対比で1億7,706万5,000円、8.7%の減となっております。

恐れ入りますが、一般会計予算書の23ページに戻っていただきたいと思っております。第11款の交通安全対策特別交付金についてでございます。交通安全対策特別交付金については460万円、前年度の予算額と比較いたしまして40万円、9.5%増を見込んでございます。これにつきましては平成17年度の交付見込額をもとに国における交付金計上額の伸び率に基づいて算定いたしましたものでございます。

次に、第12款、分担金及び負担金についてであります。前年度予算額と比較いたし

まして175万6,000円、1.6%の減の1億539万8,000円を計上いたしております。

はじめに、第1項の分担金については、農林水産業費分担金といたしまして農道整備等の土地改良事業にかかります分担金1,468万3,000円を計上いたしております。

次、24ページに移ります。第2項の負担金についてでございます。新年度は9,071万5,000円を計上いたしております。前年度の予算額と比較いたしまして24万2,000円、0.3%の減となっております。その主な内訳は民生費負担金で保育園の保育料8,551万2,000円、老人福祉施設措置費負担金481万円などとなっております。

次に、25ページに移ります。第13款の使用料及び手数料についてでございます。前年度予算額と比較いたしまして568万2,000円、2.4%増の2億3,885万2,000円を計上いたしております。

はじめに、第1項の使用料については25ページから26ページにかけて記載いたしておりますが、各公共施設の使用料、幼稚園の保育料といたしまして1億5,597万3,000円を計上いたしております。前年度の予算額と比較いたしまして99万2,000円、0.6%の増となっております。

次に、第2項の手数料については26ページから27ページにかけて記載いたしております。ごみ処理・し尿処理手数料をはじめ各種証明手数料など8,287万9,000円を計上いたしております。前年度予算額と比較いたしまして469万円、6.0%の増となっております。

次に、28ページにお移りいただきたいと思っております。第14款の国庫支出金でございます。国庫支出金全体では4億7,787万9,000円を計上いたしております。前年度の予算額と比較いたしまして7,993万3,000円、14.3%の減となっております。

その主な内訳でございますが、第1項の国庫負担金では被用者児童手当負担金、非被用者児童手当負担金が「三位一体の改革」に伴って県に税源移譲されることにより、減額となるものの、私立保育園における広域保育委託に係ります保育所運営費負担金、自立支援給付費等にかかります障害福祉費負担金が増額となりますことから前年度予算額と比較いたしまして1,653万8,000円、9.2%増の1億9,614万

7, 000円の計上となっております。

一方、第2項の国庫補助金につきましては、(仮称)文化財活用センター整備、JR法隆寺駅周辺整備等に活用しますまちづくり交付金、史跡藤ノ木古墳等の整備にかかります保存整備費等補助金、史跡中宮寺跡の整備にかかります史跡等購入費補助金が増額となるもののJR法隆寺駅自由通路等の整備に活用いたします交通安全施設等整備事業費補助金が減額となりましたことから前年度の予算額と比較いたしまして9, 687万6, 000円、26.1%の減の2億7, 368万6, 000円の計上となっております。

次に、30ページにお移りいただきたいと思います。第3項の国庫委託金であります。国民年金事務取扱交付金の増によりまして前年度の予算額と比較いたしまして40万5, 000円、5.3%の増の804万6, 000円の計上となっております。

続きまして、第15款の県支出金であります。県支出金全体では3億2, 609万3, 000円を計上いたしております。前年度の予算額と比較いたしまして2, 222万2, 000円、7.3%の増となっております。

その主な内訳につきましては、第1項県負担金で国庫負担金と同様事由によりまして保育所運営費負担金、障害福祉費負担金が増額となったことや被用者児童手当負担金、非被用者児童手当負担金が「三位一体の改革」に伴いまして県に税源移譲され、県から交付されることから4, 980万5, 000円、28.5%増の2億4, 470万8, 000円の計上となっております。

次は、31ページから33ページにつけて記載しております第2項の県補助金でございますが、県単独土地改良事業費補助金、保存整備費等補助金、史跡等購入費補助金が増額となったものの障害福祉に係ります補助金が障害者自立支援法の施行に伴って減額となりますことから2, 373万2, 000円、20.7%減の9, 115万7, 000円の計上となっております。

また、第3項県委託金では、県議会議員選挙の準備等にかかります選挙費委託金が増額となるものの国勢調査事務市町村交付金が減額となりますことから385万1, 000円、27.4%減の1, 022万8, 000円を計上いたしております。

次に、34ページでございます。第16款の財産収入であります。第1項の財産運用収入といたしまして普通財産の貸付けに伴います使用料と各基金にかかります利子で68万円を計上いたしております。

次に、35ページの第17款寄附金については名目予算のみの計上といたしております。1,000円を計上いたしております。

次に、第18款の繰入金でございます。新年度は5億510万6,000円を計上いたしております。前年度の予算額と比較いたしまして1億4,100万円の増となっております。

第1項基金繰入金で内部努力を行う一方、臨時財政対策債、減税補てん債などの特例的な地方債なども活用しながら収支の均衡を努めましたが、なお不足する財源についてやむを得ず財政調整基金から1億4,000万円、JR法隆寺駅周辺整備の財源といたしまして公共施設整備基金から1億7,000万円、公共下水道特別会計繰出金の財源といたしまして都市計画事業整備基金から1億7,000万円、史跡藤ノ木古墳整備の財源といたしまして藤ノ木古墳整備基金から2,000万円の基金繰入金を計上いたしております。

次に、36ページでございます。第19款繰越金についてでございます。平成17年度予算の執行を見る中で2億円を計上させていただいております。

次に、第20款諸収入についてでございます。諸収入全体では4,359万1,000円を計上いたしております。前年度の予算額と比較いたしまして358万9,000円、7.6%の減となっております。

第1項延滞金加算金及び過料については、町税の滞納に係ります延滞金80万円を計上いたしております。

第2項町預金利子については、歳計予算に係ります預金利子1万円を計上いたしております。

次、37ページにお移りいただきたいと思っております。第3項の貸付金元利収入につきましては、福祉医療費資金貸付金にかかります元金収入360万円を計上いたしております。

第4項受託事業収入につきましては、広域保育受託料696万4,000円、発掘調査受託料439万円をそれぞれ計上いたしております。

第5項の雑入につきましては、37ページから40ページに記載いたしておりますが、その主な内訳についてでございます。38ページでは雇用保険料の納付金として154万9,000円、保育園職員給食費負担金として261万4,000円、39ページでは職員駐車場使用料658万8,000円、土地改良施設維持管理適正化事業費

交付金で684万円、市町村振興宝くじ交付金で282万5,000円をそれぞれ計上いたしております。

40ページの第21款町債については、先ほど説明をさせていただいておりますので、ここでの説明は省略とさせていただきます。

以上をもちまして一般会計予算の総括説明とさせていただきます。よろしくご審査の方お願いを申し上げます。

○小野委員長 それでは、一般会計についての総括説明と歳入全般についての説明が終わりましたので、これに対する質疑をお受けいたします。里川委員。

○里川委員 幾つかお尋ねしたいことがあるんですが、まず予算書9ページにあります債務負担行為のところ、先ほども説明がありました学校給食調理・洗浄業務の委託契約なんですが、これ19年1月1日からということ、そして3年3カ月になってるわけなんですけれども、この年度途中からされるということと、そして契約の方が3年3カ月というのをどういうふうにも判断したらいいのかなということがよくわからなかったんです。その辺のところを年度途中と3年3カ月というふうな決定された経過ですね、このところはぜひ聞いておきたいなというふうに思っているところです。とりあえず1つずつ。

○小野委員長 野崎教育委員会総務課長。

○野崎教委総務課長 ただいまご質問の債務負担行為の学校給食調理・洗浄業務の委託契約につきまして19年の1月1日ということ、年度途中であるということでございませけれども、これにつきましては正職員の退職が今後続く上、退職の不採用によりまして人員職員の確保難しい現状であり、より安定した人員を確保する必要があることから現在の自校調理方式を維持しながらより安定した人員を確保して安心した給食を実施するために19年度から学校給食の調理・洗浄業務の民間委託の導入を取り入れまして、正職員の退職にあわせまして学校栄養職員が配置されております学校から順次実施していくということで、4月1日からの導入になりますので、その間、契約を1月にいたしまして、2月、3月の間に、学校が始まりますまでの間に業者の方で事前にそういう衛生面の教育指導、それから調理員に対します現場での実際的な調理をしていただいて、さらには学校での試食会等もあわせながら4月導入に向けて万全な体制をとるということで18年度中で契約させていただくということをお願い。一応22年の3年契約ということで決めさせていただきまして、他市町村の実施、八尾市

とか柏原市等でも一応3年契約という形でやられておりました、そちらの事例も考慮させていただきまして一応3年契約でさせていただきたいということをお願いさせていただいておるところであります。

○小野委員長 里川委員。

○里川委員 今の説明で年度途中の方はわかりましたけれども、3年というのは他の市町村の事例などを参考にしてということなんですけれども、いきなりと言うたらおかしいんですが、そういう初めてこういうことを委託するということについて3年やって本当に大丈夫なのかなというのが、我々から見るとちょっとその点が心配なんです、他の市町村の事例とおっしゃっておられたんですが、他の市町村もやっぱり初めて導入されるときからもう大体こんな3年契約でされてるとということなんですか。

○小野委員長 野崎教育委員会総務課長。

○野崎教委総務課長 他市町村につきましても3年契約ということでやられているということでございます。

それと契約でございますけれども、三者契約という形で、その会社がもし業務中に食中毒なり起こした場合、もうすぐに明くる日から対処できないということになりますので、それをかわって保証していただく、そのかわりに続いてやっていただくという形での会社との契約も一応考えてまいりたい。それにつきましては八尾市の方でもいろいろ検討されてやられておるんで、そういうようなことも一応検討に入れながら契約にしていきたいと考えております。

それとそういうことで1年契約ですとまた毎年毎年もし入札の結果で業者が変わるなりということで、調理師さんとの人的な確保もある中でいろいろそういう調整つきにくいということで一応3年契約という形で考えております。

○小野委員長 里川委員。

○里川委員 わかりました。また細かい点については別の機会にも聞かせていただきたいというふうに思います。

続けてよろしいですか。

○小野委員長 どうぞ。

○里川委員 それと1つずつの項目で言うとなるとちょっと各部にまたがっていることなので、総括的な形で私ちょっと聞かせていただきたいと思ったのが、この予算の概要で出していただいておりますものをずっと見させていただきましたら、去年の決算の

ときに教育長と大分議論もさせていただきました人権教育にかかわるところなんですけれども、総務部、そして住民生活部、教育委員会、そこにわたりましてこの予算の概要のところでは人権意識の高揚と書かれた後、人権教育、同和教育の推進ということでもまたこういうふうにならべて書かれてる。並列、並べて書くということの意味が私よくわからなくて、決算のときにも言うと、やっぱり別のもんなんですか、そういう意識をお持ちなんですかということで尋ねさせてもうたら、そうじゃないということでおっしゃられたと思うんですけれども、どうもこれ総合計画から引っ張っておられて、総合計画がこういうふうになってるということから、もう各部でそのままされてるということについてちょっと疑問に感じております。この間ずっとそういうことを言ってきたけれども、そういうところでは見直しが必要なされてない。

それとともに同じ内容のことなんですけれども、私たちは議会の委員会のあり方とかいろんな研究をする中で、私は各部の分掌事務について調べさせていただいたんです。一体分掌事務は各部でどれぐらいあるかと。現在の例規集から引っ張り出しますと、ここでびっくりしたのは人権という言葉一個も出てこないんですよ、分掌事務、例規集の中のね。それでこの概要書にあるような状態が例規集はもっとひどい状態になって、人権という言葉も出てこなくて、教育委員会の生涯学習課、そして福祉課、そして観光産業課、ここで人権という言葉を使わずに、もう同和教育という言葉しか入っていないということで、ちょっと驚いています。その点につきまして、やっぱりもう前から言ってることですし、斑鳩町の方針としてきちっと、この人権の問題かって職員さんの中でも、そしてこういう書類でも整理ができない、徹底できないということであれば町民の皆さんにも決して徹底できるものではないというふうに私思ってるんですが、そのところこの問題について再度、決算のときにももう私あれで決着ついてると思ってたのに非常に残念なんですけど、各部にまたがりますので、ちょっとお聞きしたいと思います。

○小野委員長 植村総務部長。

○植村総務部長 ただいまご質問されておる関係につきましては、もとは総計の関係につきましてのまずありましたけども、これにつきましては17年度末におきましては前期実施計画は終了した。後期実施計画策定するということになってまいります中で、そういった点については見直してまいりたいというふうに考えております。

それと分掌の関係につきまして、いろいろそういった関係出ております。いずれにい

たしましてもこの地域改善等特別事業に係る国の財政上の特別措置に関する法律につきましては平成14年3月31日で失効しております。といいましてもやはり同和問題についてはすべて解決したということではございませんけれども、しかしながら人権という基本的な中でもこれらの施策につきましても積み上げてきておりますことからご指摘の内容につきましては指摘してまいりたいと、そういうふうと考えておりますので、よろしくご理解のほどお願いいたします。

○小野委員長 里川委員。

○里川委員 例規集なんか何度もいろいろ差しかえもあります。この3月議会終わりましたらまたきっと差しかえなどもしていけないといけなような状況になってきますね。条例改正なんかたくさんありますので。やっぱりその都度こういう点についても気をつけて整理の方をぜひとも、現状に合ってるかどうかという確認ですね、このことについてはやっぱりきちっとやっていただきたいということを再度きちっとお願いをしておきたいというふうに思います。総括的にはそれで結構です。

○小野委員長 ほかにございませんか。

ないようですので、これをもって総括説明と歳入全般に対する質疑を終結いたします。次に、一般会計予算の歳出について各款ごとに審査を進めます。

第1款議会費についての審査に入ります。

説明を求めます。浦口議会事務局長。

○浦口議会事務局長 それでは、第1款の議会費の予算の状況について説明をさせていただきます。

予算に関する説明書の42ページから43ページにかけてでございます。本年度の予算額につきましては、町議会の運営等に要する所要の額として1億513万5,000円を計上いたしました。前年度の予算額と比較しまして1億61万8,000円、9.2%の減となっております。これは人件費において現在議員2名が欠員となっていることにより前年度と比較しまして報酬で712万8,000円、期末手当で244万6,000円、共済費で67万7,000円の減額となるのが主な要因でありまして、職員も含めた人件費総額では1,025万円の減額となっております。また、物件費であります旅費、需用費、役務費等につきましても前年度より36万8,000円の減額となっており、全体として縮減されたものとなっております。

なお、4月から当分の間議員報酬を減額することとされておられますことから予算執行の段階におきましては報酬で345万6,000円、期末手当で135万1,000円、合計で480万7,000円がさらに減額される予定でございます。

その他につきましては例年各委員会等におきまして行政視察研修が行われているところではありますが、本年度も昨年度同様バス借り上げによります視察研修を行っていただきますよう、その所要額を計上いたしております。以上が本年度予算の主な内容でございます。

その他の費用につきましても議会活動に係ります通年の所要額をもって平成18年度議会費の予算計上とさせていただきます。

簡単でございますが、第1款議会費の説明とさせていただきます。よろしくご審議の方お願いをいたします。

○小野委員長 第1款議会費についての説明が終わりましたので、これに対する質疑をお受けいたします。予算に関する説明書の42ページから43ページまでです。どうぞ。松田委員。

○松田委員 通常はこの予算審査の際に議会費についての質疑というのはなかったと思うんですけど、あえて今回聞きたいと思うんです。議会は、少なくとも単独町制を施行し、財政の健全化を図っていこうとする行政側の姿勢を評価をしながら、議会としても経費の節減に努めたいという立場からそれぞれ検討をしまいいりました。そして議員報酬と議員定数についても一定の結論を出して、その結論については理事者側も十分にご承知だろうと思うんです。そうした立場から議員報酬などについては18年度から実施ということで具体的な条例改正案を提出をする段階になっています。

このことについて一体行政はどう評価をしてるんだろうかということについてであります。私は、余りこのことについて行政は触れていないというふうに思うんですが、私どもとしては議会の任務として常に言われているように団体の意思決定を行う意思機関としての機能と、それから執行機関の監視を行う監視機関としての機能を損なうことがあってはならんという大前提に立っていることはご承知のとおりでありますし、議会の任務はそこにあるというふうに考えています。そのことを損なわないために一体どのようにして財政の健全化のために我々としては、議会は経費の節減を図っていくことができるのかという立場でいろいろ検討してまいりました。

議会の現状について、これは反省も含めて言えることかと思えますけれども、任意の

反省の側面から眺めてみますといわゆる議員の構成が多様な民意を反映しているものではないということ、あるいは住民参加の取組みが遅れているという指摘などがあることについても否定をいたしません。それから監視機能の面からも行政改革や公金支出への関心が十分ではないという指摘のほか議員定数が多過ぎるとか報酬が高過ぎるとか、あるいは透明性が低いなどの指摘のあることも十分承知をし、それらのことを念頭に置きながら議会としても議会運営委員会で議長の諮問を受けながら慎重な討議を続け、議会みずからの自主的な判断のもとで、あるいは抑制措置をとることにいたしまして、それが今回の議員報酬の面であり、あるいは議員削減の一つの方向として決定づけたものであるというふうに私は思っています。しかもこれは多数決で決めるということではなくて議員の全体の意思決定として満場一致で決定されたものであるというところに私は最大の意義を見出したいというふうに思うんです。

そこで、これらの決定について町が設定をされました住民検討会議の皆さん方を大変中間報告でも出されておりました、その中間報告は議員報酬が15%カット、議員定数は16名を10名にせよという関係での中間答申も出されておりました、そうした立場から議会の決定については極めて不満であるという意思が表明されているようでありますけれども、それについて私は若干住民検討会議の討議がどうであったのかということについて十分承知をいたしておりませんので、この際その場所にご出席をいただいて補佐的な関係あるいは意見開陳など行われたという行政側なりその住民検討会議に出席されました立場からの見解をお聞きをしたいと思うんですけれども、我々としては、議員報酬についてまず申し上げたいと思うんですけれども、今日まで議会としては費用弁償あるいは役職手当、政務調査費などについてはすべていわゆるご遠慮を申し上げていくという立場をとって、できるだけ議員が歳費のほかにいろいろと諸手当を受けてかなりな収入を得てるんじゃないかと言われるような批判のないようにしていきたい。そして議会活動としては報酬一本やりであるという立場に立っての抑制措置を講じながら、透明性を図りながら対応してきたというふうに思うんですが、この辺についてはいわゆる検討会議などでどのように報告をし、このことが例えば推定をしますといわゆる報酬の何%に該当するというふうに見られているのかどうかということなどについて一体どのような説明とどのような理解が今日まで、他の議会が行っているようないわゆる費用弁償をいまだに受けてるとか、あるいは役職手当を得てるのか、あるいは政務調査費を支給を受けてるとかという関係と比較してみても斑鳩町の場合

合もっと私は節減をしているというふうに思うんです。自主的な努力をして抑制措置を講じてきてるというふうに思う。そういったことがどのように反映をされ、論議の過程において認識をされたのか、その上に立って今回のような中間答申が出たというふうにお考えになってるのかどうか、そのことについてまず、いろいろ疑問に思いますので、できれば説明を得たいというふうに思うんです。

議員定数の関係ですが、議員定数の関係については中間答申でも言われてますように常任委員会の最低数としてはやっぱり5名が必要であろうということについては認識が一致してるようでありますけれども、だからといって10名にするから5名の委員会を2つの委員会に下さいという関係になっているように思います。このことについて私どもも議員定数と常任委員会数との関係は密接不可分の関係にある。しかし、冒頭申し上げましたような議会機能の設定、役割、任務から考えますとそれをおろそかにすることはできないということから、ただ単に減らせばいいということだけで済ますわけにもいきまいということなどがありますし、さらにそういったことを解消するためには現行の地方自治法のいわゆる109条の1項の改正することを強く求めています。それは言うならば議員の複数常任委員会の所属制限の廃止を強く要請しているということでもあります。少なくともこのことが今、中央段階におきましても十分に検討をされ、具体的な検討課題になっていて、近く我々の要望どおりにこの所属制限の廃止が行われる動きにあるというふうにも推察をいたしています。とすればその時点でもって我々としては当然に議会機能を果たしながら委員会構成などの十分の検討を行うことができる。そしてその上に立って議会機能を安全に果たすことができることについての検討の余地が残されてくる、あるいは道が開けてくるという一つの展望に立っていることも疑いのない事実であります。

ところが地方自治法の関係では、今日まで議員定数については上限の定めをしていますが、下限についても撤廃をいたしました。しかし、これらについても今後検討していくかどうかということについての必要性は認めながらも、今日までの合併問題なども念頭に置きながら22年度までは一応そのままにします。その後の関係のあり方については今後検討していったらいいということも言われていることなどをも十分念頭に置きながら、私どもとしては当面現行の自治法上許される範囲における取り扱いとあわせて機能を損なわない立場に立って3つの常任委員会を堅持したい。そのためにどうしても必要なものはやっぱり議員定数にかかわりがあるということで、当面の措

置として一応低減をしていることについて一体どうなのか。余りにも急速に10名ということ言われている。そのことについても全く否定するわけではないんですけれども、そういう状況というものの、中・長期的展望に立って我々は議会機能をより充実強化をされていくという展望に立っているという議会の姿勢というものが本当に正しく理解されているのかどうかということについていささか物足りない感じがします。この点について行政側としてはどのようにお考えになってるのかどうかということについてぜひともこの際お聞かせをいただいておりますし、今後さらにいわゆる検討会議の皆さんに失望与えてもいけませんし、また誤解を与えてもいけませんし、我々の不信感をそこで助長することになってはいけないというふうに思うんです。そういう立場からいけば単にこの18年度から実施をしようとする議会の報酬の関係についての減額の措置などについても十分にその意図するところを少しはしていただく必要があるのではないか、こういうような立場からあえてこの場所での発言をさせていただいて町側の見解を聞き、なおかつ町側としても検討会議に参加をしておいでになるわけですから、検討会議についてもその意図するところは十分に説明をし、理解を得る中で行政側と議会がまさに車の両輪のごとく相切磋琢磨をして財政健全化への方向を歩もうとするんだということの姿勢をこの際やっぱりはっきりする必要がありますのではないか、こういうふうに私は思います。そういった立場からこの点についての議会側がとってる態度あるいは検討委員会が示した条件、あるいは行政側が認識してる状況などについてこの際明確にしながら、このことについてのより一層の混乱を招くことのないような対応がぜひとも必要ではないか、こういうふうな観点からご質問申し上げたいと思うんです。

特に先ほど説明がありましたように、今回の関係については単に欠員があるから欠員のままで、それが不用額に上がったんだというふうな印象を受けるかのような予算の説明の仕方では十分ではないというふうに私は思いますので、その辺についても十分に議会が我が身の関係については全く切れが悪い、行政側についてだけ批判をしている、ああでもない、こうでもないと言っているというふうに言われることについては極めて心外でありますので、その点についてのどのようにご理解になってるかということをお聞きをしておきたい、こう思います。以上です。

○小野委員長 植村総務部長。

○植村総務部長 ただいまご質問いただいた件でございますけども、住民会議の中におき

ましては我々といましてはやはり議員の歳費を含めましたそういった関係の報酬につきましては近隣市町村の関係等につきましてもつぶさに資料としてお出しさせていただきましていろいろの説明もさせていただく中でいろいろとその内容をご検討いただいたわけでございます。そうした中でおっしゃっておりますのは、やはり町長の歳費がこの中間報告にありますように財政健全化に向けましての15%削減というような方向を示されておる中で、やはり議会も地方公共団体等といわゆる地方自治法上対等といいますか、車の両輪といいますか、そういったことである関係上、やはり人件費の削減については基本的には同じような方向で進められたらいかかなんかというような関係もありまして15%というような方針を示されたわけでございます。

それと定数の関係につきましては、これも松田委員の方からも申されておりますように、やはり委員会制度についてはそれで是としていこうというような考え方にありまして、その委員数につきましても5名が適当であろうというような関係でありました。そうした中でやはりいわゆる委員会の数の設置の問題で現3委員会を2委員会にいうように合理的な運用はできないか、そうした方向ですればやはりその関係にいきますと10名というようにできるだろうというようなことで考えられて提唱をされたというふうなものでございます。いずれにいたしましてもやはり財政の危機的な関係の中で議会におかれましてもそういった面で鋭意努力されてることにつきましてはそれは評価をされておる中で、やはり今後より一層財政健全化を向けるにつきましてはそうした中で進めていただいたらより財政健全化が図れるだろうというような中で提唱されたというふうになってございます。

○小野委員長 松田委員。

○松田委員 全く歯切れの悪い答弁だというふうに思うんです。議会が今日までとってきた姿勢そのものについて具体的に説明をしていくというよりも近隣町村議会などとの比較の面を常に出して議論がされてきたことも事実でありますし、今日やっぱりそういう姿勢でもって検討会議にも説明をされているように思います。

検討会議は具体的な内容検討したんだというふうに私はどうしてもこの中間報告から読み取れません。少なくとも議員報酬の関係などについては町長が15%減額するんだから議会もしなさいよ、同じような任務を持つてるやないかという言い方でしか書いていません。

しかし、定数の関係につきましても、いわゆる10名にするんだから2つに、5名は

必要でしょう、だから2つの委員会にしなさいよというような単純な関係で言っていて、なぜ、議会の機能と権能という関係についてどう認識をされているのかということについては全く触れられていません。むしろ私は、そのことの方が大事だと思うんです。また一面では、冒頭申し上げましたように各界を本当に代表した議会になっているのかどうかということについても一般的に指摘されています。我々もそのことについては否定をいたしません。しかし、それはいわゆる生きるための報酬というものはぜひとも保障しなければならない。その上に立って議会活動が十分に住民の期待にこたえられるように唱えなければならん、決めてもらわなければならんという前提があるわけなんです。この前提というものを全く無視をした中間答申になって、減らせばいいということだけに終わっていないのかどうか、どうしてもそのように思われて仕方がない。またそれに拍車をかけるような説明をされてきたのではないのか。あるいはそういうことについては検討会議の認識不足であるということ指摘したのかどうかということについては、全くそういうことではないと思う。

あわせてさっき言われてるんですけど、この検討会議の内容を見ますと、いわゆる非常勤特別職の報酬の値下げの問題についても触れられていますが、これは全く先延ばしにして十分結論を出している問題ではないわけなんです。しかし、非常勤の特別職であることは現在の関係については議会もそのとおりだと。ところが議会の関係については、公選制を得ていますから、公選職であるという立場に立っての認識というものが全くないというふうに私は思うんです。しかし、そのことについても中央段階では十分そのこと議論をする必要があるだろう。一般の非常勤の特別職の関係と、いわゆる議会の特別職という関係については同一視して一つの条例決めることについても問題があるのではないのか。位置づけを明確にすべきではないのか。その上に立って判断をすべきではないかというふうにも指摘をされ、今議論をされているという関係をどう見てるのかということが私はあると思うんです。そういう面から見てくると必ずしも十分に意を決したものにはなっていないのではないのか。

しかも今回の18年度予算の議会関係を見る限りにおいて、2名の欠員があるから減額になったんだという印象しか与えないような状態になってきているのではないのか。具体的に議会がそれなりに経費の節減なりを町側にも行政側にも求めていると同時に、我々も努力をしているという関係というものはどこにも出てこないということについていささかやっぱり不満なんです。ですからそのことについてもっと議会と行政が、車の

両輪であるとするなら、本当に名実ともに両輪であるという認識の上に立って対応すべきではないのか。余りにも議会を便利使いしてはいけない。しかもまた議会に対して物を言いたい関係については第三者を通じて物を言わせるというふうな態度にとられるとするならば、それは決して皆さん方の本意ではないというふうに私は思うんです。その辺について意思の疎通を欠いてはしないのかというふうに思います。こういう関係については必ず問題が出てくるだろうということが検討会議を設置をする段階の過程から私どもはいろいろ言ってきた。本当にそれだけの能力を持って審議をしていただくことができるのか。少なくとも行政側がアドバイスをし、こういう関係について措置を、対応すべきではないかと考えているので、そこもどうでしょうかというふうな問題提起をするという役割も必要になってくるだろうということも指摘をしました。そうだというふうに皆さんも言いました。もしもそうであるならば、今回の関係についてこの答申をこういう関係に誘導したのは行政側にあるんじゃないかとさえ言いたくなる内容だというふうに私は思うんです。

だからそういう面からついてもう少しやっぱり、総括質疑で申し上げるべきだとは思いましたけれども、少なくとも18年度の予算編成、予算はこれから具体的に審議を進めていきますけれども、私は自立町制を目指す財政健全化の元年であるというふうに平成18年度予算編成はとらまえていくべきだというふうに思っているんです。そういう視点からいくなれば今申し上げるような関係というものが極めて大事ではないか。しかもそれを見過ごすことはできないんじゃないかというふうに思うんです。この点について一体どう思われるのかということについていま少し私は明確な対応、いわゆる他を見て我が姿勢を見直すということも必要だとは思いますが、そのことを事例にするということじゃなくて、決して我々は他を見ているわけではない。そのためにいわゆる費用弁償の関係みずから自主性のもとでカットしてる。

それからさらに役職手当の関係についても、そういうことは触れていない。あるいは政務調査費の関係についてもみずからが努力をすることであって、それを金銭を出してもらうことによって勉強しなければならんというふうな関係よりもみずからが努力をすることによってそういうことを今受ける必要がないというふうには返事をしてますし、さらには視察などにつきましても県外視察の関係についても1泊2日に極力抑制をする、さらに今後抑制をしていこうという姿勢をとってるという関係について言うならば、もういわゆる報酬一本やり、それ以外に何物も受けていませんという関係

を透明性を明確にしながら対応してきている、こういう姿勢についてどう認識するのかということが僕は行政側としても大事だというふうに思う。ところがこういう中間答申が出ることによって一般的には我々が言うようないわゆる議会が持つてゐる任務、性格という関係についておろそかにして、ただ安ければいい、減らせばいいということだけで終わっている、そのことについて拍手喝采をするかのような態度というものは許されないのではないのか。しかもそのことについて私は答申は答申として結構だというふうに思いますけれども、そのことによって結果、不満であるからといって我々を追及し、ののしるという姿勢というものが許されていいのかどうか。その場所には皆さんも列席されたはず。私はもう少し冷静に立って議論をする場としてなら冷静な議論をしてもらいたいと思うし、議会との関係についての話し合いの場を持たれたということでもありますけれども、決してそれは冷静な場であった、意見の開陳の場であるというふうには受けとめられがたい状況として聞いています。そうである限りにおいてこの中間答申そのものとそのねらいというものは一体何なのかということが疑わしい状態になるというふうに私は思いますので、この点については明確にやっぱり答えてもらいたいし、明確にいわゆる自立性を持った町政運営を行うための財政再建の元年であるという認識に立ったらそういったことについて明確にしてほしいというふうに私は思うんです。この点についてはどうなんでしょうか、再度答弁をお願いします。

○小野委員長 植村総務部長。

○植村総務部長 ただいまおっしゃっておりますような考えにつきましては我々も同じように痛感するところでございます。今まで費用弁償の関係につきましてもカットされてきた経緯もあります。また、政務調査費については、おっしゃるとおりこれはもうみずからの費用をもってされて勉強していこうということになって、これについてはつけていけないというようなこともされてきました。また、行政視察の関係につきましても、やはりできるだけ近くのところでいいところがないとか日帰りにしようとか、そういった分についてもみずから実施していこうというような取り組みもされてきたことについては行政としては一定の大きく評価しなきゃならないという点でございませう。

そういったことも入れる中にやはり町と行政はともに同じ目的を目指すというものでございますので、財政健全化、同じ目的でございませう。そういった中で進んでいかなきゃならんということをお改めて痛感したところでございませう。

また、先般の議長さんに申し入れまして、やはり議会でお決めたことについて住民会議の皆様方がどのような形で進められたというようなことをお知りになりたいということでございましたので、私はあえて議長さんをお願いしてそういう説明の場をお願いいたしますということで申し上げたところでございますけども、やはりあのような状況になってしまい、まことに私としても遺憾と思っております。いずれにいたしましてもその内容を決められた経緯を説明していただき、議会の中でいろいろなことをひざを交えて話をさせていただこうというようなことでお願いしたものでございますんで、あのような状況になったということについてはやはり私としては何でございますか、やはり残念に思っているところでございます。その関係につきましてもこれはもともと町長がそういったことを目的としてそういった機関といいますか、委員会を設置されたものでございませぬ。やはり目的もないようなものでございまして、そういった方向でさせていただこうということで設置したものでございます。今後答申がありましてもこういった目的に沿うた中でやはり進んでまいりたいと考えておりますんで、よろしくご理解の方お願い申し上げます。

○小野委員長 松田委員。

○松田委員 この予算の組み方にしても、こういうことでもしよがないんかわかりませぬけれども、例えばこれ14名で予算が組まれてますよね。欠員は欠員としても、予算組まない。ところが、例えばこれ先走ったことで申し上げていかんわけですけども、19年度の関係の予算を例えば組むとしたら19年度の関係は15名というふうにするんでしょね、これは恐らく。そうすると1名増加したという印象を受けるんでしょね、一般町民には。僕はそうなると思うんです。1名またふやしたやないかと。予算を見る限りはそうなると思う。でも今、総務部長が説明をなさっているような関係でいくと、我々と議会との関係についてのそれぞれの経費節減への努力の過程というものはどこにも出てこない。またひたすらそういう説明もされていないわけです。提案説明、施政方針演説、施政方針の関係を見てもどこにもそういうことが書いてないんです、議会との関係。協力得ましてありがとうございますって、これ毎年度同じこと書いているんですけども、それ以上の関係何にも書いてない。本当に経費節減をしようということについてみずからだけの努力でできるというんなら結構なんですけども、我々自身もそういう努力をしてるということについてももう少しやっぱり従来のマンネリ化状態を打破をしながら、そしてお互いの役割、任務というものを、

分担というものを見直して、そしてそれを具体的に数字の上でも十分な理解を得る状態というものをどうつくっていくかということが大事ではないのかというふうに思うんですよ。そういうことがまさに欠落しているのがこの関係ではないのかいうように思われて仕方がないんです。だからその辺については私が十分に指摘をし、今後の行政の上でも新たに言葉の上だけではなくて名実ともにそういうことが実証されるように特に期待をしたい。そういう立場から強く発言を求めたということにとどめておきたいと思います。

○小野委員長 ほかにございませんか。

今の松田委員の質問、またせんだつての一般質問で同僚議員が住民会議の方との話し合いというんですか、すり合わせの場に私もおりました。委員長が余り発言するなというように最初に言われてますが、私はあえて申し上げたいと思います。今、総務部長からも答弁いただきました。総務部長もその場所でおられました。そして残念な形で推移したということで、総務部長としてはその場においてどうすることもできなかったように私は認識しております。

それで今お聞きしたいんですが、総務部長はそのことについて町三役にどのように報告されたのか。

また、そのことについてああいうような、あれは会議ではないと思うんですよ。一種の私は議会に対する乱暴な乱入の仕方だと、そのように認識しております。そのことについて町長なり助役なりどのように報告受けられて、どのように考えられたか、この正式な場所でご答弁願いたい。

まず、総務部長から最初。植村総務部長。

○植村総務部長 先ほど申し上げましたようなとおりでございまして、そのような会でもいろいろ話し合いの設定をした気持ちでございましたんですけども、しかしそういうような状態になったということで議長には大変ご迷惑かけたということで、またそのほかには議会運営委員会の正副委員長さんもおいででございまして、ただいま委員長さんもおいででございました。大変申しわけなかったと、それは感じております。そしてやはりそれぞれの立場で考えていかれるということの中で、議会といたしましても議長からの諮問を受けられましてその議会の定数等の見直しということで取り組んでこられた中で、やはりいろいろと議論されてきた中で一定のいわゆるまとめがされたということでございまして、そのようなことで我々としても申し上げてきたわけで

ございますけども、結果的な内容としてはやはり数字的に乖離があったということで、そういった数字のを中心に住民会議の方が申されておるわけでございますけど、それはそれなりの理由があつてそういうような形に述べられたということは申し上げておったんですけども、やはりもう一度その内容についてじかにお聞きしたいということでございましたので、そういった場を設定させていただいたということ、その場につきましてもやはり内容をお聞きし、いろいろとひざを交えて説明を、お話を交わしていただくというような目的でしたものでございましたけども、そのような状態になったということで私たちも遺憾に思つておるところでございます。

そういった関係につきましては町長さん、助役さんにもそういうような内容でご説明を申し上げ、非常に残念であつたというような形で申し上げております。

○小野委員長 芳村助役。

○芳村助役 私も総務部長から報告を受けました。どういう形で議会と住民会議の皆さんと話し合いするかというような過程を聞いたわけでございますけども、住民会議の委員の方々は一応議会が決められたものについて聞きたいというようなことがその場を持たれたということ聞かせていただきまして、その場で議会の方から説明をずっとされてる途中においても公開討論とか公開質問状とかいうようなことになつてまいつた。これについてはやっぱり冷静にもつて話をすべきいうことを私は思うたわけです。また、自分たちの考えを押しつけるというなしに、やっぱり議会は議会で十分審議されて、こういう結論になるねんから、その状況を把握しながら自分たちが提言したものについてもここに提言された内容をもつて自分たちも考えていくということで両者が相深まってさらにこういう問題については検討するというような形でいくのがええんと違うかなということは今つくづく思うたわけでございますけども、私も非常に途中でそういうこと言われたことについては、やはり会議の皆さんが十分気をつけてほしいな、このように思つておるところでございます。

○小野委員長 実は会議の途中でではなくて、私は同席しとつて、会長さんのごあいさつの中に、あくまでも、あつ、これはどういうことなんだなど。私は会長さんと話しするのは初めてですけども、あつ、この方はこういう物の言い方されるんかな、語弊があつたらいけませんけど、それを感じてます。それも確かに部長も助役さんもそうおっしゃるとおりであつたんですよ。私らは説明をさせていただきたいということで、私もあえて議長に申し入れて、当時のこといろいろなこともありますので、説明要員

というんですか、出しゃばって出ておりました。だけど会長のあいさつがすごく圧力的なあいさつでした。これは何か起きるといふうに、それはひしひし感じました。それでその途中ではそういう状態ですので、まことに申しわけないんですけども、私は正式にそれは議会に対して謝罪していただきたいと思うんですが、これはあくまでも非公式の会議ですので、その点につきましては結構です。今、松田委員おっしゃったとおりに、よりこれから混乱しないように行政側としてはきちっと対応していただきたい。その原因は、いろんなこと探っていけばいろんな話が出てくると思います。私は以前に中間報告の広報への掲載について一般質問で苦言を申し上げました。あのことも一つの要因になってるんじゃないかなと。というのは話の中でこういうぐあいに中間報告されてることをあんたたちは知ってるんかということ、そういう言い方もされたんです。全くそのやり方に対しては不満はありますが、正式な会議でないということで私は理解してますので、その点を含めてこの予算委員会の委員長としてぜひともよろしく対応していただきたい。今の松田委員の意見もしっかりと受けとめてほしいと思いますので、よろしくお願いします。

それでは、松田委員、どうぞ。

○松田委員 先ほどちょっと言ってるんですけど、お答えがないんですけども、例えば議会の費用弁償ですね、それから役職手当あるいは政務調査費、ちょっと言いにくい面があるのかわかりませんが、これらを合算して見た場合に何%に大体なるなというふうにお考えなのかどうかということを知りたいと思うんです。例えばそれが何%ぐらいになるなということと、あわせて議会が提供してる0.7%の関係を合わせればどの程度になるのかということだと必ずしも目くじらを立ててしかられんならんほど歳費の関係については悪いことではないと違うかと、議会も配慮してというふうに言えるのと違うかというふうに思いますんで、その辺をひとつ聞かせてほしいと思うんです。この辺はちょっと推定も入りますし、ちょっとわかりにくいかと思いますが、わかりにくいだけではもう結局先ほどの口先で言うただけのことになる。それをどういう方向するかということにここは大事な問題ですから、一遍聞かせてもらえませんか。

○小野委員長 植村総務部長。

○植村総務部長 費用弁償の関係、それと政務調査費の関係、また役職手当といいますか、そういった関係についてどれぐらいの割合でなるのかという話でございますが、ちょ

っと今すぐに数字的なもんはご答弁させていただくというような持ち合わせございませんので、ちょっとお時間いただいて整理をさせていただきたいと思いますので、よろしくをお願いします。

○小野委員長 松田委員。

○松田委員 それは結構ですよ。後でも聞かせてもらっても結構なんですけど、やっぱりそういうものを含めて議会が努力をしてるんだと。だからそれをパーセントで言うならばこの15%減らせないと言うけれども、もう既にそういうこと何年か前から続けて節減に努めているんだという議会の姿勢というものを皆さんが十分承知をしてるんなら、そういう説明を口酸っぱく検討委員会にしてほしい。私は、常にそのことを申し上げてきたわけですね。議会も努力をしてるということについてどういうふうなそれを反映しているのかどうかと。住民への反映とあわせてこういう検討をするときに、あるいは今までは報酬審議会でしたけども、報酬審議会にも反映してほしいということ絶えず言ってきたんですけども、そういう面が実は欠落してる。改めて検討し直さんなわからないということになってしまうと思う。極めて率直だと思うんですけど、僕はそういうところがいわゆる検討会議の皆さんがただ安ければ云々というところへ走ってしまう、あるいはそういう言動になってくる要因を生んでいるんじゃないかいうように思うんですよ。だからそういうことが一つはあるということ。

つまり議会の運営のあり方として、多少我々もさらに努力をしていかなければならんのかもしれませんけれども、やっぱり議員がより議会機能を高めるための方策として議員の複数常任制の撤廃という関係についても強く働きかけて自治法の改正などを求めて、その上に立って議員定数と、あるいは常任委員会制の関係というものについての努力をしてる過程というものをどのように検討会議にご説明をされ、あるいは住民の皆さんにそのことをどのように知らせるために努力をしてくれているのかということについてはいささか私は不十分なような気がするんですよ。そここのところに不満があるし、そういう体制であるからこそ検討会議にこういう発言という、あるいはこういう内容というものも許してしまう要因になっているんじゃないかなという反省はしてほしいということがねらいなんです。だからその辺を間違わんように。ただ、検討会議との関係、議会との関係について懇談会を持つとか話し合いするとか、悪いことだって言いません。それは結構なんです。それはそれぞれにいいんですけど、そのかわりその場

合についてはもう少し冷静に議論ができるようにやっぱりすべきでしょうねと。それでしかもそれについては十分なやっぱり説明資料も用意する必要があるんでしょうねということをお願いしておきたいと思うんです。不十分な認識のままでええわええわというんなら子どものけんか見てるようなもんですので、そういうことではいかんのではないかということをお願いしたいと思うんです。以上です。

○小野委員長 ありがとうございます。答弁よろしいですか。答弁要りますか、松田委員。

○松田委員 また後でいいですよ。余り言うててこっちがとるばかりですから。

○小野委員長 ほかにございませんか。

ないようですので、これをもって第1款議会費に対する質疑を終結いたします。

11時10分まで休憩いたします。

(午前10時52分 休憩)

(午前11時31分 再開)

○小野委員長 それでは再開いたします。

次に、第2款総務費についての審査に入ります。

説明を求めます。植村総務部長。座ったままで。さっき事務局長のは短かったから立たせましたので、どうぞ座って。

○植村総務部長 それでは、第2款総務費についてご説明を申し上げたいと思います。一般会計予算書の15ページをお開きいただきたいと思います。第2款総務費につきましては、本年度は総額8億8,272万4,000円を計上いたしております。前年度予算額と比較いたしまして451万5,000円、0.5%の増となっております。

それでは、恐れ入りますが、44ページへ移りたいと思います。はじめに、第1項総務管理費でございます。44ページから47ページにわたってでございます。第1目の一般管理費でございます。本年度は3億7,654万3,000円を計上いたしております。前年度と比較いたしまして656万6,000円、1.8%の増となっております。

主な予算の内容といたしましては、職員人件費と職員研修、情報公開制度、職員の健康管理、コミュニティバスの運行、無料法律相談の実施、行政出前講座の開催、地域集会所施設整備費補助金などに要します費用となっております。

また、増額となりました主な要因でございますが、第2節給料、第3節職員手当等などの職員に係る人件費は減額となりましたものの第7節の臨時職員賃金、第19節の

地域集会所施設整備費補助金などが増額となったことによるものでございます。

まずはじめに、職員研修についてでございます。職員研修費用といたしましては、45ページの第8節報償費で職員研修費講師謝金といたしまして5万円、第9節の旅費で特別旅費113万6,000円のうち59万4,000円、46ページに移りまして第13節委託料でメンタルヘルス研修講師委託料として5万円、第19節負担金補助及び交付金で職員研修負担金といたしまして28万円など合わせまして101万3,000円を計上いたしております。地方分権の対応、行財政改革の推進など行政を取り巻く環境が厳しくなる中、管理職のマネジメント能力の向上はもとより職員一人一人の意識改革が求められております。そうしたことから本年度も引き続き各種研修機関等への派遣、自己研さんのための資格取得や通信教育などの自主研修、またすぐれた事例などを研究する先進地視察研修などを積極的に取り入れてまいりたいと考えております。

それでは、45ページでございますが、情報公開制度についてであります。第11節の需用費で消耗品費332万5,000円のうち3万4,000円を計上いたしております。個人情報保護条例を含む情報公開制度を住民の皆様に広く利用していただくよう引き続き啓発に努め、より一層の町行政の透明性と公平性の確保に努めてまいりたいと考えております。

次に、職員の健康管理についてであります。本年度も引き続き全職員を対象とした定期健康診断を実施し、職員の健康管理に努めてまいります。そうしたことから45ページの第8節報償費で産業医謝金といたしまして36万円、同じく45ページの第13節の委託料で職員健康診断等業務委託料として343万円をあわせて379万円の計上をいたしております。

次に、コミュニティバス運行业務委託料でございます。本年度も町民の公共施設の利用における利便性を高めるために、また日常生活上の身近な交通機関としてご利用していただくために引き続きコミュニティバスを運行してまいりたいと考えております。その費用といたしまして、同じく45ページの第13節委託料で924万円を計上いたしております。

それでは、46ページに移りたいと思います。同じく13節の委託料のところをごらんいただきたいと思います。宿・日直業務委託についてでございます。新年度から日直業務につきましても業務委託とすることにし、その費用といたしまして宿・日直業

務委託料500万円を計上いたしております。

次に、無料法律相談についてでございます。町民の皆様が抱かされている悩みや問題にこたえるために本年度から無料法律相談を月3回に拡充するとともに、その内容につきましてもより一層充実したものにしていきたいと思いますと考えており、その費用として無料法律相談委託料137万6,000円を計上いたしております。

次に、行政出前講座でございます。本年度から従来からの行政出前講座に加えまして町長みずからが直接町民皆様のもとに出向き、町民の皆様の生の声を聞く町民対話集会を新たに実施していきたいと思いますと考えており、第14節の使用料及び賃借料で会場の借り上げ料で6万6,000円のうちその開催費用2万4,000円を計上いたしております。

次に、47ページに移りまして、第19節の負担金補助及び交付金の中の地域集会所施設整備費補助金でございます。本年度では集会所の新築が1自治会、修繕、改築が4自治会が計画されております。また、公共下水道への接続を9カ所見込みましたことから1,038万9,000円を計上させていただいております。

次に、47ページから48ページにかけてでございます。第2目の文書広報費でございます。本年度は553万2,000円を計上いたしております。前年度と比較いたしまして83万4,000円、17.8%の増となっております。主な予算の内容でございますが、町広報紙の発行、声の広報、行政ハンドブック外国語版の内容更新、町ホームページの運用などに要します費用となっております。

はじめに、町広報紙の発行では、47ページの第11節需用費439万3,000円のうち印刷製本費などで428万3,000円、第12節役務費で28万8,000円のうち通信運搬費等で13万7,000円など合わせまして466万1,000円を計上させていただいております。

次に、声の広報でございますが、同じく47ページの第8節報償費で声の広報謝金として16万円を計上させていただいております。

また、行政ハンドブック外国語版の内容更新につきましては、英語版、スペイン語版の内容更新費用といたしまして、同じく47ページの第13節委託料で行政ハンドブック外国語版更新業務委託料18万円。

町ホームページの運用では、第14節使用料及び賃借料でプロバイダー使用料23万2,000円などを計上させていただいております。本年度も引き続き町民の皆様か

らのお声やご意見を反映していくなどより見やすくわかりやすい広報紙となるよう紙面の充実を図るとともに積極的な行政施策や情報の提供に努めてまいりたいと考えております。

次に、48ページに移らせていただきます。第3目の財政管理費についてでございます。本年度は263万9,000円を計上いたしております。予算の内容につきましては、第14節使用料及び賃借料の財務会計システムに係る電算ソフト使用料233万1,000円が主なものとなっております。本町財政の健全化を図るため財政健全化検討住民会議の提言のもとに委員皆様にもご相談申し上げながら財政健全化計画を策定し、基金の取り崩しをすることなく連動予算を編成できる持続可能な財政体質の確立を目標に財政の健全化に取り組んでまいりたいと考えております。

次に、同じく48ページでございますが、第4目会計管理費でございます。第11節需用費で決算書の印刷費、第14節使用料及び賃借料で各会計システムに係る電算ソフト使用料など会計事務に要します費用として本年度は54万4,000円を計上させていただきます。

次に、48ページから50ページをごらんいただきたいと思います。第5目の財産管理費でございます。本年度は8,151万円を計上させていただきます。前年度と比較いたしまして1,531万8,000円、23.1%の増となっております。主な予算の内容といたしましては、役場庁舎の維持管理、職員駐車場の土地借り上げ、基金の運用などに要します費用となっております。また、増額となりました主な要因につきましては、本年2月に発行いたしました斑鳩町いきいきの里債の発行額1億円に係ります償還財源を減債基金に積み立てることとしたことによるものであります。

はじめに、役場庁舎の維持管理についてでございますが、本年度は48ページの第11節需用費2,382万3,000円のうち光熱水費等で1,891万円、49ページに移りまして、第12節の役務費で通信運搬費等で403万1,000円、第13節委託料で2,658万1,000円のうち清掃業務委託料などで2,620万2,000円など合わせて5,056万5,000円を計上いたしております。

また、職員駐車場の土地借り上げにつきましては、49ページの第14節使用料及び賃借料で土地借り上げ料496万円、基金の運用につきましては財政調整基金等の積立基金にかかります運用益及び斑鳩町いきいきの里債の償還財源の基金への積み立てといたしまして、同じく49ページの第25節積立金で2,022万7,000円を計

上いたしております。

次に、50ページから52ページにかけてでございます。第6目の企画費でございます。本年度は1億6,421万3,000円を計上いたしました。前年度と比較いたしまして334万3,000円、2.1%の増となっております。主な予算の内容につきましては、行財政改革への取り組み、OA化の推進、町制60周年記念式典の開催、男女共同参画社会の推進、地域文化の振興などに要します費用となっております。また、増額となりました主な要因でございますが、50ページの第13節委託料の文化振興センター施設管理運営業務委託料等は減額となりましたものの、51ページの同じく委託料の町制60周年記念式典開催等業務委託料、52ページに移りますが、第19節の負担金補助及び交付金の中の文化振興財団補助金が増額となったためでございます。

はじめに、行財政改革への取り組みについてでございますが、第3次斑鳩町行政改革大綱に基づく前期実施計画について平成11年度までの取り組みをまとめ、斑鳩町行政改革推進委員会のご意見をいただきながら進捗管理を行い、そして住民の皆様にも町ホームページ等により全事業の進捗状況を公表したいと考えております。また、新年度は前期計画の最終年度に当たりますことから、後期計画の策定作業を進めてまいりたいと考えております。その費用といたしまして、50ページの第1目報酬で11万7,000円を中心に12万2,000円を計上いたしております。

次に、OA化の推進でございます。従来の業務の電子化による簡素で効率的な行政運営を進めるとともに、町民の皆様がご家庭にいながらにしてインターネットを通じて市町村の申請、届け出等の手続きができる汎用受け付けシステムの開発、運用を県及び県市町村共同で行ってまいります。これらOA化推進の費用といたしまして、51ページに移りますが、第13節の委託料で1億28万9,000円のうち電算機端末機器入れかえ業務委託料等で472万1,000円、同じく51ページの第14節使用料及び賃借料で4,160万4,000円のうちパソコン使用料4,127万1,000円、52ページに移りまして、第19節の負担金補助及び交付金1,832万3,000円のうち汎用受け付けシステム開発運営事業負担金等で203万7,000円など合わせて5,010万2,000円を計上させていただいております。

次に、町制60周年記念式典の開催についてでございます。平成19年2月11日をもって町制施行60周年を迎えるに当たり、これを節目として記念式典を開催すると

ともに、これまでの本町の歩みをまとめた町勢要覧の作成を行い、地域への愛着、ふるさと意識の醸成を促進してまいりたいと考えております。ちょっと恐れ入りますが、50ページにお戻りいただきたいと思っております。これら町制60周年記念式典の費用といたしまして、第13節委託料で町制60周年記念式典開催等業務委託料400万円を計上させていただいております。

次に、男女共同参画社会の推進についてでございます。平成16年4月に施行いたしました斑鳩町男女共同参画推進条例を基本理念といたしまして、平成17年度中に策定いたします新行動計画、(仮称)新女(ひと)と男(ひと)が輝く未来計画に基づく女性総合相談、男女共同参画社会づくりセミナー、女性のエンパワーメント活動支援等を引き続き行うとともに新計画の概要版を作成し、男女共同参画実施の浸透を図ってまいります。恐れ入りますが、もう一度50ページにお戻りいただきたいと思っております。これら男女共同参画社会の推進に要します費用といたしまして、第11節の需用費で150万9,000円のうち印刷製本費等で42万6,000円、同じく50ページの第13節委託料で女性総合相談事業委託料で46万8,000円、52ページに移りまして、第19節の負担金補助及び交付金1,832万3,000円のうち女性エンパワーメント補助金等の26万4,000円など合わせまして162万6,000円を計上させていただいております。

最後に、地域文化の振興についてでございます。もう一度50ページにお戻りいただきたいと思っております。初めに、地域文化の振興・情報発信の拠点であるいかるがホール管理運営等につきましても本年度から指定管理者制度を導入してまいりたいと考えており、その費用として第13節委託料で文化振興施設管理運営業務委託料8,718万6,000円を計上させていただいております。また、地域の人々に完成度の高いコーラスを通して質の高い音楽に触れる機会を提供するとともに、一流プロとのジョイントというふだん経験できない場を設けることにより新しい芸術文化の創造を図るため新たに宝くじ文化公演の開催費用として、51ページに移りまして、同じく第13節の委託料で宝くじまちの音楽会開催業務委託料70万円を計上させていただきます。

52ページに移らせていただきます。財団法人斑鳩町文化振興財団の活動支援におきましては、第19節負担金補助及び交付金で文化振興財団補助金1,279万6,000円を計上いたしております。また、住民と行政の協働によるまちづくりを実現さ

せるため「まちづくり太子塾」といたしましてイベント等を計画している住民グループの活動を引き続き支援していくためにまちづくり人材育成補助金として30万円を計上いたしております。

次に、同じく52ページでございます。第7目の公平委員会費についてであります、公平委員会を運営するための費用といたしまして、本年度は第1節報酬で委員報酬6万1,000円、第19節負担金補助及び交付金で公平委員会連合会負担金6,000円、合わせまして6万7,000円を計上させていただきます。

次に、52ページから53ページにかけましての第8目交通安全対策費についてでございます。本年度は、52ページの第13節委託料で放置防止指導業務委託料として61万2,000円、53ページに移りますが、第15節工事請負費で交通安全施設整備工事費といたしまして460万円、第19節負担金補助及び交付金で交通安全対策事業団体補助金として33万3,000円など合わせまして578万6,000円を計上させていただきます。本年度におきましても交通安全協会等の協力を得ながら春・秋の交通安全週間を中心にいたしまして広報活動及び街頭指導を行ってまいりますとともに、園児及び小学生等を対象とした交通安全教室を通しまして交通安全教育の普及に努めてまいりたいと考えております。また、迷惑駐車車の自粛啓発やJR法隆寺駅周辺の放置自転車対策にも引き続き取り組んでまいりますとともに、交通安全施設の整備につきましても生活道路における安全確保を図るため道路反射鏡、防護さく及び各種標識等の整備に努めてまいりたいと考えております。

次に、同じく53ページでございますが、第9目の自転車等駐車場運営費についてでございます。本年度は、第11節需用費で87万円、第12節役務費で7万1,000円、第13節委託料で自転車等駐車場運営業務委託料として2,076万2,000円を計上いたしております。自転車駐輪場の運営につきましては、適切な施設の維持管理に努めるとともに、利用者の便利を図りながらその運営を図ってまいります。

次に、53ページから54ページにかけての第10目の防犯対策費についてでございます。本年度は819万4,000円を計上いたしております。前年度と比較いたしまして6万3,000円、0.8%の減となっております。主な予算の内容でございますが、消防団員による年末警戒の実施、防犯灯の新設、地域防犯の推進、防犯灯維持管理への助成などに要します費用となっております。

はじめに、年末警戒の実施についてでございますが、年末警戒に従事する消防団員の

手当といたしまして、53ページの第1節報酬で54万4,000円を計上いたしております。

次に、防犯灯の新設では、錦ヶ丘から斑鳩プラザまでの間において防犯灯の設置を予定しておりますことから、同じく53ページの第15節で工事請負費で防犯灯新設工事費として40万4,000円を計上いたしております。

また、地域防犯の推進では、だれもが安全で安心して暮らせる地域社会の形成へ向け子ども110番やSOSネットワークなど地域防犯のためのネットワークづくりを進めるため54ページの第19節の負担金補助及び交付金で西和地区防犯協議会負担金62万5,000円、西和地区暴力団排除推進協議会負担金で17万4,000円、生活安全推進協議会補助金18万円、合わせまして97万9,000円を計上するとともに防犯灯設置への助成では防犯灯設置補助金として81万円、防犯灯維持管理への助成では防犯灯維持管理補助金として340万3,000円を計上いたしております。

次に、54ページの第11目の青少年対策費についてでございます。本年度は218万6,000円を計上いたしております。前年度と比較いたしまして15万2,000円、6.5%の減となっております。青少年の健全育成につきましては、青少年問題協議会を中心に啓発活動、相談事業に取り組み、健全な社会環境づくりを推進するために、その費用として第1節の報酬で青少年問題協議会委員報酬として55万9,000円、第7節賃金で相談員に係る賃金116万3,000円、第8節報償費で巡回活動に係る謝金18万2,000円など合わせまして218万6,000円を計上させていただいております。

続きまして、第2項の徴税費についてでございます。恐れ入りますが、55ページから56ページをごらんいただきたいと思います。第1目の税務総務費についてでございます。本年度は8,294万5,000円を計上いたしております。前年度と比較いたしまして444万5,000円、5.7%増となっております。主な予算の内容につきましては、職員の人件費、固定資産評価審査委員会の運営に要します費用と各種協議会等の負担金などとなっております。

56ページ、57ページをごらんいただきたいと思います。第2目の賦課徴収費についてでございます。本年度は4,883万6,000円を計上いたしております。前年度と比較いたしまして559万2,000円、10.3%の減となっております。

賦課徴収の費用といたしまして、56ページの第13節委託料で町民税課税事務委託料等で2,410万6,000円、57ページに移りますけれども、第14節の使用料及び賃借料で電算ソフト使用料等で773万円、同じく57ページの第23節で償還金利子及び割引料で町税の過誤納償還金等で520万円などを計上させていただいております。町税の徴収対策につきましては、三位一体の改革による税源移譲が進む中、安定した財政基盤の確立のためには税収の確保がますます重要となってまいります。納税者の皆様の「税」に対するご理解を深め、納税意欲を促進し、財源の確保を図るとともに税負担の公平性の確保から、未納者には滞納処分を前提とする毅然とした姿勢であってまいりたいと考えております。

続きまして、58ページから59ページでございます。第3項の戸籍住民基本台帳費でございます。第1目戸籍住民基本台帳費についてであります。本年度は6,238万5,000円を計上させていただいております。前年度と比較いたしまして531万円、7.8%の減となっております。主な予算の内容につきましては、職員の人件費と住民票等の交付などに要します費用といたしまして、58ページの第13節委託料で住民基本台帳ネットワークシステム関連業務委託料等で547万4,000円、59ページに移りますが、第14節の使用料及び賃借料で電算システム使用料1,676万3,000円となっております。窓口業務の遂行にあたりましては、個人情報の取り扱いに細心の注意を払いながら事務処理の正確・迅速化を進めることはもとより接遇マナーのより一層の向上を図り、住民の皆様を温かく迎えるさわやかな役所づくりに努めてまいりたいと考えております。

続きまして、60ページから62ページにかけてでございます。第4項選挙費についてでございます。前年度と比較いたしまして421万7,000円、34%の減となっております。

初めに、60ページの第1目の選挙管理委員会費についてでございます。選挙管理委員会の運営費用といたしまして、第1節で報酬で委員報酬34万3,000円、第11節需用費で67万6,000円、第14節使用料及び賃借料で電算ソフト使用料30万円など合わせまして163万3,000円を計上させていただいております。

同じく60ページの第2目常時啓発費でございます。本年度は第8節報償費で明るい選挙推進協議会委員謝金6万5,000円を中心に8万8,000円を計上させていただいております。斑鳩町明るい選挙推進協議会の協力を得ながらすべての選挙が

公明正大に行われ、一人でも多くの方々が投票に行っていただけるよう、その啓発に努めているところでございます。

次に、61ページから62ページをごらんいただきたいと思います。61ページの第3目奈良県議会議員選挙費についてであります。平成19年4月ごろに予定されております奈良県議会議員選挙の執行費用といたしまして第3節の職員手当等で63万5,000円、第11節需用費で225万9,000円、第12節役務費で135万5,000円など合わせまして600万5,000円を計上させていただいております。

次に、62ページに移らせていただきますが、第4目の斑鳩町議会議員選挙費では、同じく19年4月ごろに予定されております斑鳩町議会議員選挙の執行経費といたしまして、第3節の職員手当等で15万円、第11節需用費で31万2,000円、第12節役務費で1万5,000円など合わせて47万7,000円を計上させていただいております。

続きまして、63ページの第5項の統計調査費、第1目指定統計調査費についてでございます。本年度では事業所・企業統計調査と工業統計調査が実施されますほか、平成19年に実施される商業統計調査の準備調査を予定いたしております。これら指定統計調査の実施に要します費用といたしまして、第1節報酬の事業所・企業統計調査員報酬等76万円などを中心に112万5,000円を計上いたしております。統計調査の実施に当たりましては、引き続き個人情報の保護等に細心の注意を払いながら実施してまいりたいと考えております。

続きまして、64ページでございます。第6項の監査委員費、第1目監査委員費についてでございます。監査事務に要します経費といたしまして職員の人件費と第1節報酬で委員報酬74万8,000円、第11節需用費で41万円など合わせまして1,031万3,000円を計上いたしております。

以上をもちまして第2款の総務費につきましても説明をさせていただきます。よろしくご審査のほど申し上げます。

○小野委員長 13時まで休憩いたします。

(午後12時02分 休憩)

(午後 1時02分 再開)

○小野委員長 それでは再開いたします。

第2款総務費についての説明が終わりましたので、これに対する質疑をお受けいたします。予算に関する説明書の44ページから64ページまでです。松田委員。

○松田委員 総括的な面で質問しといた方がよかったのかなというふうに思うんですけど、一つは、団塊世代を迎えて退職者を迎える時期が近くなってきたということで、県でも退職手当その他の関係の措置をする必要があるということで、特に今度補正予算などを提起をしながら一つ基金をつくるというふうなことの提案をしてるようですが、斑鳩町としてこの団塊世代を迎えて一体どういう現状に退職者の関係が見込まれてるのかということについてどうなってきたのか、それを18年度予算ではどういうふうに考えられているのかということについてひとつ聞いておきたいということが一つ。

それからできれば職員の関係で、職員はすべて斑鳩町の在住者なりというふうに認識を持ちがちなんですけども、見てると結構町外の方が多いように思うんです。だからそういう意味でいきますと住むところと勤め先とという関係から見てどういうふうに職員の皆さんお考えになってるやろう。自分の住んでるところはええ、そして斑鳩町に今勤めてるんやけども、斑鳩町対象してみても実際ええとこ、悪いところというのがどんなふうにお感じになってるんやろうかということなどがどうなんじゃろうかというふうに実は思うんですけども、そういう意味では斑鳩町に役場にお勤めになっている方で町内に居住されてる方と町外に居住されている方というのがわかれば聞かせてほしいと思いますけども、できれば私はそのことを含めてそれぞれ一遍職員調査、そういう意味での調査をしてみてもどうか。そしていい面、悪い面、あるいは今住んでるところについての、なぜそこに住んでるのかという理由、それをいろいろ具体的に調べてみて、そして職員の意識の高揚とかなんとかいう関係などをいろいろ言われているんですけども、具体的にそういう説明というのが、あんまり調査というのが行われてないように思うんですけども、そういう調査をしてみることもこれからの行政の執行に役立つのではないかとというふうに思うんですけども、その辺はどうなのかという2つの面からお聞きをしたいというふうに思うんです。

あとみんな質問事項言うたらいいですか。

○小野委員長 2つずつぐらいでしてもうたら。

○松田委員 そうですか。ならそれだけひとつ、その2つは共通事項になる問題ですから、あとの関係はそれぞれ項目別の関係で申し上げますけども、一応お聞かせいただきました

いと思います。

○小野委員長 西本総務課長。

○西本総務課長 それでは1点目、退職者の見込み等でございます。平成17年度末におきまして平成17年度中の退職者が13人おります。そのうち一般事務職が6名、あとは出先におります現業職員でございます。

その中で今後の見通しでございますけれども、定員適正化計画を斑鳩町の場合は策定しておりますけれども、その定員適正化計画、平成19年度まで策定をいたしておりますけれども、もう既にその19年度での目標職員数を達しております。

今後の考え方でございますが、一般事務職につきましては今後将来的に年齢層において職員がいないということを考えていきますと将来的に管理職がいなくなる、団塊の世代ができるということで、一般事務職につきましては退職者の約半分程度は採用していきたいと考えております。また、出先等の現業職につきましては臨時職員をもって充て、その施設、出先の方におきましては運営委託とも考え合わせながら臨時職員をもって当面は充当していきたい、このように考えているところでございます。

それから町内、町外の職員でございますけれども、ほぼ町内、町外の職員約半数程度でございます。詳しい人数はちょっと今申し上げられませんが、大体半々程度でございます。

町外から見た斑鳩町ということで、私個人的には田原本から来ておりますので、私の考えということで申し上げたいと思いますけれども、斑鳩町は私の住んでるところよりはいろいろ福祉の面等があって住みやすい町だなというふうに率直に思っているところでございます。

また、今後、職員の調査等でございますけれども、これにつきましても職員の提案制度等を踏まえる中で考えていきたいと考えておりますが、今のところ職員の調査は行っていないのが現状でございます。

それから退職手当の関係でございますけれども、退職手当はご存じのように奈良県市町村職員退職手当組合に加入いたしております、そちらへは通常毎月負担金を職員、一般職の場合には給料の1000分の90という掛け率で負担金を納めております。退職手当組合におきましても今現在その基金の関係でいろいろ検討していただいておりますのでございまして、まだ退職手当組合の方では今後のその退職手当に充当するような基金の見込みということを今検討してる最中でございます。以上でございます。

○小野委員長 松田委員。

○松田委員 質問している趣旨が十分にご理解いただいていないかなというふうに思うんですけど、職員の退職手当等の関係について17年度の関係は付託を受けてます、総務常任委員会で、補正予算も出てますので、その中でお聞きをしていきたいと思うんです。私が今お聞きしたのは、18年度以降の関係ですね。これは特に全国的にもいろいろ言われているのは退職手当その他の関係で予算が非常に膨張してくるんじゃないか、そのことのためにということ言われてますから、予算の動向が一体退職の関係とあわせてどういうふうに影響してるんだらうかということを経鳩町の場合に置き直して今から見ておきたいという立場でこの実は質問をしたわけなんです。ですから採用とかなんとかという関係は人材確保の関係になってくるんだというふうに思います。問題は予算にどう、財政的にどういう影響を及ぼしてくるんだらうかということがちょっと心配であるから、お聞きをしているということでもあります。

さらに、職員の関係、調べ等の関係については、今後の行政に役立つことになりはせえへんかと、それでなるというふうに思われるなら調査してみたらどうであろうかということの見解を聞いてるだけなんです、あえてこれについては固執するつもりはないんですけども、見解だけをお伺いしたい、こういうことで質問をしたわけなんです。再度お答えがいただけるなら、ちょっと財政上の問題も出てまいりましたんで、予算審議ですから退職見込みと今後のどういう影響を及ぼしてくるかということについてだけ説明ができればしてください。

○小野委員長 西本総務課長。

○西本総務課長 申しわけございません。退職手当につきましては、今後、先ほど申しました職員が退職してまいります際に退職手当を支給するわけですが、そのときに定年等で退職した者については特別負担金が発生してまいります。その分につきましてはふえていく、支払っていくということになりますが、退職手当組合の負担金につきましては今現在退職手当組合の方でその率を検討していただいております。退職手当組合での資金の関係もございまして退職手当組合に支払う支給率、これを検討して、増嵩、ふえていくというようなことを聞いておりますが、今現在まだ詳しいことはわかっておらないという状況でございます。

○小野委員長 意識調査の方については、松田委員は別にあれのようですが、今の提案を受けてどのように考えておられますか。総務部長。

○植村総務部長 職員、町外、町内半々になるぐらいにやはり町外者が多くなってきております。そうした中でやっぱり先ほど申されておりますようにそれぞれ意識、斑鳩町に対する愛着、それとやはり町外から来てるところについては町外の町のやはりよさもあるだろうと思います。そういったよさについて斑鳩町へどう反映させていけばいいかというようなこういった付加価値も出てくると思います。そうした面で、やはりある面ではそういった関係上で意識調査をすることによって今後斑鳩町の町づくりに生かしていけるという手だてでもなろうと思います。そういったことで一からその面については検討してまいりたいと考えております。

○小野委員長 松田委員。

○松田委員 団塊世代の退職者を迎えていろいろ一般の町行政に対する財政的な問題というのは割に深刻だというふうに全国で受けとめられているようなんですよね。そのための手だてを次考えていかなければならんということでもかなり重視をされてるというふうに思うんです。今の説明を聞くと、案外傍観視されてるような感じで見るとは思いますが、そんなふうに認識をしていいんかどうかは多少疑問があります。これは総務委員会などでまた具体的にお聞きをしていきたいと思うんです。

あとは個々の関係いいですか。

○小野委員長 続けてください。

○松田委員 今度はこの総務関係、これも全体に及ぼす問題ですけど、非常勤特別職の関係の報酬がかなり計上されています。ところが、これは中間答申にもありますように見直しが必要だというふうに言ってるんですけども、審議会などを、報酬審議会ですね、開かれる予定はあるんだろうと思うんですけども、いつごろ開かれるつもりなのか、さらに例えば開かれるとするならその場合に諮問される状況というのは報酬だけなのか、あるいは報酬とあわせて構成人員あるいは審議会、いわゆる委員会等の存廃も含めて諮問をする考え方を持ってるのかどうかということが1つです。

それから2つ目には、男女共同参画社会の関係が言われてるんですね。ところが、斑鳩町の行政関係でいわゆる女性管理者についてはどういう格好になっているのか、あるいはどの程度見込みながら人事異動の際に考えていこうとしてるのかということが聞きたいということと、今日までもしばしば指摘をし、あるいは検討を求めてきたんですけども、幼稚園の園長を小学校長が兼任していることについて、どうして幼稚園の教諭の中で園長などが持てないのか、持つようにしてはどうかということをししばしば言

うてきました。そのことがいまだに実現しないんですけども、それはなぜなのかというのと、あわせて幼稚園の関係を小学校長が兼任をして、しかも小学校長に、今度は減額になりましたけども、手当を支給してるという関係などについては私はむしろ男女共同参画社会の関係もあわせ、なおかつ園長としての自覚あるいはその仕事に対する情熱というんでしょうか、そういう意味からも、なおかつ女性として最高位の幼稚園については園長という関係などについて希望を満たすためにもそういうこと考えられないかどうかということをしつぱ言ってたんですが、今回も同じようなことが言われただけで書かれてはいないんですけども、一体どういうふうにお考えになるのか。だから口先だけで男女共同参画社会だけが、また検討会やるとか、いや、講習会やるとか、いや、セミナーを開くとかいろいろ言ってるんですけども、実際にやっていると現在の斑鳩町の職員の皆さんがおやりになってる。そういう皆さん自身が本当にそういう男女共同参画社会の関係についての考え方というものが変わってきてるのかどうかということについては余りそういう部分でもなさそうに見受けるんですけども、その辺の反省も含めて一体どうなのかということをお聞きしたいというふうに思います。

それから50ページの関係で文化振興財団の関係についても言われているんですけども、この文化振興財団の管理の中にいわゆるホールにある藤ノ木古墳の出土品の展示室ですね、この関係はどういうふうになってるのかなど。これは大きくいうと観光行政の一つとして取り上げていくということになると観光面での借り上げたことになるのか、あるいはホールそのものの施設として特定の展示室に展示をしてるということだけになるのか、この辺で今後のホール運営との関係も出てきますし、さらには文化財活用センターなどができればそちらへ云々という関係をこの前も言いまして、そのような方法をとられるのかないうふうにも思っているんですけども、現在あの部屋はどこが管理することになってるのか、あるいはその管理費の関係などについてはどこに帰属しているのかということについて聞いておきたい、こういうふうに思うんです。

最後には、防犯灯の関係です。いろいろ防犯対策の関係で防犯灯が今度従来と同じように対応していくというふうに言われていますし、先ほどおっしゃってます新設の方がどうもあるように言われているんです。ところが、平群などについては駐輪場などの赤色灯を置いてますし、あるいは奈良でも県警などがやかましゅういうて奈良公園ですか、近くですね、などについても赤色灯の防犯灯を設置するというを言って

るようですが、これ夜の場合は成果を見てということ言ってますから、直ちに実施ということにはならないと思うんで、斑鳩町はそういうことを全然触れずに、防犯灯も設置して云々、こう言っています。そして昨日も一般質問の関係でも防犯灯の整備などが言われています。確かに今回のこの予算の関係見ても設置、新設なども書かれているんですけども、問題は集落という言い方がいいのかどうか、家と家との間隔、自治会同士、自治会と自治会との間について間隔があいてるという関係などについては今まで一つの基準を設けて、町が負担をする分と、それで自治会が負担する分とに区分けしてるわけですね。それでここからここまでの関係については町が見る防犯灯である、この関係については自治会が見るという防犯灯であるということにして、この予算措置の関係でも設置の関係と、それから補助の関係と分かれているんですけども、この辺の基準は従来と変わりがないのかどうか。変わりがないとすれば、今基準はどういうふうになってるのかということについてお聞かせをいただきたいということと、あわせて赤色灯などについて変えていくような考え方持ってるのかどうか。

私は、いま一つ、地域警備の関係、防犯の関係についても赤色回転灯をつけても言っているんですけども、きのうら見ましても一体あれをつけて回ってるのはどういう時間帯を設定してんのやろな、どこを回ってんのかないうふうにも思います。それでなぜ赤色灯なのかということも思いますし、しかもああいう形の大型の車でええのかなという感じもしますし、ただ単に一般的に取り扱われているから何もせんわけにいかないのでしてんやという関係に見えて仕方がないんですけども、そういうことではないということならそういうことではないで結構なんですけども、どうなのかということなどについて一般的に今までと同じこと言いながら、言葉だけを変えて言っているというふうに思われるんですけど、その辺がどうなのかないうふうに思うんですけども、一体どうなんでしょうか。例えば火災とかなんとかの関係になりますと、とにかく消防とか警察の関係は赤色灯、それで道路パトロールの関係についてはカキ色か、そして今度は赤色灯と、次どんな色に変えてくるんか知りませんが、何か起きたら、いうふうに思いますけど、そういうふうなことが本当に効果があるというふうに思っているのか。あるいは人がやるから、よそがやるからうちもやろうということやってんのか、その辺についてどうもはっきりしない。積極性がないいうふうに思うんですけど、この辺どうなんでしょうか。ちょっと余計申し上げまして、それぞれにお答えください。

○小野委員長 小城町長。

○小城町長 1点目の報酬審議会をいつごろ開催するのかという、私は年度変わります6月ぐらいから始めて、12月議会には必ず、12月までに答申をいただくというような形をとっていきたいということで、その中ではこの非常勤の関係等についてもそういうことも盛らせていただいて、今住民検討会議で出てくる関係等についても整理をしてもらいたいという気持ちであります。

それと防犯灯の関係等については、これは去年の防犯協議会等で西和警察署から広域7カ町でひとつそういうことの取り組みをしてくれないかということから去年の8月に講習を受けて、そして町で団体同時に7カ町が出発をしました。そういうことで今、特に警察あるいは我々と連携を密にしながら、できるだけそういう連携を強化することによってこういうことで、防犯灯の青色灯については、私はやっぱり下校時の関係等について教育委員会側と準備もしておりますし、あるいは民間で橋西地域に1カ所民間で組織していただいたところもございます。そういうことを踏まえながらこうして民間が取り組んでいただく、特に自治会等、そういうことを積極的にやっていただけることがありがたい話であって、これを別にしなかつても、せんだつても北庄の関係等については100日の事故ゼロというのか、そういう関係等について北庄の自治会が取り組んだということで、このたび西和警察から表彰を受けられるようでございますけれども、そういうことも踏まえてやっぱり地域地域がそういう取り組みをしていく、そしてまた青色灯については平群町が防犯灯で取り入れる、あるいは大和郡山市が取り入れるとか、いろいろと出ております。私もやっぱり何かこういう一つのきっかけというのか、そういうものによって、これもやっぱり私は富雄で行って少女、小学1年の方が誘拐殺人事件が起こったということからいろいろと取り組みが始まってきておるような感じをいたします。そういうことによってやっぱりこういうことの取り組みがみんなに浸透して行って、できるだけそういう協力をしていく、共助する、そういうことによってそういう事前に事故をなくしていくということにつながっていくんじゃないかな。これからも大いにそういうことを取り入れて行って、住民の方々がやっぱり仮に橋西でございますけれども、ほかでも大いにやっていただいて、こういうことを行政ができるだけ協力をいただいて、そしてお互いに地域地域が防犯等に取り組んでいくことが一番大事であると考えております。

あとは担当から。

○小野委員長 植村総務部長。

○植村総務部長 女性管理職の関係でございますけども、現在も、去年1名退職しましたからゼロでございます。そうした関係で今回平成17年度中に昇格試験をさせていただいた結果、今度新たに2名の女性の課長補佐職ができます。4月からそういったことで女性管理職2名が新しく出てくるということになってございます。以上でございます。

○小野委員長 栗本教育長。

○栗本教育長 幼稚園の園長の件でございますが、今、松田委員おっしゃっていただいているように小学校の校長が園長兼務ということでございます。以前からもそういうお話いただきながら、十分教育委員会として審議をしながら結論出ていない状況でございますが、こういった部分についても早急に教育委員会で諮りながら十分検討していきたい、そういうふう判断をしていきたい、結論を出していきたいというふうに思っています。ただ、18年度予算については現状のままでいかせていただきますが、19年に向けてそうした取り組みをしていきたいというふうに思います。

○小野委員長 野口企画財政課参事。

○野口企画財政課参事 いかるがホールの歴史資料室の活用と管理者についてであります。今現在松田委員さん申されました藤ノ木古墳常設展示室ということでご利用させていただきます。この活用につきましては、一応いかるがホールに来られました皆さん方への町内外のお客さんに対する歴史民俗の展示室ということで無料をご利用をいただいております。

その維持管理等につきましては、財団で管理にあたらさせていただきます。

○小野委員長 西本総務課長。

○西本総務課長 あと防犯灯の自治会間の基準ということでございます。昔は基準がございましたですけども、今もう住宅がかなり建ち並んでまいりまして、ほとんど基準を設けてないのが現状でございます。自治会間の防犯灯につきましては、それぞれの自治会同士でお話し合いをしていただきまして維持管理をしていただくというふうに決まりましたら自治会で防犯灯を設置していただき、それに対する補助金を町は支払っているというのが現状でございます。

○小野委員長 小城町長。

○小城町長 藤ノ木の関係等についてはガイダンス施設ができればホールからそのガイダ

ンスへ移っていただくということで、総務委員会でも質問の中でも申し上げてますようにガイダンス施設の方に移していくということで、後の利用についてはまた振興財団の方で考えさせていただいてと思っております。

○小野委員長 すべて一応答弁いただきました。ほかどうですか。よろしいですか。

ほか質問。飯高委員。

○飯高委員 44ページの今回新しく加わったのが国民保護協議会委員報酬ということで、この3名の、これ国民保護法で決まってると思うんですけど、3名、前お聞きしたと思うんですけど、ちょっと忘れちゃったんで、3名の方のどういう立場の方かということをお聞きしたいと思います。

○小野委員長 西本総務課長。

○西本総務課長 国民保護協議会につきましては、この委員の選任につきましては防災会議のメンバーと同じ委員構成を考えております。その中で報酬支払い対象になりますのが、NTTと関西電力の方、それと消防団の団長と、この3名の方に報酬をお支払いします。それ以外の方につきましては公務員関係でございます。関係公共団体が6名、役場が7名、そして今申しました3名の方合わせて16名の構成になりますので、この公共団体の方につきましては報酬を支払わないということで計上いたしておりません。以上でございます。

○小野委員長 飯高委員。

○飯高委員 これ国民保護法ということで条例でその任命の枠というのが決まってると思うんですけども、その中に助役は入ってますですか。

○小野委員長 西本総務課長。

○西本総務課長 助役は入っております。

○小野委員長 飯高委員。

○飯高委員 それと防災会議での任命の対象ですね、これはどういうふうな形になってるんでしょうか、参考に。

○小野委員長 西本総務課長。

○西本総務課長 防災会議の委員といたしましては、まず町長でございます。それから郡山土木の事務所、郡山土木事務所から1人、郡山保健所から1人、西和警察署から2人、役場から助役、総務部長、住民生活部長、都市建設部長、上下水道部長、教育長、それから西和消防組合から1人、そして消防団長、そしてNTT、関西電力、郵便局

の職員が1人ずつということで、全部で16名でございます。

○小野委員長 飯高委員。

○飯高委員 それと46ページ、勤務評定対応給与システム導入ということで、これ新しくふえたと思うんですけども、以前に人事給与システム保守委託料ということで、前年度上げられてあったんですけども、そのかわりかなとは思うんですけども、ちょっとお聞きしたいんですけども。

○小野委員長 西本総務課長。

○西本総務課長 これにつきましては今現在入れております人事給与管理システムがございます。この中に今度新たに国の方で給与制度の改革という中で勤務評定も組み入れて給与を支給していきなさいということになっております。そのためにこの今ある人事給与システムの中にこの勤務評定対応システムを組み入れようとするものでございまして、そのためのパッケージソフトの予算を計上させていただいているところでございます。

なお、勤務評定につきましては、直ちに平成18年度については職員には反映させないことにしておりますけども、今後このシステムを使って勤務成績による給与の支給を考えていきたいと考えているところでございます。以上です。

○飯高委員 それと47ページの文書広報費で報償費の、以前に町政モニター謝金というのが入ってあったんですけど、今ちょっとこれは記入されてないんですけども、何か理由がありましたんですかね。

○小野委員長 藤原企画財政課長。

○藤原企画財政課長 町政モニターにつきましては、2年間の委嘱をいたしております。

その関係で18年度につきましては18年度に委嘱をいたしまして任期が19年度ということになっていまして、任期の最後に謝金をお支払いする関係上18年につきましては予算を計上させていただいておりません。

○飯高委員 よろしいです。

○小野委員長 ほかにございませんか。三木委員。

○三木委員 3つございますので、続けて3つとも言いますので、お答えいただきますように。

1つ目は、46ページ、無料法律相談でございます。これは恐らく毎月2回のところ3回にして、そのふえた金額だろうとは思いますが、137万6,000円、これ

ですけれども、委託先は奈良弁護士会だと思うんですが、単純にこれ2回が3回にふえたんで1回が45万8,000何がしというふうに計算したものでどうか、それともこの費用について弁護士会にお渡ししているこの内容ですね、これがどういうふうな内訳になってるのか。

それと50ページの業務委託料、町制60周年記念式典開催等業務委託料ですが、多分これ委託先は実行委員会になるのかなと思うんですが、ちょっと違ってれば教えていただきたいんですが、それとこれの中で18年度の予算ですから。失礼、51ページですね。ごめんなさい。この予算内容ですね、太鼓台が出したりしてるのか、その内容がわかってたらちょっと教えてくださいませんか。

それから53ページの自転車等駐車場運営費です。2,076万2,000円、これのちょっと費用内容を教えていただけますか。この3点お願いします。

○小野委員長 小 City 町長。

○小 City 町長 2点目の式典、町制60周年の関係について、400万の関係、この関係というのは先ほども説明申し上げたように町勢要覧というのか、簡単なものを全戸配布したいというのと、式典を18年度中に、おおむね2月11日か2月12日ぐらいの休みの日に式典をしたいということで400万円分の費用を講じてます。

○小野委員長 清水住民課長補佐。

○清水住民課長補佐 無料法律相談でございますけれども、相談の回数がふえただけで、1回の回数につきまして料金が日当につきましては3万5,000円プラス消費税で3万6,750円掛ける18年度は36回、プラス事務費が5万円で、消費税入りまして5万2,500円で、それでお支払いしております。

○小野委員長 清水環境対策課長。

○清水環境対策課長 53ページの自転車等駐車場運営費の委託料2,076万2,000円の内訳でございますけれども、これすべて斑鳩町身体障害者福祉協会の方に業務を委託しておりまして、その他にあります人件費がすべてでございます。細かい内訳を申し上げますと、北口、南口両方ございますけれども、北口が1時間当たり790円の8時間、北口はこれを5名掛けて365日の計算です。南口につきましては、同じく790円の単価で8時間、南口は4名でございます、これに365日掛けたものの合計が2,076万2,000円という形になります。以上です。

○小野委員長 嶋田委員。

○嶋田委員 2点お伺いさせていただきます。

まずコミュニティバスの運行ですけれども、これは16年。ページ数ですか。45ページ。この運行ですけれども、16年、17年の利用者の動向と18年の見込みですね、それちょっと教えていただきたいというのと、次に、51ページの交通量の調査業務委託料という、これはどういうふうな交通量を思っているのか、そこをちょっとお聞かせいただけますか。

○小野委員長 瑤田総務課参事。

○瑤田総務課参事 済みません。コミュニティバスの運行状況ということで利用者数ですけれども、15年度は3万7,860人、16年度につきましては3万7,983人、17年度見込みにつきましては3万9,000人程度と考えております。以上でございます。18年度につきましても大体3万9,000人ぐらいかなという感じしております。

○小野委員長 藤原企画財政課長。

○藤原企画財政課長 交通量調査の件でございます。交通量調査につきましては、その目的としましては計画的、効率的な都市基盤の整備を進めるために町の主要幹線道路におきまして交通量の調査を行うものでございます。これにつきましては平成13年に1回行ってございまして、5年に1度ということで実施をいたすものでございます。

この交通調査の実施でございますけれども、予定をしておりますのが観測場所として14カ所、これは13年度の実施箇所と同じでございますけれども、14カ所におきまして、それぞれの交差点の通行車両の方向でございます。そして乗用車、バス等の車種別での交通量の調査を行いたいと思っております。

○小野委員長 嶋田委員。

○嶋田委員 コミュニティバスに関しましては、利用者がだんだんふえてくるような傾向にはあると思うんですけれども、これからも町民の足として利用していただけるように継続して行っていただけたらと思います。

そして交通量調査なんですけれども、これ平成13年に1度やられたということで、これこのときの調査の結果、県なり国なりの交通量調査をされた結果は持っておられると思うんですけれども、そこと比較はなされてないんですか。

○小野委員長 藤原企画財政課長。

○藤原企画財政課長 申しわけございません。私その当時担当しておりませんでして、ち

よっと調査につきましては私承知していませんので、調査、調べさせていただきまして報告させていただきます。

○小野委員長 嶋田委員。

○嶋田委員 町で調査されるのも結構かとは思いますが、国なり県なりの調査の結果を援用できものであればそれをしていただければ、その分コストがかからなくていいのではないかなとかように思いますので、そこら辺また調査していただけたら結構かと思います。以上です。

○小野委員長 里川委員。

○里川委員 済みません。ちょっと幾つかあるんですが、まず46ページにございます郡の町村会負担金、これが意外と金額が大きいものですから、この792万円という金額についてどのような形でこの負担金というのが生じてきてるのか。そしてまた、この郡の町村会でこんなにお金を持っていただいて一体どういうことに使われてるのかというのがちょっと今回一度きちっと聞いてみたいなと思いました。

それとあとその同じ負担金補助金及び交付金という項目の中に自治会のこといろいろ書いてあるんですが、前にも一度言ったかと思うんですが、自治会連合会で1泊の旅行に行かれることにつきまして、毎年会長さんなんかが入れかわっていく中で比較的若い方なんかは会長さんをされた場合に何であんなに行かなあんなやろう、何であんなすんねやろうというような疑問の声を割と私、自分より年下の方なんかからいろいろお聞きするんですけれども、この連合会の旅行について参加されてる率と、それとこの旅行の費用についてどのようにされてるのかというの、とりあえずその2点お聞きしたいと思います。

○小野委員長 小城町長。

○小城町長 生駒郡町村会の関係等については、いつもこれ出てきますけども、議会も入っておりますから、生駒郡町村議長会の関係もすべて包含されてます。その中でも特に一番重点的に地域の生駒郡の郡内の防災訓練を年に1回とか、あるいはまた各種関係等についての郡の団体等に対する補助とかいう関係と、それと一番大きいのはやっぱり県町村会館の関係の方の負担金と、そしてまた町村会等に対する負担金とかございますから、そういう関係等について議会も包含されますので、この負担金等が700何がしというのが高い安いというのも昨年も減額なっておると思っております。できるだけ効率的に、そして全体でそういうむだを排して、できるだけ郡が向上してい

くような体制づくりをしていきたいと思っております。

○小野委員長 吉田総務課参事。

○吉田総務課参事 自治会連合会の研修ということでお尋ねでございますが、連合会につきましては各自治会1万円の会費、年間払っておられます。これにつきましてはご存じだと思いますけれども、町から出ます均等割分でございます。それと研修行かれるときに自治会長負担ということで5,000円ということで、大体それで人数につきましては大体半分程度になる、47名ですか、ちょっと切れる程度でございます。

これにつきましては連合会の役員会の中でも、もう5年ほどなりますねんけども、アンケート調査なりいたしまして実施するという方向でまとまった経緯がございますので、ご理解していただきたいと思っております。以上でございます。

○小野委員長 里川委員。

○里川委員 町村会の負担金が何に使われているのかというのは町長からお聞きしたんですが、負担の割合ですね、これ4町でどんなふうになってるのかという、算定方法があると思うんですけど、そのことも確認をさせていただきたいと思っております。

それと自治会連合会の件ですが、5年前にアンケートをしていただいたということですが、最近、昔は十年一昔と言いましたけど、やっぱり最近サイクルが早いです。せめて5年たてば、またもう一回そういった方々、いろんな年代層がそういう5年たってきたら変わってきてると思います。一応やっぱりそういったアンケート、一定期間の割合に1回やっていただけたらなというふうには思います。それは希望しておきたいなというふうに思います。

○小野委員長 吉田総務課参事。

○吉田総務課参事 郡の町村会の算出法でございますが、人口割、財政需要額割合と均等割と分かれまして、平成18年度予算といたしましては2,700万円考えております。先ほど町長の方から、町村会長の方からありましたように、交付金につきましてそのうち2,100万円、これは16年度決算でございますけれども、26万2,000円出ております。県町村会負担金として312万2,000円、そのほかにつきましては事業費といたしまして郡の防災訓練等がございますけれども、大体176万4,000円出ております。以上でございます。

○小野委員長 里川委員。

○里川委員 わかりました。先ほども町長おっしゃっていただきました。町そのものの会

計などもそうですが、これら町を含みます町村会の関係であるとか、こういったところでも今後も常々やはり財政健全化に向けての合理化というものの意識をしているところで会議などでもご発言をいただけたらというふうに思っております。

それと私常々気になって仕方がないのが、住基ネットが導入されました。そしてその以前に、平成10年でしたか、うちは自動交付機も導入してるわけなんですけど、このところの経費ですね、この予算書見てるとちょっとわかりにくいので、この18年度について住基ネット関連の費用、そしてまた自動交付機の費用、そしてまたそれらを利用していただけることによる収入の見込みなどどのように予算を組み立てられたのか、お聞きしておきたいなと思います。

○小野委員長 清水住民課長補佐。

○清水住民課長補佐 失礼いたします。まず初めに、住基ネットの方から説明させていただきます。ページ数でいきますと59ページでございます。戸籍住民基本台帳費の中の13、委託費の中でございます547万4,000円のうち住民基本台帳ネットワークシステム関連業務委託料として305万6,000円、これが委託料になります。この内訳といたしましては、機器の保守料と、それとカードの発行委託でございます。

それとカードの発行委託につきましては、来年度につきましては月5件で1年間で60件を予定しております。何で60件と申しますと、ことしの分のを見てみますと月に5件ぐらいが出てまいりますので、そして5件掛ける12ということで60件ということで予定をさせていただきました。

続きまして、自動交付機の経費でございます。委託料につきましては企画費、51ページでございます。ここの中の企画費の中の委託料の方に自動交付機の委託料が入っております。使用料につきましては、57ページ、税務の賦課徴収費の自動交付、使用料のソフト料の中に86万2,000円が含まれております。それと住民基本台帳費の、59ページでございます。14番、使用料、賃借料の中の1,676万3,000円のうちの電算機使用料の252万4,000円が充てられてます。合計で委託料が539万1,000円、使用料が274万8,000円でございます。

○小野委員長 里川委員。

○里川委員 住基ネットの方もなかなか利用の方がふえてこないような状況ですが、国がせえって言われて何ぼも国からお金ももらえんと町がえろう負担してこれやらんなんの大変なことだなと常々思ってるところなんですけれども、それとともにこの際です

ので、ちょっと確認させていただきたいんですが、総務部の中で見てましたら結局これソフトの入れかえとかの委託料とかがたくさん出てきてて、多分市町村合併によるものとか銀行の合併とかそんなんで名前を変えなあかんとかいうときにこういうすべてソフトを訂正するような委託料なんかが発生してくるのかなと思うんですが、それはもう全く町が負担しないといけない、もう町の完全な持ち出しというふうに考えていいんだろうと思うんですが、その確認と、それと税制改正があつて、56ページの住民税の税制改正システム変更業務ありますね、それと57ページの下には住民税の森林環境税導入システム、これ県がやるというて決めたことだと思うんですけども、この辺でもやっぱりこういう変更するのにシステムの委託料が発生してくるんですけども、これらについてはどうなんだろうと。国からそういう制度改正が起こってきたときに一定の補助金が出るのか、県がこういう新税を入れるということで、システムを変更するとなったら県の方から何らかの形で補助金なり出るのか、この辺の確認はちょっとさせていただきたいなと思うんですが。

○小野委員長 植嶋税務課長。

○植嶋税務課長 まず、税務の方からお答えさせていただきます。

住民税の税制改正に伴う分については、町単独でやっていかなきゃならないというのでございます。

それから森林環境税の関係でございます。これも県税になるんですけども、この分につきましても県民税の取扱手数料の7%は入ってきますが、このシステムにつきましては町単、町で持ち出しということになっております。以上です。

○小野委員長 里川委員。

○里川委員 なかなか厳しいですね。町もほんまにそれをお聞きしたらしんどい話ですね。いろいろ上で決まってきた上部団体で県や、国やて変えてきはって、その事務変更するのに追われながらシステムにもお金かかりの、本当に大変な状況の中での地方分権社会を皆さん方にも担っていただかなあかんということで、今お答えいただきまして、つくづく大変な状況だというふうに感じましたが、委託料などもかなりふえてますし、非常に大変ですけども、そんな中にあつてもやはり住民の皆さんのために頑張ってもらわなあかん。そのことでコンピューターの方はえろうふえてきてますけども、職員さんの方の数は減ってまして、先ほど総務課長の方も定員管理の方の計画を下回ってる、既にとおっしゃってましたけど、確かにこれ総括的な質疑でした方がよかった

んかもわからないんですが、私もいろいろ見させていただいてたら、平成12年のときには252名の一般職おられたのが今度18年の予算書では195名ということで、この短期間にすごい数の人数が減ってるということなんです。それはこうやって委託料大分出てますから、コンピューターも使うていただけてますけれども、今年度、18年度に向けましてさらに斑鳩町が事業力入れないといけない部署、そしてまた制度の改正によって非常に体制を問われる部署、こういったところについて職員の配置なんかの計画というんですか、何かお考えになられてることがあったら聞いておきたいなというふうに、町の方針があればお聞きしておきたいなというふうに思ってます。

○小野委員長 小城町長。

○小城町長 1点目の平成15年、252名の、これは総定員やということで理解してもらって、今195名は一般職の職員という、一般階級の職員で、だから15年だとすべての職員が252名、現在一般会計の関係は195名ということだけ。

○小野委員長 植村総務部長。

○植村総務部長 課長が申しあげましたように、退職職員の半数はやっぱり雇用していきたいなという中で、やはり計画もできていってると思いますけども、今回たまたま平成17年度末につきましては一般事務職で6名というような退職があったということで、実質的にそういうことで減が多くなっておりますけども、それについてはやはり人事のいわゆる硬直といいますか、アンバランスなことになったらいけませんので、その間については例えば臨時職員で対応しておくとかいうような関係でやはり年々計画どおりに職員の数を削減してまいりたいというふうに考えております。

○小野委員長 里川委員。

○里川委員 私もうちょっと突っ込んで言うてもらえるかなと思ったんですけど、やはりこれから斑鳩町がやろうとしている方針に沿ってどこに力が入ってくるのか、そういうことなんかも含めてちょっとお尋ねをしてみたいなというふうに思ったんですが、それは人事の問題もございますし、いろいろこれからどういふふうにお考えがあつてやられるのかは見させていただいておきたいというふうに申し上げておきます。それで結構です。

○小野委員長 ほかにございませんか。三木委員。

○三木委員 済みません。一つだけ。46ページの宿・日直業務委託料なんですけど、500万、これの委託先と、それと時々職員が入ってらっしゃるんですけど、これは何か時

間外でやってらっしゃるのか、それとも何か理由があってやってらっしゃるのか、や
ってるなら日直、宿直でやってるのか、そして職員がやってるならばそのローテーシ
ョンですね、それはどういうふうになってるのかとお聞かせいただけますか。

○小野委員長 小城町長。

○小城町長 一応17年度まで日直については職員が出ておりましたけども、組合がその
日直を廃止してほしいというかねがねの願いですから、18年度から日直も廃止をし
て、今宿直をされている業者のところに委託をするということで日東カスタディアル
という会社に委託をしてみたいということでございます。

○小野委員長 ほかにございませんか。

ないようですので、これをもって第2款総務費に対する質疑を終結いたします。

次に、第3款民生費についての審査に入ります。

説明を求めます。中井住民生活部長。

○中井住民生活部長 それでは、第3款民生費につきましてご説明を申し上げます。65
ページから84ページにかけてでございます。第3款民生費では、本年度は前年度予
算額と比較をいたしまして8,605万2,000円、5%増の17億9,314万
7,000円を計上をさせていただいております。増となりました主な要因でござい
ますが、老人保健特別会計への繰出金及び(仮称)総合福祉会館の実施設計に要しま
す費用が主なものとなっております。

それでは、65ページから66ページの第1項社会福祉費、第1目の社会福祉総務費
につきまして説明を申し上げます。前年度予算額と比較をいたしまして1,007万
9,000円、4.6%減の2億820万3,000円を計上をいたしております。
職員の人件費や66ページの19節負担金補助及び交付金で社会福祉協議会をはじめ
といたします各種団体への補助及び28節の国民健康保険事業特別会計への繰出金が
主なものとなっております。

次に、66ページから67ページの第2目国民年金事務取扱費でございます。本年度
予算額は970万1,000円を計上をいたしております。前年度予算額と比較をい
たしますと65万6,000円、6.3%減でございます。国民年金の事務につきま
しては、法定受託事務といたしまして第1号被保険者の資格関係届や保険料免除など
の処理を行っているところでございます。平成18年7月からは保険料の免除制度に
おきまして負担能力に応じたきめ細かな制度にするため現在の2段階から4段階とし

まず多段階免除制度が導入されることになっております。その手続につきましても行うこととしているところでございます。また、昨今の年金制度に対します関心の高まりから多くの窓口相談がありまして、単に法定受託事務を遂行するだけではなく制度の正しい認識と理解を持っていただくため社会保険事務所とも連携を図りながら年金制度に係ります相談などの対応に努めているところでございます。歳出の主なものとしていたしましては、職員の人件費及び14節の電算ソフトの使用料となっております。

次に、67ページから68ページの第3目老人福祉費についてでございます。本年度予算額は2億4,645万5,000円を計上をいたしております。前年度予算額と比較をいたしますと713万2,000円、2.8%の減となっております。減となりました主な要因でございますが、老人保健特別会計への繰出金では増額となっているところでございますが、介護保険制度の改正によります地域包括支援センターの設置に伴いまして社会福祉協議会及び第二慈母園に委託をいたして実施をしておりました在宅介護支援センター事業を廃止をいたしますとともに、配食サービスや家族介護用品の支給事業などといった高齢福祉で実施をいたしてございました事業が介護保険事業特別会計の地域支援事業に組替えがされ、取組むこととなったことによるものでございます。

まず、68ページの13節の委託料におきましては169万8,000円を計上をさせていただきます。敬老会は従来愛と輝き夢フェスタと同日の開催をいたしてございましたところですが、本年度は別開催とし、お年寄りの方により喜んでいただけるような催し物を講じていきたい、このように考えております。その費用といたしまして61万1,000円を計上をさせていただきます。

続きまして、19節の負担金補助及び交付金では3,781万6,000円の計上となっております。これは三室園組合への負担金が主なものでございます。

続きまして、20節の扶助費でございます。4,056万6,000円の計上となっております。老人福祉施設措置費といたしまして養護老人ホームへの施設入所に係ります費用といたしまして1,881万円を、愛の訪問サービス事業、高齢者優待券交付事業、緊急通報装置貸与事業など介護保険事業に組替えがされない事業につきましては引き続き高齢福祉の事業として取組むことといたしてしております。なお、高齢者優待券交付事業につきましては、奈良交通株式会社が平成18年8月1日から従来のバスカードをICカードに完全に切りかえがされますことから前年度より640万円増

の1, 500万円を計上をさせていただいております。

続きまして、28節の繰出金でございます。制度上の負担割合に応じて繰出しを行うもので、本年度は1億6,461万8,000円を計上をいたしております。前年度予算額と比較をいたしまして2,036万1,000円の増となっております。これは老人保健制度におけます医療給付費の支出増が見込まれますほかに平成14年10月の制度改正に伴いまして町の公費負担割合が5年間で20分の1から12分の1に上げられることが増加の主な要因となっているところでございます。

次に、69ページの第4目老人憩の家運営費についてでございます。本年度予算額は1,788万7,000円の計上となっております。前年度予算額と比較をいたしますと41万2,000円、2.4%の増でございます。老人憩の家の施設管理及び運営に要します費用の計上が主なもので、高齢者の憩いの場や触れ合いの場などとして利用をしていただけるように努めているところでございます。

次に、同ページの第5目新生活振興費についてでございます。前年度予算額より1万円、9.5%減の9万5,000円を計上をいたしております。生活学校の活動に助成を行う中で会員の環境問題などの意識の高揚に取り組んでまいりたいと考えております。

次に、70ページの第6目医療対策費についてでございます。本年度予算額は1億2,297万4,000円の計上となっております。前年度予算額と比較をいたしまして910万1,000円、8%の増でございます。県の補助を受け乳幼児、高齢者、障害者、母子家庭の医療費の一部を助成し、経済的な負担の軽減と受診機会の確保に努めているところでございます。当町では、従来から町単独で乳幼児や障害者の対象を拡大して実施をしてきているところでございます。また、昨年県におきまして制度改正がなされた際にも町単独で一部負担金分の助成や老人医療費の助成も継続をしているところでございます。本年度からは障害者自立支援法が施行されることに伴いまして精神障害者の通院医療費の自己負担が5%から10%に引き上げられることとなりますが、この医療費につきましても自己負担の全額を助成することとし、障害者の方が安心して医療が受けられるように努めております。このことから20節の扶助費では1億1,690万円の計上となっているところでございます。

次に、71ページの第7目人権対策費でございます。前年度予算額と比較いたしまして3万6,000円、2.6%減の133万7,000円を計上をいたしております。

今なお部落差別を初め女性や高齢者、障害者、外国人などに対するさまざまな差別や人権侵害が根強く残っており、特に最近は児童虐待に関する事件も多発しているところでございます。引き続きあらゆる差別の撤廃や人権侵害に対するなお一層の取り組みを行ってまいりたいと考えております。

次に、同じページの第8目国民健康保険医療助成費についてでございます。本年度予算額は1億1,439万7,000円を計上をいたしております。前年度予算額と比較いたしまして90万1,000円、0.8%の減となっております。低所得者の方に対する国民健康保険税の軽減措置にかかります補てんが主なもので、法令の定めるところによりまして国民健康保険事業特別会計に繰出しを行うものでございます。

次に、71、72ページの第9目あゆみの家管理運営費についてでございます。本年度予算額は114万5,000円を計上をいたしております。前年度予算額と比較をいたしますと1万円、0.9%の減となっております。あゆみの家を適切に維持管理を行うために要します費用が主なものでございます。

次に、同じページの第10目福祉会館管理運営費についてでございます。本年度予算額は212万9,000円の計上となっております。前年度予算額と比較をいたしまして24万1,000円、10.2%の減でございます。社会福祉活動や介護サービス事業の拠点としての施設の維持管理に伴います費用でございます。

次に、同じページから76ページの第11目障害福祉費についてでございます。本年度は前年度予算額と比較をいたしまして704万7,000円、2.9%増の2億5,339万2,000円の計上となっております。平成15年度から導入されました支援費制度が本年4月から施行されます障害者自立支援法に基づく制度へと移行されます。障害を持つ人が地域で安心して暮らせる社会の実現を目指し、障害の種別にかかわらずサービスが利用できるようサービスを利用するための仕組みを一元化し、利用者負担も応能負担から原則1割の定率負担と所得に応じた月額上限の設定に見直されますとともに障害程度区分に基づきましてサービスの必要度を定める仕組みを導入し、支給決定の透明化、明確化を図っているところでございます。

障害者自立支援法の円滑な施行のため利用者に制度の改正内容の周知など必要な情報提供を行いますとともに、窓口におきましても十分に説明、相談を行っていくことといたしております。このことから自立支援法に基づきます給付などの経費といたしまして、74ページの20節の扶助費で2億741万6,000円を計上をさせていた

だいております。

また、平成16年度に策定をいたしました「斑鳩町障害者計画」の着実な推進を図るため当該計画の進捗管理及び評価を行いますとともに、施策の充実や見直しについてのご意見をお聞きする「斑鳩町障害者福祉計画推進協議会」を本年度も開催し、計画の円滑な推進を図っていくことといたしております。委員報酬といたしまして、72ページの1節の報酬で委員9人分の報酬を15万円を計上をさせていただいております。

続きまして、73ページの13節委託料でございます。827万4,000円の計上をさせていただいております。これは障害者支援システムの導入業務、療育教室訓練事業、心身障害者・身体障害者のふれあいの集い事業、重度身体障害者の移動支援事業等の業務委託に要します経費でございます。

続きまして、74ページの19節の負担金補助及び交付金でございます。福祉作業所及び虹の家への運営補助、精神障害者ホームヘルプサービスの事業補助、精神障害者小規模作業所などへの補助・負担金を計上をさせていただき、障害者の地域での自立を図っているところでございます。

なお、新たに自立支援法の施行に伴いまして障害区分の認定が必要となりますことから、この判定を王寺周辺広域休日応急診療施設組合に委託をし、広域で取組むことといたしているところでございます。これに要します費用といたしまして自立支援認定審査会事務負担金といたしまして64万6,000円を計上をさせていただいております。

施設に入所をされている低所得の方の食費、光熱水費の実費負担の軽減を行います特定障害者特別給付費では590万4,000円を、社会福祉法人が提供しますサービスを受け、減免の対象になられた場合に社会福祉法人に助成を行います特例特定障害者特別給付費では46万2,000円をそれぞれ計上をさせていただいております。

続きまして、20節の扶助費でございます。2億741万6,000円を計上をさせていただいております。身体障害者（児）に対します補装具の交付・修理では860万円を、重度心身障害者等福祉年金で2,100万円を、支援費から移行になります自立支援給付では身体障害者、知的障害者、児童の障害ごとに、またそれぞれのサービスの種類別に予算計上をさせていただいております。その合計額といたしまして1億7,016万5,000円を計上をさせていただいております。

次に、76ページの第12目ふれあい交流センターいきいきの里管理運営費についてでございます。本年度は3,191万7,000円の計上となっております。前年度予算額と比較をいたしまして2,549万8,000円、44.4%の減となっております。当該科目につきましては職員にかかります人件費及び施設の維持管理に要します費用が主なものとなっております。平成17年度に従来の料金体系を町外の方の料金は値上げを行い、町内の方の料金は値下げの改定をさせていただいております。その結果、これまで入浴者の割合が町外6に対しまして町内の方は4であったのが利用者の割合が3対7と町内の利用者の方の方が多くなっている状況となっております。

なお、当施設の利用状況についてでございますが、1月末現在では入浴者数は前年度の同期と比較いたしまして974人減の2万6,303人の利用状況でございます。また、娯楽室は1,752人の利用状況となっております。全体の利用者数は前年度の同期と比較いたしますと減少はしておりますものの、町内の方の利用者数は先ほども申し上げましたように増加をしている状況となっております。今後も多くの方に親しまれる施設として引き続き円滑な運営に努めてまいりたいと考えております。

次に、77ページの第13目介護保険事業繰出費についてでございます。本年度は前年度と比較をいたしますと2,858万8,000円、14.5%増の2億2,641万円を計上をさせていただいております。増となりました主な要因でございますが、先ほども申し上げておりますように高齢福祉で実施をしておりました事業の一部が介護保険の地域支援事業に組替えられたことによりますものと介護給付費の増によるものでございます。当該目は介護保険事業特別会計へ保険給付の12.5%に当たります1億5,879万6,000円を介護給付費繰出金として、また平成18年度から新たに始まります地域支援事業に対しまして地域支援事業費繰出金としまして1,030万6,000円を、その他職員の給与費等の繰出しを行うものでございます。

次に、同ページの第14目（仮称）総合福祉会館建設事業費についてでございます。本年度は4,000万円を計上をさせていただいております。当町の福祉、保健の拠点となります施設を目指し、特定の方の利用施設ではなく、広く町民に開かれた総合的なサービスが行える施設としての整備を計画をいたしてるところでございます。現在建設用地につきましては小吉田1丁目地内におきまして地権者の方々にはご協力をいただけることとなり、境界の立会いも終え、事務手続を進めているところでございます。本年度は実施設計などにかかります費用を計上をさせていただいております。

なお、用地取得費につきましては土地開発公社で予算化をしていただいております。平成19年、20年度の2カ年で建設工事に取り組んでいく考えでございます。

続きまして、78ページから83ページの第2項の児童福祉費でございます。第2項全体の本年度の予算額は5億1,710万3,000円の計上をさせていただいております。前年度予算額と比較いたしますと4,546万8,000円、9.6%の増となっております。

2月1日現在での平成18年度の入園申込み状況は、たつた保育園では128人、あわ保育園では149人の合計277人となっているところでございます。保護者の勤務の状況等によりまして他の市町村の保育園に入所をされます広域入所では64人を想定をいたしております。

また、女性の社会参加の増加や就労形態の多様化や緊急時の保育に対応するため、あわ保育園で実施をいたしております一時的保育事業は平成18年1月末現在では延べ418回の利用状況となっております。引き続き周知を図りまして利用の促進に努めたいと考えております。

また、延長保育につきましても保護者の要望等にこたえ、午後8時まで保育時間を延長し、女性の社会進出の増加、核家族化の進展に対応し、就労と育児の両立支援を総合的に推進をいたしているところでございます。平成18年1月末現在では延べ2,296回の利用をいただいている状況となっております。

少子化が進む中、当町の未来を担う子どもたちが心豊かに明るく健やかに育つ町づくりを目指しまして「斑鳩町次世代育成支援行動計画」を平成16年度に策定をし、住民、事業所、行政が連携、協力し合い、地域が一体となって子育て支援事業を推進しているところでございます。その一環といたしまして家庭や地域における子育て支援機能が低下をいたしているところから平成18年度から子育て親子の交流、集いの場の提供や子育てに関する相談・支援を行います「斑鳩町つどいの広場事業」を開始をいたしました。子育て中の親の孤独感や閉塞感を解消し、子育ての負担の軽減にもつながっていきたいと考えております。

それでは、78、79ページの第1目の児童福祉総務費についてでございます。本年度予算額は1,891万3,000円の計上をさせていただいております。前年度予算額と比較いたしまして114万3,000円、6.4%の減でございます。当該科目につきましては職員にかかります人件費が主な経費となっております。

次に、79ページの第2目児童手当費についてでございます。本年度予算額は前年度予算額と比較いたしまして4,692万9,000円、42.3%増の1億5,782万9,000円を計上させていただいております。平成18年度から支給対象年齢が小学校第3学年終了前から小学校終了前までに拡大されたことによります増となっているところでございます。平成18年1月末現在の受給者数は1,213人でございます。

次に、80ページから82ページの第3目保育園費についてでございます。本年度予算額は3億2,302万4,000円を計上をさせていただいております。前年度予算額と比較をいたしまして457万6,000円、1.4%の減でございます。子どもを取り巻く環境が大きく変化をいたしている中、保護者の就労と子育ての両立を支援をいたしますとともに、園庭開放や家庭支援講座等を通しまして地域での子育て支援事業の充実に努めていくことといたしております。

次に、82ページ、第4目一日里親会費についてでございます。本年度予算額は53万2,000円を計上をさせていただいております。前年度予算額と比較をいたしますと1万1,000円、2.1%の増となっております。参加者には1日を楽しく過ごしていただいております、開催を楽しみに待っておられるところでございます。本年度も担当常任委員会の委員の皆様やボランティアの方々のご協力を得ながら実施をしてまいりたいと考えております。

次に、83ページの第5目学童保育運営費についてであります。本年度予算額は1,680万5,000円の計上をさせていただいております。前年度予算額と比較をいたしまして196万1,000円、13.2%の増でございます。学童保育室は、共働き家庭の一般化、就労形態の変化によりまして受入れ児童数も年々増加をしている状況でございます。平日の放課後及び土曜日や夏休みなどの学校休業日に午後6時30分まで開室をいたしまして、保護者の皆様のニーズに対応してるところでございます。本年度は増加いたします児童に対応するため学童保育指導員の2名の増員を図っているところでございます。

次に、84ページの第3項災害救助費についてでございます。本年度も万が一不幸にして災害が発生したときに早急な対応がとれるよう名目予算といたしまして2,000円の計上をさせていただいております。

以上で簡単ではございますが、第3款民生費の説明とさせていただきます。よろしく

ご審議をお願いいたします。

○小野委員長 ご苦労さんでした。

14時45分まで休憩いたします。

(午後2時29分 休憩)

(午後2時46分 再開)

○小野委員長 それでは再開いたします。

民生費についての説明が終わりましたので、これに対する質疑をお受けいたします。

予算に関する説明書の65ページから84ページまでです。どうぞ。松田委員。

○松田委員 どうしても物わかりが悪いのかわかりませんが、議案書を見せていただいたり、あるいは予算書を見せていただいてもわかりにくいのが結局指定管理者制度の問題なんです。この制度を利用せずに直営する公の施設の管理などについてどこがどう違うのかなという関係がどうもわかりません。

特に全体的にあちこちに出るわけなんですけど、69ページでは憩の家の関係があります。ここの関係は職員が派遣事業の委託であるというふうに書かれています。職員の派遣事業なんていうようなことは直営でやれるはずがないだろうというふうに思うんですけども、こういう関係などと、しかも72ページでは、これはあゆみの家の関係ですね、施設管理と運営の業務委託料というふうに言ってるわけです。ほかいろいろこの委託をしてる関係が書かれているんですけども、それぞれに見てまいりましても結局民生に限らずほとんどの業務の関係を委託してるのは社協なんかが中心になってるというふうに思うし、その社協がまた委託をしてるということになる形のものが非常に多いと思うんです。というような関係で、この指定管理者制度によっては一体施設の管理だけなのかと思うと管理と業務運営も委託をしていますし、制度を利用せずに直轄する公の施設として見ていきますとこういうふうな運營業務だけを委託してるのかということとそうでもないし、どこがどう区別されているのかなということがわかりにくいんですけども、その辺わかりやすい説明を一遍してくれませんか。どうしてもわからない。また、この関係について総務委員会でも付託議案を受けているんですけども、できるだけわかるようにと思って一生懸命見てるんですけど、どうしてもわからん。だから今回の場合も特に民生の関係でもいろいろと委託の関係が出てくるんですけども、これが全部直轄、こういうのを直轄と言うんであろうかということわかりません。それから特にこの提案説明を見ましても、あゆみの家の関係だとか高安の

ふれあい交流施設の関係であるとか老人憩の家の関係についても今この委託、いわゆる管理者指定制度というなのも使用せずに公の施設で管理をしていくんやということでの整合性を図っていったるんですけど、予算に関してはもうみんな同じことだというふうに思うんですね。この辺がどこがどう違うんですかね、ちょっと明確にわかるように教えてもらえませんか。どうもわかりにくいと思うんです。

○小野委員長 藤原企画財政課長。

○藤原企画財政課長 指定管理者制度と従来の直轄との違いということでございます。まず指定管理者制度につきましては、基本的には団体等に対して委託を行うということでございまして、従来の部分委託につきましても同じように団体に対して委託を行ってるということでございます。このやはり一番大きな違いと申しますのは全面委託をしていくのか部分委託をするのかということの違いが大きな違いであろうかなというふうには理解しております。そういった中で指定管理者制度を使いまして全面委託をしていくということになりますと、ここではもういわゆる地方自治法に定める指定管理者制度ということで行うわけございまして、その業務の範囲等につきましては当然ながら条例で定めていく必要がある。そしてその中で施設の使用許可でございますとか、あるいは場合によっては利用料金制度だよというのが指定管理制度でございます。

あゆみの家あるいは老人憩の家等につきましては直轄ということでございますけれども、基本的にはその業務の一部を、受け付け業務でありますとかそういったものを部分的に委託をしていくということでございます。したがって、あゆみの家、憩の家等につきましては、そこはいわゆる施設の使用許可につきましては町が持つていくということになっております。

○小野委員長 松田委員。

○松田委員 そうすると予算書なんかでは全面委託をしているはずのいわゆる指定管理者制度の適用しているところも結局施設管理費などについては町が見ているという関係になって、完全委託をしてるという関係ではないというふうに思うんですよね。赤字が出そうな関係あるいは問題のある関係もほとんどがいわゆる行政の一般会計の予算の支出をしてる。ほとんどしてるんですよね。それでいて結局業務委託をしてるんだというんやけど、どういう意味でそうしてるのか、ちっとも今までと変わってないんですよね。

今言われてる関係について本当に明確に変えられるようなところというのはどこにあるのかな、予算がどう変わってきたのかなと見ますと、例えばいわゆる施設、指定管理者制度をとってきているところについての箇所なんかを見てみましても予算書の関係では維持管理費の関係などについて見えていますよね、予算で。それで全面委託してんねやというようなことになるのか。直轄というところについてもやっぱりいろいろ見ているけど、この業務については委託してるという関係にありますよね。その辺の区分というのは説明は何ぼ聞くんですけど、わからんのですよ。ここでは自分たちの所管ですけども、まだそこが聞けませんから、これ総務の関係では聞けると思うんですけども、例えば、ちょっと話がそれて申しわけないんですけども、ホールの関係でも施設管理費の関係については1億2,000万ほどいたしてますよね。そして職員を派遣してますよね。そこへ派遣してるんじゃない、これは。どういうていいんかね、結局で町の企画財政課においでになる。それで仕事はそういうこと、それを担任しているという関係ですよ。そういう面が一体どう変わった、今度は指定管理者に変わったか。一つも変わってないということが言えると思うんですよ。

この老人憩いの家の関係でもそうですよね。職員を派遣しているというのは、これ今までも派遣してるんですから、これは派遣といえば格好いいけども、町が雇用して、そしてそこを勤務場所にしてしている、そして面倒見てもらってるということですよ。一つも今までと変わらない。変わらないはずですよ、直轄ですから。

ところがあゆみの家などについても同じことですよ。だからどこがどう変わっているのか。ただ単に名前だけをつけて名前のつけかえをただけのことと違うか、中身がちょっと変わってないのと違うかな、それが本音と違うかないうふうに私は思うんですよ。だから中身の変わらん問題だけを変えて、整合性だとか必要だ、こう言われているところになおわからんですけど、私が理解する本当に中身的に変わらへんねと。そやけど一応そういう制度ができてということになったら、これからの関係というのは直轄か、あるいは指定管理者制度か、この二者択一やということになってるさかいにそうするんやというか、そうではない、またほかにこの委託の方法というのはあんねやという関係で幾つかあるんやということを使うかどうかにもよると思いますし、それから指定管理者制度の関係というのはこの単一の事業、単一の別個それだけで委託制度化をしていくということにも無理があるのかなというふうにも思ったりするんですけども、ただ、この関係についての制度の適用については審議会か何か

持ってやられてるそうですし、そのメンバーというのは役場の職員だけだと思うんですけど、役場の職員というのは物わかりええんやなど、大分ええんやなど。だからよう聞いたら説明あんばいしてくれたなと思うんやけど、ところが1回聞いてみてもわからんということは一体どないなってるのかなと思うんですが、この辺についてはこの予算書のもうあちこちに出てくるわけですよ、委託の関係というのは。だからもう少し我々が説明ができるように、理解ができるような関係の説明としてしてほしいというふうに思うんですけど、どうしても今言われてる、課長から説明を受けてるんですけど、やっぱり矛盾があるんじゃないかな、おかしいやないかなと思うんですよ。どこが変わってるのかな、どこが変わるのかな。そして理屈だけは2つあるわけですね。サービスをよくするという関係と人件費をできるだけ抑制するんやと。このどちらも抑制するんならもうちょっと経費でも見たときの一般会計から補助の関係も減ってきて当たり前だ。ところが減らすということちょっともしてない。同じようにしてるんですね。いうことから見て、それで職員もちょっとも変わりがない。どこ変わんねやな。そらほんまにかわりばえをしない形のものでなおかつ変えたような気持ちになってるということだけの様な感じがするんですけども、そういうこととやっぱり違いますのかな。この辺をちょっと聞かせてほしいんですわ。

○小野委員長 芳村助役。

○芳村助役 この指定管理者制度というものは、今も松田委員からのご指摘があるように非常にこの指定については議会の議決を経て行う極めて重要な行政処分ということにあります。そういう中で指定管理制度を導入するということについてのノウハウというのを我々はやっぱりやっぺいしていかなければならないけども、それについて、今、松田委員指摘されたように適切な違いを説明していくということが私は非常に難しいんじゃないか、このように思います。

ただ、言えることにつきましては、まず今までは管理委託制度の中で管理を町が委託制度の中で契約をしていた。これは今までそういういわゆる公の施設については民間は管理できなかつたわけです。それを今度は指定管理制度が導入されて、民間事業者もそれが、個人はありませんけども、そんな団体については今言いましたように議会の議決を得て指定することができるわけです。そういうことは先般もおっしゃったように、この制度はやはり経費の節減、そしてサービスの向上、これに尽きると思います。そういう中で町が今までやってきた管理委託制度では非常にもうマンネリ

化して、単なる委託をしていけばええわということでやってきた。それが今度そういう制度ができた限りは競争性も生まれてくる、透明性も生まれてくるということでございます。

ただ、本町としては現実には公募し、競争性は持たない単独指定をした、こういうことです。これはなぜこういうことしたかといいますと、やはり文化振興財団もしかり、観光協会も、やっぱり今まで管理委託制度の中でやってきたというノウハウを持っている。そういうことを当面させといて、その様子を見ようということが一つあります。ましてや財団で競争性を導入して、仮に財団が競争性に勝てなかった場合、この財団の措置をどないしていくかという難しい面もあるわけです。そういうことも考えながらこの管理委託制度が導入された中で財団なりに観光協会等に当面委託させていこうということなんです。

先ほど言いましたように、非常にわかりやすく説明するのは難しいことなんです、今も言いましたようにやはりこれは地方自治法の改正によって今まで公の施設がいわゆるNPOとかそういう団体が管理できなかったものをその団体、民間事業者が管理できるということのメリットが出るということ。当然そこで議会の議決、いわゆる先ほど言いましたように行政処分ですね、非常に重い行政処分、これは議会の議決を得てやらないかん。そういうことによって指定管理事業者にさせるということの重みが出てきたということでございます。今まで先ほど言いましたように契約でやってきたものが今度はそういうような重い行政処分という制度の中で議会の議決でやっていくという非常に重い処分ということになってきておりますので、やはりこれまでよりも以上にいわゆるその施設についてのサービスの向上といいますか、またコストの軽減といいますか、そういうものはやっぱり考えていって、適切な管理をやっていくことであろう、このように思います。これは今まで管理委託制度でやってたやつがこの18年の9月1日までに移行し、直営にするか指定管理者等にするかということでございますので、そういう意味で3カ所については今申し上げましたような形で指定管理制度事業者としての指定管理でやってもらう、こういうことになったわけです。私、今言いました説明にも非常に松田委員さんは合点いかん点であると思います。そういう中でやっていたということで、簡単に考えれば一つは民間事業者が公の管理ができなかったものできるようになったということ、それでいわゆる非常に重い行政処分によって議会の議決得てやるということになったということも一つございます。そ

れによってサービスの向上並びにコストの減という新しい方法が生まれてきた、こういうことでこの制度が生まれたんではないか、私はこういう解釈をしたわけです。

○小野委員長 松田委員。

○松田委員 僕は、それで経費が節減できたりサービスがよくなるんなら反対せえしませんねや。ところが、斑鳩町が今適用しようとしている指定管理者制度の関係から見ていくと、いわゆる中身も外身ももうすべてが変わりない。ただ単に変わるのは、指定管理者制度という関係を取り入れたということだけしかない。このことについては何ら期待することはできない、また期待する何物もないというふうに言わざるを得んのかなというように思うんですよ。そうではないんですかと。幾ら助役さんがいろいろのことを言われているけども、民間に委託するわけではないわけです、うちの場合。先ほど言われているように単独指定でやる。しかもそれはある意味では、すべてではありませんけども、中には財団という関係、しかも財団の理事長については町長みずからやっておいでになる。そのことが悪いというのではないんです。結構なんですけど、今はやっぱりそのことが必要だというふうには思うんですけども、そういう段階において、しかもこの町から一般財源として管理費の関係もこういうふうに出してる。どこも変わったとこないやないかと。変わるの指定制度だけ、管理者制度という制度だけやという関係で今、助役さんの言われるような民間の委託でもないわけです、これはうちの場合。そしたら今までもそういうことをやってるんですから、今までと変わりがない。そういう屋上屋を重ねるようなことをやって何も、いかにも期待があるかのように言うんですけど、期待は全然ない。だから我々としては議会の立場においては町側が3年と言われて、やっぱり3年というのは長いのと違うか言うたのはそこにもあるわけですよ。こんなん期待でけへん。やられるし、条例で決まったんやからこれじゃあないと思うけど、とにかくやってみようということだというふうには思うんですよ。じゃあ、その間において今の制度そのものについて管理運営の方法について変わるかという、僕は変えられないと思うんですよ。やっぱり財団の関係であり、理事者制度であるというふうには思うんですよ。そういうことからいくと一体いかなものかと。しかもその例としては野迫川の例があるやないかと。野迫川結構なこっちゃということ管理者制度採用して、それやってみた。これ1年でもう言うてみたらご破算になってしまう。一体これはなぜなのかということですね。それで、ああ、やっぱり難しいんやなど、やっぱり我々あんまり期待できないなという

ふうと思ったんですけど、野迫川の場合は1年でやめたわけですけども、どういうふうに見てますか、野迫川の場合、何が問題だったんですか。そういう心配は斑鳩町の場合にはないというふうに思うんですか、それはどうなんですか。

○小野委員長 芳村助役。

○芳村助役 野迫川のこの関係なんですけど、1年足らずで業者がもう丸投げした、こういうようなことをございます。野迫川側としては、やはりもう直営でやる、こういうことを言ってるわけですが、やはり当初の業者の事業計画等も十分野迫川は野迫川で審査されて、この手法を用いればサービスの向上もつながらコストの削減もできるということでその業者を指定管理者として指定した、こういうことやと思います。ところが、業者は自分が計画出した中でスムーズにいけなかったのではないかなと。それで脱退したのではないかな、このように思うわけです。

本町の場合は、あくまでも今まで管理委託制度を設けてやってきた財団なり観光協会にやらすということは、それは私は見えないと思うんです。当然私としては今までと同じような形で管理してくれ。同時に、審査会の中でも委員会の中でも、やっぱり財団なり観光協会に出された内容は、若干今までと違う形で努力するというような計画書を出されておりますので、こういうのは町としては問題ないということで指定管理者としての指定をし、そして議会で議決得るわけをございますけど、そういう判断とったということから考えて本町の場合はそういう野迫川のような形にはならない。ただ、これが将来的に本町も公募した場合にひょっとしたらそういうようなことになる可能性も私はあるなと思いますけど、現在は町の外部団体にやらせてる限りは野迫川のようなことはならない。ただ、松田委員もおっしゃるように何ら変わらないという面は確かに多々あると思いますけども、ご指摘のとおりとしてはならないかということに対しては私はならないということの判断を持っております。

○小野委員長 松田委員。

○松田委員 僕は、助役は聞かせてもらっていると物すごい詭弁やと思うんですわ。この制度取り入れることについては何かというと、やっぱり民間の活力を活用する、あるいは民間と同じようなシステムがとれるようにしていきたいというふうに言うてる。ところが、斑鳩町の場合はそういう状態ではありませんと言うてる。野迫川の場合は、民間委託ということで民間委託しようとした。に基づいて活力出そうとした。失敗した。うちはそうではないと言った。それはいわゆる公社制度がええということや。財

団法人組織で、これがええということ。それやったらそのことでええやないかということやね。それにそういうふうにしておきながら、いかにもサービスがよくなるんやとか、あるいは経営形態がよくなるんやとか経費が節減できるんやとか言うけども、経費の節減の方途ということ目に見えるような施策は一つもないし、報告書という関係も先ほど言われてますけど、計画書ですか、もし出るとしたらこの場所と町で総務委員会の中で僕出してほしいと思うけども、ありますか、そういうたまたま、その中で、そこ見てくると、本当にその計画書が計画書になってるんかどうかというと、既に我々が18年度事業計画を決定をし、なおかつ議会でも報告された内容を文書化したものにすぎないというふうに私は思うんや。これは推測ですよ、まだ見てませんから。だからそういうものである限りにおいては何ぼ抗弁しようといえども余り期待できるものではないというふうに私は思うんです。それをあくまでもこだわってそれ抗弁していくというところに僕は素直さが無いように思うし、そこが行政の最大の欠点であるというふうにも思うんですけども、この中見る限りにおいては全然そういうこともわからん。

私は、もうここで申し上げておきたいと思うんですけども、町が言う説明というのは理解ができないし、この1年間を思考した結果といえども町が言うような期待を持てるようなシステムということにはなっていないかでしょう。またそういうふうはどう思われて仕方がないということ、これは意見ですけど、私の見方ですけども、そういうふうに申し上げておきたいと思うんです。したがって、ここでいう指定管理者制度を適用して効率を上げていくんやというふうな説明を受けてこの予算書は提起されているけれども、そのことについては極めてまゆつばものであるという認識を持っていることだけ申し上げておきたい、こう思います。以上です。

○小野委員長 別にそれに対してのもう言わない方がよろしいと思いますから。

ほかに質疑のある方どうぞ。三木委員。

○三木委員 1つずつで。66ページ、行旅死亡人葬祭業務委託料、追悼式設営業務委託料、この件なんですけど、両方で31万ということですが、見込んでますが、この予算組みなんですけど、これは17年度の実績に基づいてやられたのか。だとすると去年はこういう何か実績があったのかどうか。

それと最近の町内の行旅人の情報、これは入ってますか、相変わらず。

○小野委員長 西川福祉課長。

○西川福祉課長 今ご質問いただきました行旅死亡人の葬祭業務委託料につきましては、16年度から申しますと16年度で実績はございません。17年度は今まで実績ございません。ただ、予算組みをさせてもらっておりますのは、もしあった場合に想定しまして措置できるようにということで上げさせてもらっております。

それと町内の行旅人の情報ですが、今現在情報は私の方に上がっておりません。

○小野委員長 三木委員。

○三木委員 もしあった場合は、これ委託先というのはどこになるんですか。

○小野委員長 西川福祉課長。

○西川福祉課長 この葬祭業務委託料につきましては、町内業者で処理をお願いするということで考えております。10万円という形で最低の金額を聞かさせていただきました、処理できるというようなことで組まさせていただきます。

○小野委員長 三木委員。

○三木委員 町内の葬儀屋さんという解釈をしてよろしいんですね。

それでは、68ページの老人クラブ助成金193万9,000円なんですが、これは町内の福祉会と別に老人クラブってあるわけですが、多分それだと思うんですが、これの配分なんですが、老人会の連合会に一括してのか、それとも各老人会に別個で個別にやってるのか。だとするとその金額なんですが、人数割でやってるのかどうかですね、その辺はいかがですか。

○小野委員長 西川福祉課長。

○西川福祉課長 今ご質問いただきました老人クラブの補助金につきましては、老人クラブに一括でお支払いさせてもらっております。ただ、積算の中身としましては、老人クラブ数等を報告していただきまして、それに基づきまして積算しておりますので、あと老人クラブの方でお渡しして、それでそこから分配していただくという形になっております。

○小野委員長 三木委員。

○三木委員 わかりました。

それでは、76ページ、いきいきの里の管理運営事業費ですが、先ほど説明では町外料金を上げ、町内を下げた、500円の300円で、以前は町外が6で町内が4、最近では町外が3、町内が7と逆転してる。1月末の統計では934人というふうになっちゃって聞いたんで、間違ってたらちょっと訂正してください。

それで収入は当然減ってくるわけですが、当初町内の人たちのできるだけ来てもらおうということでこういう料金体系とったわけですが、目的はただ町内の人をふやすということではあったけども、収入が減るということについては、当然多い方がいいわけなんですけど、その辺ちょっと狂いが来てないのかどうか。今年度何人ぐらいの入浴人がいるのか、予定してるのか。それでそれに対しての収入幾ら見込んでるかどう、それに対して町が持ち出しは幾らになるのかをお聞かせください。今わかるかな。

○小野委員長 西川福祉課長。

○西川福祉課長 いきいきの里の入浴料の関係でございます。1月末現在で入浴者数は2万6,303人でございます。前年度同期、1月末と比較しますと974人の減となっております。先ほどありましたように、料金改定を行います前は町内4割、町外の方が6割と、正確にははかっておりませんが、そういう形で状況をつかんでおりました。料金改定の後、町内の方が7割、町外の方が3割という形で町内の方の利用者がふえているということはあります。

ただ、委員さんも言われますように使用料の関係で町内料金を下げておるという関係で収入等は入ってきておりますが、見込みとしましては1月31日現在で565万円程度収入があります。昨年は780万程度でございましたので、220万程度今現在で下がっております。年度末では収入としては680万程度になりまして、前年度と比較しまして約280万程度下がるんじゃないかという見込みを持っております。

それと町内の利用者の方をふやすということを考えまして、敬老会の記念という形でいきいきの里利用券を配らせていただいた関係で料金改定の分と合わせまして町内の方の利用者の方が今多いということでございます。

それと今申しましたのは見込みといたしましては17年度の見込みを説明させていただきました。18年度につきましても今申しました見込みということで計算をさせていただきます。

○小野委員長 三木委員。

○三木委員 本年度では最終に280万のマイナスになるだろうということですが、ということはここに書いてある3,191万7,000円と中でそこに対してのマイナスの分は負担していくというふうに解釈していいわけですか。

○小野委員長 西川福祉課長。

○西川福祉課長 ふれあいいいきの里管理運営事業でかかります費用から使用料を差し引きましたものにつきましては町の負担になります。

○小野委員長 三木委員。

○三木委員 同じくいきいきの里の中の77ページのカラオケの通信回線使用料とカラオケの機器使用料、両方で40万4,000円という予算組んでますが、これは当然カラオケ室が2つあるんですね。そこでの回線と機器の使用、カラオケの機械の使用料を払ってると思うんですけど、そこでこれのじゃあ昨年度はどのぐらいの使用回数があつて、カラオケでの収入がどのぐらいありましたか。

○小野委員長 西川福祉課長。

○西川福祉課長 今ご質問いただきましたカラオケの機器の使用でございますが、16年度決算では77万円使用料がございました。今利用料が77万円でございます。

使用件数としましては510件、利用者数にしましては2,127人でございます。

利用時間にしましては770時間、16年度で使用していただいております。

○小野委員長 よろしいですか。

嶋田委員。

○嶋田委員 まず、74ページですが、19節のこの下から4番目ぐらい、精神障害者小規模作業所負担金ということで、これはどこに出しておられるのか、複数あればそれを教えていただきたいのと、減額になってるんですけど、これの原因まず教えていただきたい。

それから75ページの自動車運転免許取得助成事業と改造費助成事業ですか、これ去年利用者の方おられたのかどうか、おられたら何名ほどおられたのかいうことをちょっとお聞きしたいと思います。

○小野委員長 西川福祉課長。

○西川福祉課長 ご質問の精神障害者小規模作業所でございますが、今現在利用されておられます施設につきましては3施設でございます。施設名はよろしいですか。郡山にある3カ所の施設で利用していただいております。利用者数につきましては合計6人の方が16年度利用されております。それと減っておりますのは、そのうちの1カ所が利用者が18年度されなくなるということで、それで減らしております。

続けてお答えしたい。自動車運転免許取得、改造の支援ということで16年度の実績でございます。お二人の方がご利用いただいております。17年につきましては今現

在利用はございません。以上でございます。

(「改造」と呼ぶ者あり)

○西川福祉課長 取得と改造と今合わせましてお二人ということで、一人ずつ。

○小野委員長 嶋田委員。

○嶋田委員 それと73ページ、リフトつきバスの運行なんですけれども、これは監査委員さんから利用目的の明確化によって住民に疑義を生じさせないようにとのご意見賜ったと思うんですけれども、そこら辺はどういうふうに考えておられるのか、対処されるのか、お聞きしたいと思います。

○小野委員長 西川福祉課長。

○西川福祉課長 リフトバスの運行の利用規定につきましては、要綱等をこしらえておりまして、それに基づきまして今現在利用者を受け付けしてございまして、それに基づく場合は許可をしております。今現在もそういう形で利用者の方がおられましたら利用内容、また利用者の方の、おおむね60歳以上という形にもなっておりますので、その辺の確認させていただいて、また使用目的、使用の方の福祉のことにつながるというような活動、また町内の福祉活動をしておられる団体さんが使われるというようなことも規定にも載っておりますので、それに従いまして許可を出すという形でしております。今後もその条件につきましてはきちっと運用してまいりたいというふうに考えております。

○小野委員長 嶋田委員。

○嶋田委員 なるほど要綱に基づいて、そういうふうに規定にのっとって運行されているのであれば、わざわざ監査委員さんがただし書きでそういうふうなことをおっしゃるのはちょっとおかしいと思うんですけれども、今までからちゃんとやってきたということであればそれはそれで結構なことだと思いますが、今後監査委員さんからそういうご指摘の受けないように今後やっていただきたいと思います。

それと66ページなんですけれども、社会福祉協議会との連携ということで一般質問でもあったと思うんですけれども、これはどういうふうにちょっとお伺いしてええか困ってるんですけども、福祉協議会の方で会費として500円を集められて、それはそれでいいと思うんです。ただし、その中で運用するんだったらいいねんけども、半額ぐらいですか、ええ言葉で還元するということなんですけれども、そんだけの余裕があるのであれば補助金というんですかね、その分を減らしていただいてもいいんで

はないかなという単純な考えで質問させていただいてますねんけれども、そこら辺はどうですか。

○小野委員長 小城市長。

○小城市長 嶋田委員のご指摘のように、これは会員制度をつくったわけですが、17年度から出発して、まず自治会等説明会等に行かせていただいて、おおむね1,800戸という形で会員を募ったわけですが、この小地域福祉制度の関係等について今まで一律4万円という補助の関係を今度世帯によって削減していこうということでそういう中で、そしたら自治会理事の中で、できましたらそういう郵便局で手数料が100円が50円と、振り込み等は何や50円、150円かかるということであれば、そういう関係等によって減る自治会等については、小地域についてはやっぱり半額でもそういう形で小地域に還元できないかということで、おおむね自治会でまとめて集めていただけるということになれば、できるだけ私の方から17年度で1,800戸ですが、それだけやっぱり会員をできるだけ多く募っていくことが大事であろうということでそういう点で理事会に2月2日に最終的に決まったということでございます。ご指摘のように確かに補助金を会員制度、500円を集めながらその半額をどうかということについては、それはまたいろんな問題は起きますけれども、そういう中ではいろいろとそういうお世話を願ってる方がそういうご意見等いただいた中で、そしたら250円の小地域に還元をしていこうということになったような経緯でございますので、その辺のご理解をいただきたいと思います。

○小野委員長 嶋田委員。

○嶋田委員 還元する小地域福祉会ですか、それはいろんな自治会が集まって一つの小地域福祉会をつくっておられるところもありますので、ある一つの自治会のお金をそこへ戻すというのも不公平感が出てくるのではないかなと思いますので、それは福祉協議会の中での話しされたいことなんですけど、結局その半額でも還元しようという余裕があるのならば、補助金はその分削っていただいたらどうかと、単純な話。しかも4万円を2万円に、4万円を何ぼかに削った。それは苦しいから削ったんやと思うんですよ、財政的に。せやのにまたそれを還元しようというふうなことはちょっと矛盾しているのではないかなと思いますけれども、そこら辺福祉協議会の中でいろいろ論議していただいたら結構かと思いますが。以上です。

○小野委員長 その件につきまして一般質問の後、この予算委員の方からも、私からもそ

のときの2月2日の社会福祉協議会の理事会の会議録をこの委員会に提出してもらいたいと申し入れたところ、担当から社協の方へ聞いてもらったはまだそれできてないという回答いただいております。このことについて町長は会長でもありますし、また監査委員さんがそのことについても触れておられますので、これは私としてはこの委員会にできましたらそのときの、今ははっきりと町長が理事会で決まったということですが、同僚議員が質問してる中で決まったという認識を持っておられる方が少ないような感じもしますし、きちっとしとくべきだと思うんですが、その点この予算委員会で今、嶋田委員から、町長は会員数をふやすということが目的のようにもおっしゃってましたので、予算委員会ですから、嶋田委員がおっしゃるようにこちらからの補助金のこともありますので、会員数をふやすという目的では、私はそれだけではないと思いますし、嶋田委員の意見、それらもしっかり聞いてほしいと思うんですけど、それらについて再度答弁願いたいと思います。小城町長。

○小城町長 今申し上げたように、いろいろとこういう関係等についてまだこれからもいろんな問題が出てこようと思います。これは17年から始めた関係ですぐに18年ということになってしまっておりますけれども、そこらはやっぱり整理していく中で十分18年度中に検討をすべきことで、また理事会あるいは委員会等で協議をしてもらいたいと思います。

○小野委員長 それとこれも同じく嶋田委員が話してたリフトバスの運行についての監査委員さんの意見、それについての担当課長の答弁で要綱でやってるということですが、嶋田委員はそのまま突っ込んで話ししてないんですが、要綱があるのは私どもも承知しています。ただ、その要綱の解釈の仕方が余りにも大き過ぎるといえるか、弾力性持っているために住民からいろんな誤解をされてるんじゃないかなと私は思うとるんです。確かに福祉のバスですので、要綱でこれはだめだ、これはだめだというようなやり方も、これは一つの福祉の後退になると思いますが、余りにもこれを使ったらいけないかなということが監査委員さんから見たら住民から誤解を受けるんじゃないかという指摘があったように私は思うんです。その点について担当課の課長としてはもう少し改善していくというんですか、福祉の後退を招かないような利用の仕方を検討する余地がないのかどうか、ちょっとお伺いしたいんですが。小城町長。

○小城町長 その関係については厚生常任委員会でしたか、中でこのリフトバスの関係等についてゴルフに行かれる方が使われるというご意見も出て、そのものがええのか悪

いのかというご意見も当然あったと思います。そこらの判断をどうしていくかということもこれもやっぱり決めていかなかったら、ゴルフはあかんとかいうことを決めるのか、そこらをまた協議していくことが大事だろうと思います。その方はやっぱりゴルフはリフト付きのバスは好ましくないということでございますから、その中で監査委員さんをご指摘されてるのかというような感じも感じますから、そこらも十二分に検討をして、また議会とも委員会とも話をさせていただきたいと思います。

○小野委員長 松田委員。

○松田委員 ちょっと今言われてる関係で不思議に思うんやけど、小地域福祉会の関係は僕らの認識では、民生委員会で取り上げて、民生委員の呼びかけによってこれをつくられてきたという記憶をしてるんですよ。私もたまたまその福祉の自治会の役員もやったりしているんですけど、民生委員の呼びかけによってこれをやってきて、それは非常に結成と運営についてまず4万円受けた。それは結成をするについて費用としていただいたという関係があって、この辺からこの民生委員と社協との関係がどっちがどっちになっているんやという関係が私はあると思いますよ、一つ。この辺をすっきりしてくれて、そして小地域福祉会の位置づけを上の方の関係としてはどうするのか。地域ではそれぞれもう軌道に乗ってると思うんですよ。随分うち、北庄なんかはできた時分が11番目か10番目ぐらいだったと思うんですよ。その後ずっとふえてきて、結構今各自治会単位を一つの規模にしながら、ほぼ行き届いてくるような状態になってきたということで組織づくりは進んできたということもあるんですが、その中でのこの問題が起きてくる状態とあわせてまた会員制という関係が発足したという関係になってきてるんで、この辺を一遍整理をしてくれて、主体がどこかもわからんようになってくるんですよ。だから小地域でいいながら自治会であってみたい、あるいは民生委員かと思うと、これはまた社協と言うてみたい、もうごじゃごじゃになってきてる、その辺が。だからこの辺を一遍整理してもらう必要があるんじゃないかという感じがしている。これは意見です。

それから今リフトの関係は、これは監査委員から指摘を受けたという関係だけではないで、一番初め問題があったのは、西谷議員が、今おやめになったけども、提起をされたんです。おかしいじゃないかと。余りにも不合理な使い方がある。記載のあるものもないものがあるということなどの指摘があって見直しをしようということになってきたのが出発だと思うんです。だからその辺からいくと今また同じようなことを

今度は監査委員の方に来てるということになってくるんですけど、随分議会の中で議員が審議中にこういう関係を提起をしているということを忘れてしまっただけではないと思うんですよ。だから言う人が違うたら同じように対応も違うてくるんやというようなことではやっぱり困るというふうに思いますから、やっぱりこの辺は十分含んで、歴史的な経緯と、それと指摘をされてる状況というものを十分に把握しながら対応するようにしてほしいというふうに思います。これは私の感じだけです。以上です。

○小野委員長 ほかにございませんか。飯高委員。

○飯高委員 仮称の総合福祉会館建設事業の委託料として実施設計委託料というのが出るとは思いますが、これは測量業務も含んでの値なんかどうかということが1点と、先ほど児童手当の3年生から小学6年生までという1,213人、これのちょっと。

○小野委員長 済みません。ページ数を上げていただいて。

○飯高委員 79ページ、児童手当費ですけど、各学年ごとの人数できれば教えていただきたいと思います。

それと各種団体の補助金ですね、軍恩会の斑鳩支部補助金が今回ゼロということで、それと、さをりひろばの福祉作業運営補助金がゼロということになってますの、それちょっとなぜゼロになってるんかということをお願いしたい。その2点よろしくお願いたします。

○小野委員長 西川福祉課長。

○西川福祉課長 ご質問いただきました（仮称）総合福祉会館の実実施設計委託料3,965万9,000円でございますが、測量につきましては本年度実施しておりますので、ここには入っております。実施設計委託料として、設計委託料としてここには入ってはいません。

それと児童手当でございますが、学年別ではちょっといらっておりません。今回来年度、4月から児童手当が改正されます。ご存じのように小学校3年から6年生まで上限が延びるということで、この延びた分を計算しまして上がっております。合計、全体の人数で、申しわけありませんが、報告させていただきたいと思います。小学校3年生までの人数では1,819人でございます。4年生、5年生、6年生が518人でございます。合計2,337人でございます。そういう内訳になっておりますので、よろしくお願いたします。

それと軍恩会の補助金につきましては今回につきましては本年度で解散されるという

ことでご報告受けておりました、来年につきましては補助金計上しておりません。

あと、さをりひろばにつきましても、現在通所している利用者の方が来年度は利用されないということで計上しておりません。

○小野委員長 里川委員。

○里川委員 ちょっと幾つかあるんですが、まずお聞きしたいのが、71ページの人権対策費のところでも常々私申し上げております一つの特定の団体の研修会に余りにも多人数の職員さんが参加されるということ。こういう人権問題についての研修をしようと思ったら、いろんな団体があるだろうということを提起しながら来たんですが、この18年度については17年度と比較してそういう部落解放同盟さんがされる研修会、また全国集会参加の方をどういうふうにお考えになってるのかということと、それから保育園費の方で、これ82ページになるんですけども、このいろんな研究会をしていただいています、先生方にも。特に保育所というのはいろいろな、お母さんもお勤めの方であったりとか、お母さんがご病気であったりとか、いろんな状態の中で来られてる幼児さんも乳児さんもいらっしゃると思うんですが、この保育所の研究会などにつきましても県の人権教育研究大会の参加負担金と、それと県の解放保育研究集会参加負担金なんかすごい違いなんですよね、数字的に。郡の人権教育負担金であったり県の外国人教育、確かに外国人の方もいらっしゃるんで、そういう外国人教育の研究会の負担金であったりとか、いろいろ出されてるわけなんですけど、余りにもこの辺の数字の違いがあるので、こんなに数字が違うのはどういうことなのかちょっとわかりにくいので、お聞きしたいと思います。まずそれについてお願いしたいと思います。

○小野委員長 西川福祉課長。

○西川福祉課長 まず、部落解放研究集会への参加でございます。町職員の人権問題に対する理解または資質の向上を図りますことからこの研究集会には参加するというところで予算計上しております。

参加の人数につきましては、18年度予算では20人を予算化しております。今17年度と比較しまして予算額定めておりますが、それにつきましては17年度につきましては35人という形で予算計上しておりました。今回他の負担金等と同じ考えを持ちましてできるだけ精査できるものはしていこうという考えもあることから今回も人権問題につきましても精査させていただきまして、現在の人数にさせていただいております。

それともう1点、保育園におきます負担金のことでございますが、これにつきまして
はちょっと私この中身の方詳しくつかんでおりませんので、後ほど答弁させていただきます。
きます。申しわけありません。

○小野委員長 里川委員。

○里川委員 それはまたそしたら聞かせていただいたら結構ですが、前段の方で全国大会
に行かれる分についても2名これまで派遣されてきたということ。行革の中ではそう
いう大会でも複数で参加することはどうかというような国からの指針もあったじゃな
いですかという話を私したと思うんですね、以前。それの方、全国大会の方どうされ
たのかということもあわせてお聞かせいただけますか。

○小野委員長 西川福祉課長。

○西川福祉課長 先ほどちょっと説明漏れまして、申しわけございません。全国集会につ
きましては、1人の予算化をしております。17年度につきましては2人予算してお
りましたが、今回1人にさせてもらっております。

○小野委員長 里川委員。

○里川委員 そういうふうに積極的に見直しをされていることについては一定の評価をさ
せていただきたいというふうに思います。

続きまして、72ページの障害福祉費に障害者福祉計画推進協議会の報酬ということ
で上がってます。先ほど部長の方も計画を立てて進捗管理も必要であることから協議
会を開催するんだとおっしゃっておられましたが、自立支援で新たに制度が大きく変
わる中では、事業量などの見込みを立てる、法律の方できちっと位置づけられた障害
者福祉計画があると思うんです。今、斑鳩町が持っているのは障害者基本法に基づく計
画なんですよ、これは。だから障害者基本法に基づく計画をつくった協議会ですが、
今度は自立支援の中での事業量に関する福祉計画をつくりなさいよと、18年度中に
と言われてるはずなんですよ。その計画どうしはんのかなと。そのことはあらわれ
てきてないので、そのことはどうするつもりなんだろうと。事業量の見込みであつた
り障害者の実態をつかんでということであれば、この障害者基本法に基づく障害者計
画をつくるのと同じメンバーではちょっと無理があるのではないかというふうに私自
身は考えてるわけなんです、その辺の考え方についてお聞きしたいというふうに思
います。

○小野委員長 西川福祉課長。

○西川福祉課長 障害者福祉計画のことですが、自立支援法に基づきます障害者福祉計画につきましては委員さんも今述べられておりますように事業費等を見込んで、それを入れた計画ということで聞いております。ただ、その詳細につきましてはまだ私らも入ってきてない状況でございます、予算の作成時期におきましてもそういう状況が全くつかめない中で作成をしております。

ただ、これをつくるときに考えておりましたのは今言われました障害者基本法に基づく障害者基本計画が平成19年までにつくらなければならないというふうになっておりました、昨年斑鳩町につきましては以前ありました計画を見直しまして新しくつくったものでございます。当初考えておりましたのは、その計画に新しく事業量を入れるということになって、その分が書いておりましたので、その計画に事業量部分を見直すという形で、追加するという形で計画を今持っておったわけです。ただ、今現在新しくはっきりとした情報は来てないわけですが、さきにそのことをあたっておらずと全く別個の計画だということも今こちらの方にも把握はしております。ただ、その自身ははっきりまだ文書等でその事業量のサービス料をどうする、諮問についてもどうするという指針が3月末までにはという形では来ておるんですが、なかなかそれがまだ来ておらない状況で今現在に至っております。今言いましたように当初考えておりましたことから障害者福祉計画推進協議会、今現在でございます。それが今のつくりました福祉計画の見直しというか、進捗管理していくという、協議会でまたその計画に基づく重要なことも審議をしていただくというふうに考えておりましたので、その中で協議もしていただいてつくっていくという形では思っていたのでございます。その階層につきましても、それがありましたので、2回協議会を開かせていただきまして審議していただくという形で考えております。

○小野委員長 里川委員。

○里川委員 済みません。私、厚生委員会でもメンバー大丈夫ですかと、今のメンバーで事業量とかそういうことまでの計画立てていくの大丈夫ですかと、もうちょっと実態の、現実問題として実態がわかるような状況の中で、例えばいわば介護保険の運営協議会みたいな方で、本当にそういう施設の関係者の人とか入ってやっていますやんか、そういう形にならなくても大丈夫なんですかと、三障害が一本化されて新しく制度が変わって事業量の見込みとかそういったこと立てていく中で現体制でそういう新しい計画をつくるということについては十分な体制なんですかとということをご心配して聞いて

たわけですけども、それが明確に、いや、もう大丈夫です、それでいきますと自信持って答えてくれはんのか、いや、また計画の内容がちょっと違うんでこうするんやとか、その辺が私わからなかったから言ってたんですが、私は心配してるんです。十分ではないのではないかなと心配してましたが、町はそしたら、私何回か言ってるんですけど、じゃあもうそのまま、これ2回の予定ですけど、ここで、障害者基本法に基づくものと自立支援法に基づくものともう一緒につくってしまおう、今の課長の答弁やったらそういうふう聞こえるわけですけど、そういう理解でよろしいんですね、そしたら。もう一遍確認させていただきます。

○小野委員長 中井住民生活部長。

○中井住民生活部長 先ほど課長もお答えをさせていただいておりますように、これの今自立支援法に基づく計画の策定につきましては、その詳細な点については国の方からまだおりてきておらないという状況の中で今現在の基本法に基づいての推進協議会のメンバーの方々の構成で組織が可能かどうかということの状況も把握できないところでございますので、このことからして今のままで、今現在の福祉計画の推進協議会の組織を移行するというには少しなり得ないのではないかとこのように考えております。

だから状況等の構成メンバー等の関係等々が国の方から詳細な点においてまいりましたならば、この予算編成に当たるときにはつかみ切れない情報等もございましたので、今後の対応としてそういう形で国の方で情報がおりてきた段階で別組織としての対応という形でまた、当初予算の審議をしていただいている中でありますけれども、補正というような形で組織を立ち上げていく方がいいのではないかなというように考えております。

○小野委員長 里川委員。

○里川委員 何にしても間違いのないようにやっていただきたいということをお願いをしておきたいと思います。

そうしましたら73ページ、予算書の、ここには委託料としていろいろ上がってるわけなんですけれども、またシステムにこだわるわけですが、障害者支援システム導入業務委託料ということで、これも結構やっぱり219万3,000円という金額上がってるんですね。たしか県補助で障害福祉のこの関係の中で自立支援事務費補助金ということで50万円予算書の中にも入の方であったとは思いますが、入って

くるのはそれだけなんですかね。あとはもう町が、やっぱり負担もほんまに全く町が自前でやらなあかんという状態になってるのかということ、これも一つ確認をしときたいと思います。

それとそのままに認定調査事務の委託料と、それと自立支援サービス計画作成業務委託料というのが2つ入ってるんですね。認定調査というのは、介護保険と同じように調査をして、それから今度審査会の方ですね、また行くんやと思うんですが、また審査会の後、障害者の程度区分によって、また障害者の状況によってこのサービス計画を作成する、いわゆるケアマネージャーのような仕事、ケアプランを立てるような、介護保険でいう、そういう仕事があると思うんですが、これらの方が私たちずっと見てきてる中でどうも委託料となってるんだけれども、どういうふうに委託しはんのか、そして障害者のこういう問題について十分それを委託でき得る状況になってんのかというところが非常に気になってるところなんですけれども、今、町がこの予算を出してこられるに当たってどのようにお考えになられてるのか、お尋ねしておきたいと思います。

○小野委員長 西川福祉課長。

○西川福祉課長 まずお尋ねの補助金の関係ですが、システム導入に基づきまして補助金というのは先ほど言われました50万円だけでございます。町に入ってくるのはそのお金だけでございます。このシステム導入業務委託料は219万3,000円かかりますが、そういう形となっております。

それと認定調査事務委託料につきましては、介護保険自立支援法に基づきまして認定審査会にかける前に申し込みをされてました利用者の方の状況等を調査するものでございます。その認定調査員につきましては、国、県の研修を受けた者が実施するという形になっておりまして、現在町の職員もそれを2月末ぐらいにありましたが、受けました。それと同時に事業所さんの方もその認定調査員の研修を受けるという形で県の方もされるというふう聞いておりましたので、事業に調査員の研修を受けて事業所の方もそういう体制をとってもらって来てはるというふう考えております。実際の調査につきましては、町の職員4名、その調査員の研修を受けて当たっていくというふうに考えておりまして、ただ認定の調査が難しい場合もございますので、その場合は認定業者の研修を受けた業者さんに委託をできるとなっておりますので、そちらの方も利用しながら調査の方を漏れなく進めていきたいというふうに考えておりま

す。

それと自立支援サービス計画作成業務委託料でございます。これにつきましては認定調査が終わりまして1次判定、2次判定が終わりまして障害程度区分の認定がされた利用者の方に利用計画を作成するという段階での委託料でございます。これにつきましても町の職員がケアマネージャー研修、福祉課だけで申しますと2人現在受けております、その職員が利用者の家庭を訪問してその家庭の状況、また介護者の状況等して、また利用者の意向等も確認しながら利用計画を個々に作成していくという業務がございます。だから町の職員では先ほども言うように困難なものもございまして、専門的なことも必要な場合もございます。その場合は同じように指定地域相談事業者の方に委託してできるとなっております、これにつきましても。ですからその方にも町の職員も行きますが、同じようにその事業者も委託しながら障害者利用の方に支障がないというような形で対応はさせていただきたいというふうに考えております。

○小野委員長 里川委員。

○里川委員 わかりました。金額が低いからどんなふうなやり方になるのかな、そしてまたどこにと思ったんですが、基本的には職員ができる範囲は職員がやると。職員では非常に障害者の問題難しい点もいろいろありますので、そういう複雑であったり難しい問題についてはこういうふうに委託をするんだということの部分で予算化されてるということですね。

74ページには自立支援認定審査会の事務負担金というのが入ってるわけなんです、私これちょっと一般質問でも言わせてもらおうと思ってた部分だったんで、この程度区分ですね、6段階に分かれるようになってると思うんですが、そしたら多分上限とかは設けられないと言いつつ、でも区分ごとの限度額的な、国は裁量的な経費の扱いで一定そういう形でやってくるんじゃないかなと。だけど区分の限度額を超えても利用したい人があるかもしれない、その状況の中でね。そしたらその限度額を超えたらどうなるのか、町はこの予算立ててくるときにそういう想定をどの程度されたんかというのがすごく私気になってたもんですから、一般質問でも実は入れさせていただいてた問題なんですけれども、その限度額を超えた部分のサービスを利用しなければならないという障害者の方が出てきた場合の利用料というのはどんなふうに町の方は考えようとされてるのか、お聞きしておきたいと思います。

○小野委員長 西川福祉課長。

○西川福祉課長 先ほど申しましたように、利用者の方がサービスを受けるという段階で申請をされます。そのときに認定調査の方も職員も行きますし、その辺調査する。ただ、その後1次判定、2次判定終わりました認定が終わりました段階でも利用計画を作成するときにご本人さんの意向を聞きながら利用計画をつくってサービスを受けていただくという形をなります。そういう状況の中で、その本人さんが必要なサービス量はその認定判定の中でも十分反映されて出てくるというふうに考えております。その本人さんが利用限度額をそれ以上にもし利用したいというような場合は今考えておりませんが、そういうもしなれば、もちろん一定率の1割の負担はご自身がしていただくことになると思いますし、それ以上の超えた分につきましては今現段階では個人負担に、介護保険と同じような状況になるのではないかというふうにも考えております。

○小野委員長 里川委員。

○里川委員 そういうことになってしまうのかなという、どこも財政厳しいですからね。ただ、法律ができて大きく制度が変わって、そして障害者の方の負担が重くなる中で、やっぱりどうしても利用したいと、これまでも利用してきたし、ぜひともこのサービスは利用したいというケースも出てくるかなというふうには思うんですね。そんな場合に、やっぱり障害者の方のいろんな条件、状況を考えて、またその方の世帯、本人の所得状況とか見る中で一定町の方も融通をきかせて対応ができるような状況というのをやっぱり持つってほしいなと思うんです。ただ、そんなどこまでもはできません。財政厳しいですから。財政厳しいのはわかっていますので、ただそういうところも注意をしていただいて、今後そういう意味でも計画を立てるときにも十分協議をしていていただきたいということをお願いしときたいと思います。

それと77ページにあります総合福祉会館の関係なんですけれども、この選考委員会の委員さんに謝金を出すんだとおっしゃって、ここに書かれてるんですけれども、この選考委員会の内容ですね、どういう選考をしていただいてどういう方が委員さんになっていただくことを考えておられるのかというところをお聞きしたいなと思うんです。

それと79ページにありますつどいの広場業務委託料というのがあるんですね。こういう事業が行われるというのは私も情報としては知っていましたが、93万6,000円という金額を見て、このつどいの広場の内容とその委託をどこへされるのか

ということについて、もう少しこの事業についてご説明いただけたらというふうに思っていますので、お願いしたいと思います。

○小野委員長 小 City 町長。

○小 City 町長 77 ページの総合福祉会館の建設事業の関係の 34 万の報償費、選考委員会等についてはプロポーザルをしてもらいたいということでプロポーザルの関係の選考委員というのか、そういう関係でございます。それに精通した人を人選をしていきたいということで考えています。

○小野委員長 西川福祉課長。

○西川福祉課長 つどいの広場でございます。これにつきましては子育て中の親御さんが子育てについて気軽に相談できる相手や仲間が身近な地域に現在いないということで、家庭や地域における子育て支援能力の低下ということが今問題になっております。このため気軽に親御さんとお子さんが寄っていただいて子育てについてのお話や、また指導員がその場におりまして相談等に乗っていくというものがつどいの広場という形で考えております。

月曜から 1 週間の間で週 3 日開設という形で今考えております。時間につきましては、午前 10 時から午後 4 時まで、その間にいつ来られてもいいようにという形で予約制もなしで来られるという形をとっております。

また、運営をお願いしておりますのは、町の方で子育てサポーターを養成させていただいております。14 年から 16 年まで 3 年間で 47 人の方が子育てサポーターとして養成講座を受けられてサポーターとして町内からそうした方がおられます。その方のサポーターとしての方の活動の場ということで今保健センターでも事業があれば活動はさせていただいております。また、中央公民館で託児サービスという形で、16 年度から中央公民館の一室を借りまして託児サービスをやっている状況もでございます。その子育てサポーターがクラブという形でゆりかごという子育てサポータークラブを今結成されております。そのゆりかごの方に委託して運営をお願いしてまいりたいと思います。1 日に 2 人の方がその開設の間に常駐していただくという形を今考えております。

週 3 日ですので、1 年間で 156 日、開設時間が 5 時間で 1 時間 600 円という単価をもちまして計算させていただいております。93 万 6,000 円という委託料という形で考えておりますので。以上でございます。

○小野委員長 里川委員。

○里川委員 まず総合福祉会館の方ですけど、町長が精通した方とおっしゃったんですけど、私その精通した方が一体どういう方たちになるのかというのもよくわからないので、想定できましたらどういう肩書というのか、そういう方をお考えになられてるのかということもできたら教えていただけたらと思います。

そして新しい事業としてやっていただくつどいの広場ですね、これについてもそうやってやっていただけることは非常にありがたいと思います。ただ、斑鳩町の場合、啓発広報が弱いという点が比較的あるように私は思うんですね。ええことやっていただいてんねんけど、周知がうまいことってないとかいう場合も住民さんからいろいろ聞くんです。それで言われて私、いや、こんなんやってますよとかいって私らもちろんお知らせはするんですけど、いいことをやっていただくときにはできるだけやっぱり広報に努めていただきたい、啓発に努めていただきたいということをお願いをしたいと思います。

前段については、教えていただけるのであればお願いしたいと思います。

○小野委員長 芳村助役。

○芳村助役 町長も言われましたように、この設計についてはプロポーザル方式をとっていきたいと考えております。プロポーザルというのは技術提案型の入札制度なんです。今まで里川委員もご存じのように、うちは設計協議やってました。コンペというやつですね。そのときにも委員さんを、コンペというのは自分と会社が考えてるパースを出して、その作品をみてもらう、こういうのが今までコンペでした。今度は先ほど言うたようにプロポーザルというのは会社を選ぶわけです。会社をまず。会社を選んで、それからいろいろな設計に入る、こういう方式ですから、今現在考えてるのは指名プロポーザルということを考えてますけども、まだ委員さんがどのような形の委員さんを決めていくかということも町長言われたようにまだ決まってません。ただ、今これから想定してもわかるように設計コンペでも委員さんを決めました。そのときは専門家の方がほとんどでしたので、そういう方がプロポーザルのそのような方式になるのではないかな、こういうように思います。ただ、どのような方ということは今まだ協議中ですから、言えないということでご理解願いたいと思います。

○小野委員長 里川委員。

○里川委員 そうやっていろいろ考えてやっていただくということはいいんですが、こう

いう各世代の方が利用できるような施設というのは今までから住民参加型で住民さんにいろんなアンケートをしてもらったりとか、幾つか設計上げて投票したりとか、いろんなやり方をされてるところもあるんですけども、斑鳩町としてはそういう設計までどうかはわからないんですけども、この総合福祉会館について住民さんに意向調査というのか、もっと簡単なアンケート、いろんな福祉サービス受けておられる方とか、例えば学校の生徒さん通じてとか、そういう形でいろんな世代の方からいろんな中身の問題、運営の問題にもなってくるかとは思いますが、どんなものがいかにというようなものを極力意見が聞ける、聞いて運営に役立てていくというようなことできたらいいなと思うんです。町長が前向きに出ていっているいろいろな住民さんとお話をさせていただくんだということでは言っていますけれども、そういうこともとても大事なことで、町長もそういうふうにしていただけるというのはいいことだと思ってるんですけども、やっぱり大きいものをつくる時には、こんな時代ですので住民さんにより理解をしていただく、そしてまたより関心を持っていただくということが大事で、そういうふうに関心も持ってもらえるかなというふうには私も思ってる場所なんです。ですから極力お金のかからない方法でより住民さんの意見が聞けるような、ご希望とか、希望に沿える沿えないはいろいろありますけれども、何を望んでおられるかというような意向調査なんかができればやっていただきたいなということを前々から申し上げてるんですけども、そういう点についてはいかがでしょうか。

○小野委員長 芳村助役。

○芳村助役 まず、やはり先ほど申しましたように、このプロポーザル方式は会社を、いわゆる業者を決める、こういうことですから、それからいろいろな住民の意見も聞きながら、検討委員会の提言された内容も十分そこにあるいは考えながら一つの形の構想を練る、こういうことですから、ただ意向調査というようなことまでは私考えてませんねんけど、いかるがホールが建設したときには検討委員会住民参加の中でやりました。そういう方式はこれもやっていきたいな、このように思います。

○小野委員長 よろしいですか。

○里川委員 結構です。

○小野委員長 ほかにございませんか。

ほかにないようですので、これをもって第3款民生費に対する質疑を終結いたします。

次に、第4款衛生費についての審査に入ります。

説明を求めます。中井住民生活部長。

○中井住民生活部長 座ったままで失礼します。第4款衛生費につきましてご説明を申し上げます。第4款衛生費につきましては、84ページから97ページにかけてでございます。

まず、第4款衛生費の全体の関係につきましてご説明を申し上げたいと思います。本年度の予算額は前年度と比較をいたしまして1億170万7,000円の11%減の8億2,161万6,000円を計上をさせていただいております。減となりましたその主な要因でございますが、平成17年度の途中におきましてその他プラスチック類、不燃物の処分方法を埋立処分からリサイクル処分に変更をいたしましたことに伴いまして委託料が減となっております。また、最終処分場の修繕が完了したことに伴います修繕料の減というのが主なものでございます。

それでは、各科目ごとにご説明をさせていただきます。まず、84ページから86ページでございます。第1項保健衛生費、第1目保健衛生総務費でございます。本年度予算額は1億4,530万6,000円の計上をさせていただいております。前年度予算額と比較をいたしまして1,597万4,000円、10%の減となっております。

当該科目の主な支出でございますが、職員の人件費で9,637万8,000円、85ページの19節の負担金補助及び交付金で王寺周辺広域休日診療施設組合へ交付金と組合分担金の合計1,695万5,000円を、西和衛生試験センター組合分担金といたしまして1,534万円を、また住民の皆様にご環境・健康・福祉につきまして考えていただく機会の提供といたしまして「愛と輝き夢フェスタ」を本年度も住民主体での開催を考えているところでございます。その経費といたしまして126万円を実行委員会の補助金として計上をさせていただいております。次に続きまして、86ページの28節の繰出金でございます。水道事業会計への繰出金といたしまして1,328万5,000円を計上をさせていただいておりますのが主なものでございます。

次に、同じページの第2目感染症予防費でございます。前年度予算額と比較をいたしまして35万円、1%増の3,486万4,000円を計上をさせていただいております。インフルエンザ、麻しん、風しん、三種混合などの予防接種を実施することで感染予防に資しまして、疾病の蔓延の防止に努めているところでございます。また、

新型インフルエンザ発生のおそれが報じられるなど感染症に対します警戒感が高まっております中、高齢者のインフルエンザ予防接種者も年々増加をしている状況となっております。また、日本脳炎につきましては、平成17年5月30日付で厚生労働省から積極的勧奨を差し控えるようにとの通知もありましたことを踏まえまして当町におきましては町医師会と協議の上で予防接種の積極的勧奨を控えているところでございます。しかし、厚生労働省からの通知の解除がいつなされてもよいように、その準備に怠りが生じないように情報収集には留意をしまいたいというように考えております。

次に、87ページの第3目結核予防費でございます。本年度予算額は174万3,000円の計上をさせていただいております。前年度予算額と比較をいたしまして15万6,000円、8.2%の減となっております。6カ月未満の乳幼児に対しましてBCG接種を実施をいたしまして、結核感染の予防に努めているところでございます。

次に、同じページの第4目母子衛生費でございます。本年度予算額は663万3,000円を計上いたしました。前年度予算額と比較をいたしまして7万8,000円、1.2%の減でございます。母親の妊娠から育児に至る間のさまざまなステージにおきまして子どもの健康及びその過程の支援をさらに図ってまいりたいと考えております。これまで別々の機会で行ってまいりました1歳6カ月児及び3歳児の内科健診と歯科健診につきましては、受診者の利便性をも考慮いたしまして平成18年度からは同時に実施をすることといたしました。あわせて両健診の受診率の向上にもつながっていきたい、このように考えております。

また、子どもの健やかな成長には健全な食生活が非常に重要でありますことをかんがみ、乳幼児期から健診や各種教室などさまざまな機会を通して食べることの大切さを伝えますとともに、保育園、幼稚園に栄養士等が出向きまして楽しい食卓を囲むことができる家族での工夫などにつきまして保護者の方に話をするなど「食育」に積極的に取り組んでまいりたいと考えております。

次に、88ページの第5目老人保健事業費でございます。前年度予算額と比較をいたしまして925万円、14.1%減の5,646万5,000円を計上いたしました。基本健康診査、各種がん検診、脳ドック健診、歯周疾患検診等を実施をいたしまして、疾病を早期発見し、早期治療を促しているところではございます。また、結核予防で高齢者が対象の胸部レントゲン撮影につきましては、肺がんととの総合判定を行います

ことから当該費目から支出を行うことといたしているところでございます。

また、保健事業につきましては、「健康いかるが21計画」に基づき高血圧、脳卒中の予防に重点を置いた保健事業を展開しておりますが、介護保険制度の改正によりまして介護予防に主眼を置きました65歳以上の方の保健事業が介護保険の地域支援事業として取り組むこととなりましたことから、主として40歳から64歳までのいわゆる壮年期の生活習慣病の予防に努めてまいりたいと考えております。一人一人が自分の健康観に基づいて自分の意思で生活習慣病を見直すことにより健康づくりを進めていただくことが重要であり、健康健診等のデータを通しまして各自の健康状態を知っていただいた上で望ましい食生活や運動習慣づくりが実践できるよう生活改善指導を積極的に行ってまいりたいと考えております。

なお、40歳から70歳までの5歳刻みの節目の基本健康診査時に実施をいたしておりますC型肝炎検査につきましては、平成14年度からの5カ年事業であり、平成18年度が最終年度となりますことから未受診者に対しまして勧奨に努めていきたいとも考えております。

次に、89ページの第6目健康づくり推進事業費でございます。本年度予算額は33万3,000円を計上をさせていただいております。前年の予算額と比較をいたしまして20万7,000円、38.3%の減でございます。当該目につきましては食育料理教室や生活習慣病料理教室の実施に係ります費用、食生活改善推進協議会及び栄養士会への補助金が主なものとなっております。

次に、同じページの第7目狂犬病予防費でございます。本年度予算額は前年度予算額より3万3,000円、6.4%減の48万5,000円を計上をさせていただいております。狂犬病予防法で定められております狂犬病予防注射の接種につきましては、本年度も奈良県獣医師会の協力をいただきながら町内4カ所で実施をする計画でございます。また、散歩時のふん処理など飼い主のマナー向上につきましては狂犬病予防集合注射の会場を初めさまざまな機会を通じましてその啓発に努めたいと考えております。

次に、同じページ、89ページから90ページの第8目火葬場費でございます。本年度の予算額は3,136万3,000円の計上をさせていただいております。前年度予算額と比較をいたしまして711万5,000円、29.3%の増となっております。増となりましたその主な要因でございますが、火葬場周辺の環境整備に要します

事業費の増が主なものでございます。平成9年3月に供用を開始後、設備面、運用面ともに大きな事故もなく順調に運営をいたしているところでございます。本年度におきましても89ページの11節の需用費の修繕料で設備の修理費80万円と13節委託料で施設の管理運営委託料799万1,000円と、それと設備の保守点検委託料128万6,000円の計1,007万7,000円の予算をもちまして良好な稼働、適切な運営に努めますとともに、周辺地域の環境整備につきましても引き続き進めていくことといたしているところでございます。

次に、同じページの第9目環境対策費でございます。本年度予算額は240万4,000円の計上となっております。前年度予算額と比較をいたしまして32万6,000円、12%の減となっているところでございます。本年度におきましても環境問題に対します正しい認識と行動を起こす契機としていただくため親子を対象といたしました2教室の環境教室の開催を計画をいたしております。また、日常生活が大きくかかわっております地球温暖化につきましても、その防止に向けてますます住民の方々の積極的かつ継続的な取組みが求められております。そのためNPO法人「奈良県ストップ温暖化推進員の会」に温暖化防止講座の開催に際しまして講師派遣をお願いをいたしますとともに、当町での地球温暖化防止に向けての人材・組織の育成に努めてまいりたいと考えております。その費用といたしまして、90ページの13節委託料で5万円の計上をさせていただいております。

また、昨年8月までは50人体制で地域の環境保全に努めていただいております。環境保全推進委員の委嘱につきましては8月からは各自治会に1名の環境保全推進委員の委嘱をさせていただき、それぞれの地域の実態に応じた活動を展開をいただいているところでございます。特に活動範囲がみずからも属します自治会内ということでもあり、これまでよりもきめ細やかな取組みを行っていただいていることが毎月提出をいただいております活動報告書からも見てとることができ、本年度も19節負担金補助及び交付金で環境保全推進委員活動助成金といたしまして34万8,000円を計上をさせていただいております。

また、奈良県の市町村で初めて認証取得をいたしましたISO14001の登録についてでございますが、本年度は更新時期に当たりますことから本年の2月に更新審査を受診をいたしました。新たに3年間の登録が認められたところでございます。本年度もISO登録団体といたしまして環境マネジメントシステムを活用しながら継続的

改善に取り組むことといたしているところでございます。この環境マネジメントシステムは、深刻化します環境問題を切り口にしましてマネジメントシステムでございますが、行政運営に置きかえても十分活用できるシステムであると考えているところでございます。このことから今後ISO登録の範囲外であります施設・部署にも随時環境マネジメントシステムの運用を広げていき、環境保全への継続的な改善を図りながら、かつ効率的な行政運営に努めてまいりたいと考えております。その費用といたしまして、12節の役務費の手数料40万円と13節委託料の環境マネジメントシステム支援業務委託料20万円などの合計で72万8,000円を計上をさせていただいております。また、平成10年度から各自治会に赴きまして開催をいたしております自治会別環境問題学習会、いわゆるエコトーク21につきましても本年度から2年計画で各自治会で開催をお願いし、環境問題について理解と認識を深めていただくことにいたしているところでございます。

次に、91ページの第10目保健センター運営費でございます。本年度予算額は664万円を計上をさせていただいております。前年度予算額と比較をいたしまして5万6,000円、0.8%の減でございます。保健センターでは各種健診、予防接種、各種教室の開催など乳幼児から高齢者まで住民の皆様の健康管理に关します事業を開催し、ボランティアグループや各種教室の終了後のグループ活動に対しましてもその活動の場としてご利用をさせていただいてるところでもございます。当該目につきましてはその保健センターの維持管理運営に係る費用が主なものでございます。

次に、同じページの第11目精神保健費でございます。本年度は前年度と同額の100万8,000円の計上をさせていただいております。保健センターにおきましては日常的に精神障害に関わります相談に応じているところでございますが、社会復帰や居宅生活支援事業などの利用など、より専門的な相談、助言につきましては社会福祉法人の精神障害者地域生活支援センターに業務委託を行いまして、その相談等の対応を行っております。それに要します費用の計上をさせていただいてるところでございます。

次に、同じページの第12目在宅訪問歯科診療費でございます。本年度は16万9,000円を計上をさせていただいております。前年度と比較をいたしまして43万7,000円、72.1%の減でございます。歯科治療が必要な寝たきりなどの高齢者の方に対しまして歯科医師や歯科衛生士を派遣をいたしまして在宅で訪問歯科診療サー

ビスを行うものでございますが、近年この制度の利用者数も少なくなってきておりますことから歯科医師とも今後の事業のあり方などにつきまして検討を行っていくというところで考えております。

次に、92ページの第2項清掃費、第1目の清掃総務費でございます。本年度予算額は前年度予算額と比較いたしまして39万4,000円、2.2%減の1,784万1,000円を計上をさせていただいております。職員に係ります人件費が主なものでございます。

次に、93ページから95ページの第2目塵芥処理費でございます。本年度予算額は3億8,066万6,000円を計上をさせていただいております。前年度予算額と比較をいたしまして8,704万4,000円、18.6%の減となっております。減となりました主な理由でございますが、ビニール類、不燃物の処分方法の変更に伴いましてごみ処理委託料が減少したことに伴うものでございます。当町の家庭から排出されますごみ、資源物の量は平成12年度から当該年度の排出量は前年度を下回る結果が出ております。ピークでありました平成11年度と平成17年度を比較いたしますと30%近く減少してるのではないかと、このように見込んでおります。

また、年度途中から処分方法を変更いたしましたその他プラスチック類のリサイクル処理につきましても当初想定をしておりました量よりも多くりサイクル処理がなされている状況でございます。これは住民の方々のごみ問題に対します意識が高く、ご協力をいただいている賜物と感謝をいたしてるところでございます。しかしながら全国的に見てみますと焼却灰を含みます埋立処分場の残余容量はあと12年前後で飽和状態になるといった調査結果も報告をされておりますことから、今後当町におきましても焼却残渣が必ず発生します可燃ごみの量をさらに減少させていく必要があると考えております。そのため平成17年度から古紙などの資源物の集団回収の未実施地域を対象に町で回収を行い、リサイクル処理を行っているところでございますが、本年度も引き続き町で回収を行っていくことといたしております。

また、平成18年度から新たな取り組みといたしまして紙製容器包装類回収モニター事業を8自治会、約1,000世帯にご協力をいただき実施を考えております。これは可燃ごみとして処分をされております紙製容器包装類を可燃ごみから分別をして別途回収を行いましてリサイクル処理を行おうというものでございます。将来的には全町的な取り組みに発展をさせていきたいというようにも考え、担当としましてもそうい

う考えを持っておりますことから、当該モニター事業から問題点や課題等を掌握し、本格的な実施に際しての参考にこの事業をしていきたいというように考えております。また、ごみ減量化の基本でありますリデュース、リユース、リサイクルの実践をさらに推進するためにごみの行方探検ツアー、生ごみ堆肥化講習会などの啓発事業につきましても計画をしているところでございます。

また、指定袋には氏名を記入して排出していただくようお願いをしてくれているところですが、環境保全推進委員の活動報告の中でも無記名の袋も多く、ルール違反の排出ごみであっても自治会内で対処できずに困ることがあるといった意見も多くいただいておりますことから、全世帯に啓発物品を兼ねましたマジックの配布を計画をさせていただきます。この費用といたしまして88万5,000円を計上をさせていただきます。

続きまして、資源物の集団回収、家庭生ごみ減量化、空き缶リサイクルなど住民の方々の取り組みに対しまして引き続き奨励金交付事業を実施をしていくことといたしております。その費用といたしまして1,060万5,000円の計上をさせていただきます。それとリサイクル処理委託料といたしまして2,781万9,000円を、廃棄物の処理委託料といたしまして6,223万8,000円の計上をさせていただきます。

また、廃棄物の処理施設につきましても適切な維持管理及び安定かつ良好な施設運営を行い、ダイオキシンをはじめとします環境汚染に対します周辺住民の方々の不安解消及び周辺地域の環境整備につきましても引き続き進めていくことといたしております。次に、96、97ページの第3目し尿処理費でございます。本年度予算額は1億3,321万4,000円の計上をさせていただきます。前年度予算額と比較をいたしまして471万8,000円、3.7%の増でございます。この増となりました主なものは、平成19年1月末をもちまして海洋投棄が全面禁止となりますことから設備を改修するための費用でございます。本年度におきましても鳩水園の設備機器の補修を計画的に進め、安全かつ良好な稼働に努めますとともに、周辺地域の環境整備につきましても引き続き進めることといたしております。

次に、97ページの第4目美化推進費でございます。本年度予算額は248万2,000円を計上させていただきます。前年度予算額と比較をいたしまして6万5,000円、2.7%の増となっております。住民の方々に環境問題を考えていただき

ますとともに、美化意識の向上、環境の保持に努めることを目的といたします「いかるがの里クリーンキャンペーン」、「自治会内美化キャンペーン」を本年度も引き続き実施をいたすことといたしております。その事業に要します費用を計上をさせていただいているところでございます。

以上で第4款衛生費の説明とさせていただきます。よろしくご審議を賜りますようお願いをいたします。

○小野委員長 第4款衛生費についての説明が終わりましたが、質疑は明日お受けいたすこととし、これをもって本日の審査を終了いたします。

あすも引き続き予算審査特別委員会を行いますので、定刻にご参集をお願いいたします。

本日はこれをもって散会します。ありがとうございました。

(午後4時45分 散会)